

長野県障がい者プラン 2024（素案）

長 野 県

目次

計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 障がい者の概念	3
5 障がい保健福祉圏域の設定	3
6 推進体制	6
第1章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1 障がいのある人の現状	7
2 障がい者施策の動向	14
3 「長野県障害者プラン2018」の取組結果と課題	15
第2章 計画の概要	24
1 基本理念	24
2 基本的視点	24
3 施策体系	25
第3章 重点的に取り組む施策	26
1 共生社会の実現に向けた取組の強化	27
2 地域生活を支えるサービス基盤の充実	29
3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障	32
4 多様な障がいに対する支援の推進	36
第4章 分野別施策の方向	39
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	40
2 地域生活の充実	50
3 安全で暮らしやすい地域づくり	67
4 社会参加の促進	75
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	91

第5章 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標及び障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること	
（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）	113
1 成果目標	113
2 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等	122
3 地域生活支援事業に関すること	136
4 障がい保健福祉圏域計画	140
巻末資料	161
1 障害福祉サービス等の種類	162
2 数値目標 項目一覧（再掲）	164
3 長野県障がいのある方の実態調査	168
4 策定体制	186
5 策定経過	187

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県においては、「長野県障がい者プラン2018」（平成30年3月）を策定し、基本理念として、「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され、「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」の実現を掲げ、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、国において、次のとおり法律の制定・改正が行われました。

- ①令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定施行
国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定・実施
- ②令和3年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正
事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化（令和6年4月施行）
- ③令和3年6月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定
医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明確化（同年9月施行）
- ④令和4年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る法律」の制定施行
障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
- ⑤令和4年12月 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定
障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等に必要な施策に関する規定の整備

県においては、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、令和4年3月に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（「長野県障がい者共生条例」）を制定しました。

「長野県障がい者プラン2018」が令和5年度末をもって終了することから、このような変化に的確に対応するとともに、障がい者施策の一層の推進を図るため、その基本となる新たな計画「長野県障がい者プラン2024」を策定するものです。

【県・国の計画】

年度	14	~	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2002		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者計画	←-----→			←-----→					←-----→							←-----→										
	前期計画			後期計画					長野県障害者プラン2012							長野県障害者プラン2018					長野県障がい者プラン2024					
障害福祉計画	←-----→			←-----→			←-----→			←-----→			←-----→			←-----→			←-----→							
				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期				
福祉障害児計画	←-----→														←-----→		←-----→		←-----→							
															第1期		第2期		第3期							
(参考状況)	←-----→								←-----→							←-----→					←-----→					
	障害者基本計画(H15~24)								障害者基本計画(第3次)(H25~29)							障害者基本計画(第4次)(H30~R4)					障害者基本計画(第5次)(R5~9)					
									●障害者総合支援法施行							●障害者総合支援法一部改正										

2 計画の性格・位置づけ

○ 「長野県障がい者プラン2024」は、次の計画を一体化して策定し、本県の障がい者を取り巻く現状や環境の変化、前計画の取組結果や課題を踏まえつつ、具体的推進方策、達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

- 長野県障害者計画

障害者基本法第11条第2項の規定により、「障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画」
- 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項の規定により、「国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」
- 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の22の規定により、「国の基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画」
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条の規定による「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条の規定による「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
- 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

国の難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「地方公共団体における難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」

- 本計画は、「しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）」の個別計画に位置づけられており、SDGs（持続可能な開発目標）*の趣旨を最大限尊重するものとします。

※平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標と169のターゲット。

- 本計画は、市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定に当たり基本となるものです。

- 本計画は、本県の障がい者施策の向上に関するものであり、県が取り組む施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場で自主的、積極的な活動を行うための指針となることを期待するものです。

また、目標の達成に向けて、国の支援や県民、市町村、サービス事業者等の理解と協力を得ながら、取組を推進します。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とします。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

4 障がい者の概念

本計画における、「障がいのある人」「障がい者」の概念は、障害者基本法に規定する「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

5 障がい保健福祉圏域の設定

本計画では、単独の市町村域では対応困難なサービスや市町村域を越えて連携して対応すべきサービスが存在することから、県内10の障がい保健福祉圏域単位で重点化、具体化していく必要があるサービスについて、「障がい保健福祉圏域」を設定して障がい保健福祉施策を推進します。

本計画における障がい保健福祉圏域は、次のとおりです。

圏域名		構成市町村	構成数	管轄する県の 保健福祉事務所
1	佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	11	佐久
2	上小	上田市、東御市、長和町、青木村	4	上田
3	諏訪	岡谷市、茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村	6	諏訪
4	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	8	伊那
5	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	14	飯田
6	木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	6	木曾
7	松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	8	松本
8	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	5	大町
9	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	9	長野
10	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	6	北信
10圏域		77市町村		10保健福祉事務所

障がい保健福祉圏域



6 推進体制

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進捗管理を行います。

(1) 市町村等との連携

障がい保健福祉圏域計画の着実な推進、実現を図るため、県及び地域の自立支援協議会の場を活用して、市町村と計画の進捗管理を行い、課題の把握に努めます。

(2) 長野県障がい者施策推進協議会

学識経験者や障がい者団体の代表などで構成する「長野県障がい者施策推進協議会」において、計画の進捗管理を行うとともに、施策推進のあり方について検討を行います。

(3) 長野県自立支援協議会

各圏域の代表者、関係機関、当事者などで構成され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有や体制整備に関する協議の場である「自立支援協議会」において、支援体制の充実や課題の改善・施策化に取り組めます。

(4) 障がい者団体との意見交換

最新のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、定期的に障がい者団体との意見交換を行います。

(5) 県民に期待する(される)もの

障がい者福祉の推進に当たっては、公的サービスの充実とともに、地域社会がみんなで支え合う「誰にでも、居場所と出番」のある長野県づくりが求められています。

このため、県民一人ひとりがお互いに、地域社会において「支え手」でもあり「受け手」でもあるという認識のもとに、すべての県民が主体的に、それぞれの立場で、支え合い活動や、地域づくりに参画することが期待されます。

特に社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供や共生社会実現のための障がい等に対する理解の促進を図ることが求められています。

(6) 計画促進のための広報

広く県民や事業者に計画の趣旨や施策が理解されるよう、県ホームページ等を通して周知を図ります。

(7) 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度、関係部局と連携しながらこの計画に掲げた目標等の達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の推進を図るとともに、必要に応じて計画を見直します。

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有の名称等に使用されている場合は「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

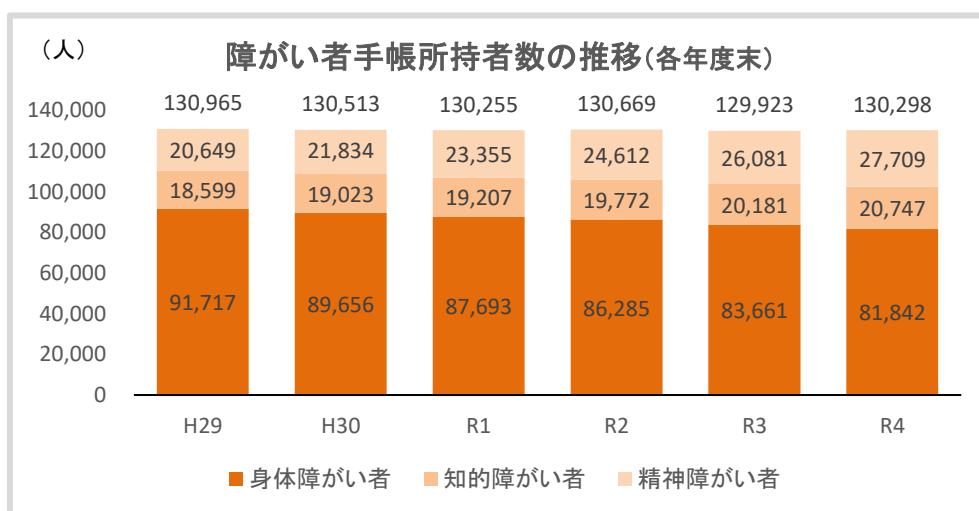
また、医学的な記述の中で使われる病名等は、従来どおりの表記としています。

第1章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の現状

令和5年3月末現在における、県内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者81,842人、知的障がい者20,747人、精神障がい者27,709人、合計130,298人となっています。

平成29年度と比較して身体障がい者は、10.8%減少していますが、知的障がい者は11.5%、精神障がい者は34.2%増加しています。

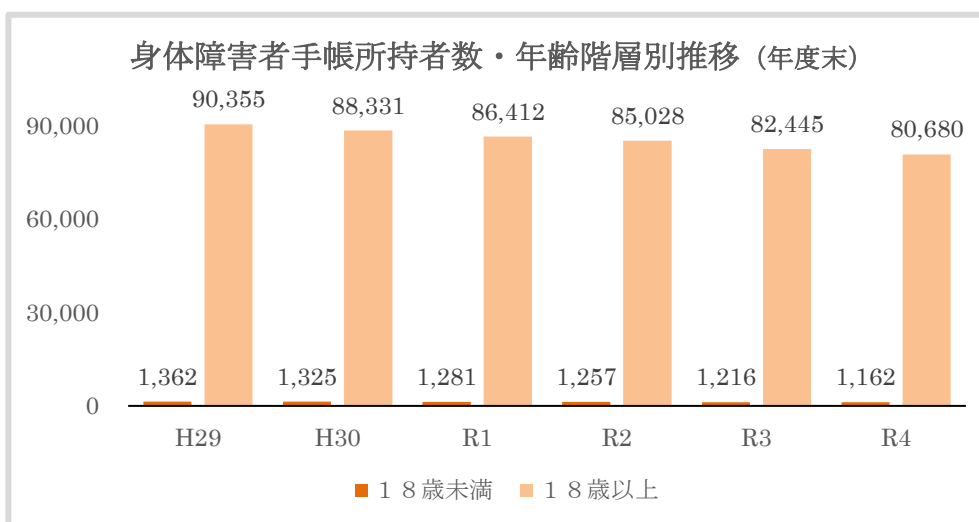


(障がい者支援課調べ)

① 身体障がい児・者

○ 身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移

平成29年度と比較して、18歳未満は14.7%、18歳以上は10.7%減少しています。

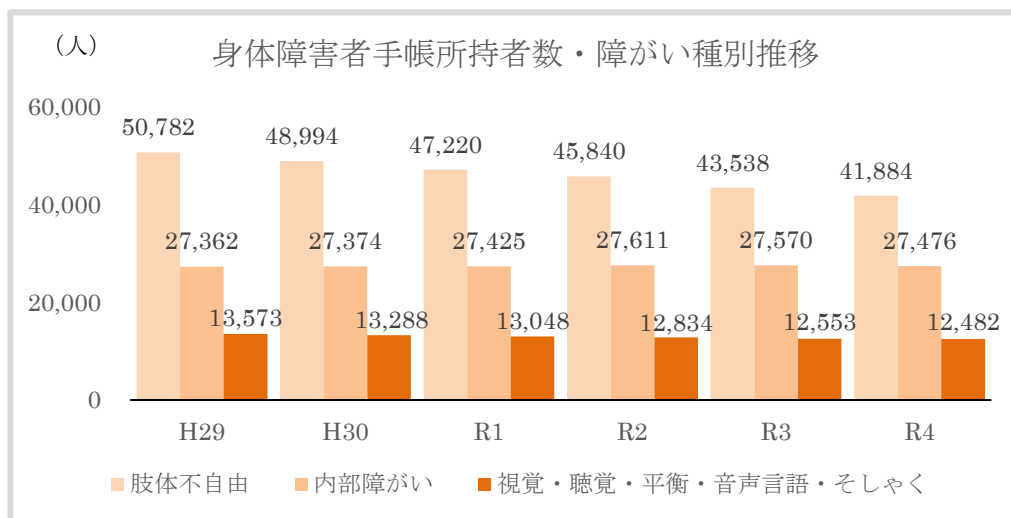


(障がい者支援課調べ)

○ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移

部位別で見ると肢体不自由が41,884人（51.2%）と最も多く、次いで内部障がいが27,476人（33.6%）、視覚・聴覚・平衡・音声言語・そしゃく障がい12,482人（15.3%）となっています。

平成29年度と比較して、肢体不自由は17.5%減少、内部障がいは0.4%の増加、視覚・聴覚・平衡・音声言語・そしゃく障がい8.0%の減少となっています。

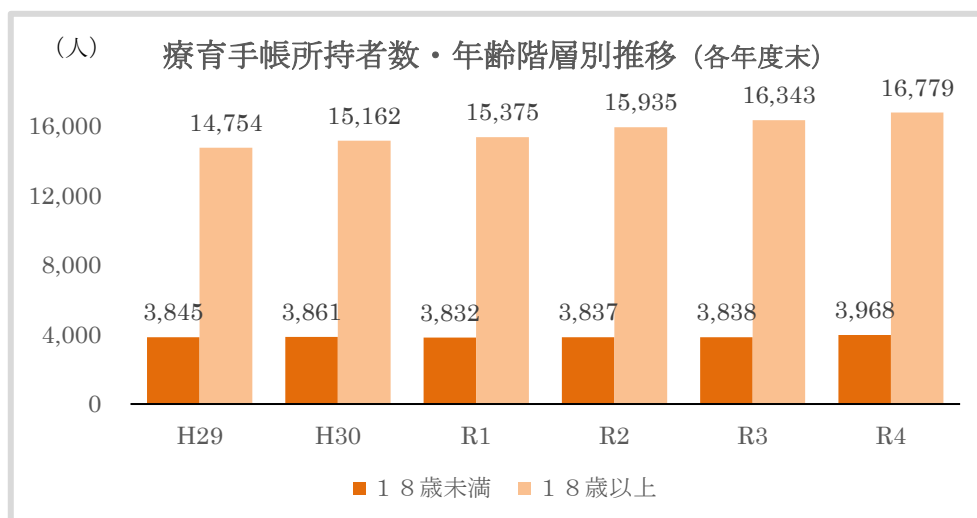


※「内部障がい」には、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸・免疫、肝臓が含まれる。
（障がい者支援課調べ）

② 知的障がい児・者

○ 療育手帳所持者数の年齢階層別推移

平成29年度と比較して、18歳未満は3.2%、18歳以上は13.7%増加しています。

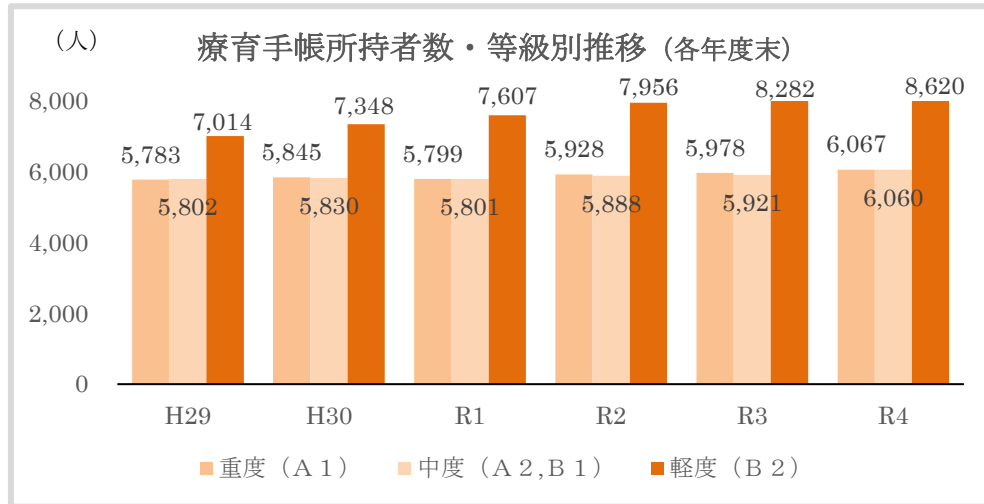


（障がい者支援課調べ）

○ 療育手帳所持者数の等級別推移

等級別では、重度（A1）が6,067人（29.2%）、中度（A2・B1）が6,060人（29.2%）、軽度（B2）が8,620人（41.6%）となっています。

平成29年度と比較して、重度が4.9%、中度が4.4%、軽度が22.9%増加しています。



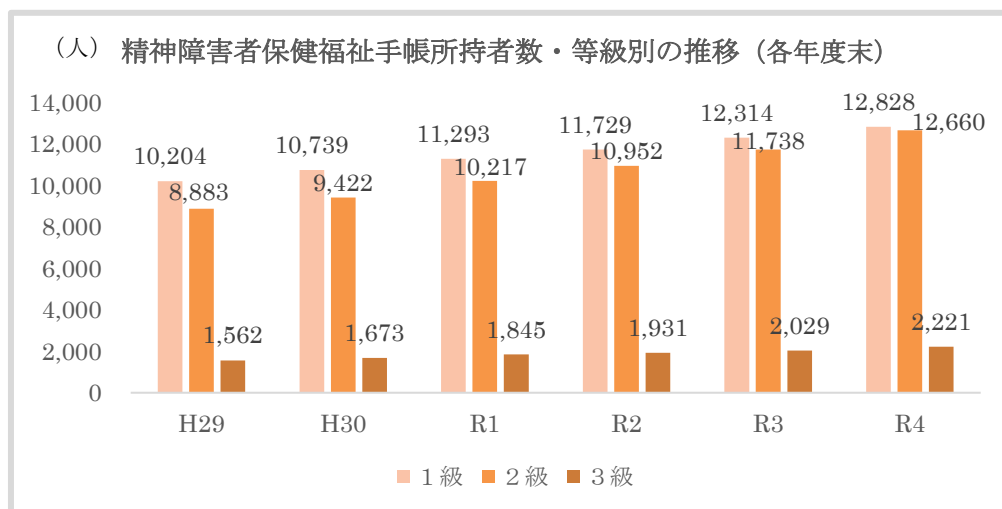
(障がい者支援課調べ)

③ 精神障がい者

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

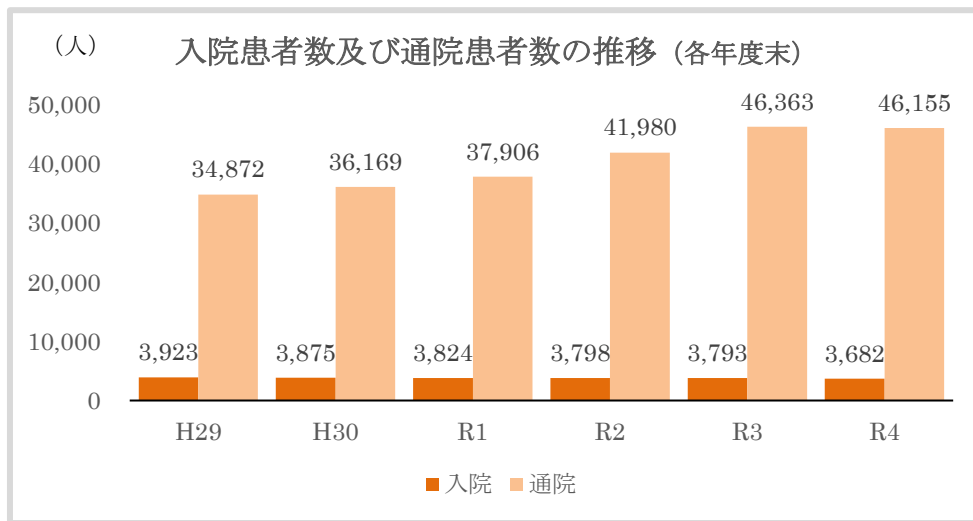
等級別では、1級が12,828人（46.3%）、2級が12,660人（45.7%）、3級が2,221人（8.0%）となっています。

平成29年度と比較すると、1級は25.7%、2級は42.5%、3級は42.2%増加しています。



(保健・疾病対策課調べ)

- 入院患者及び通院患者の推移
精神障がい入院患者数は減少傾向（平成29年度比6.1%減）にあるのに対し、通院患者数は増加傾向（同32.4%増）にあります。

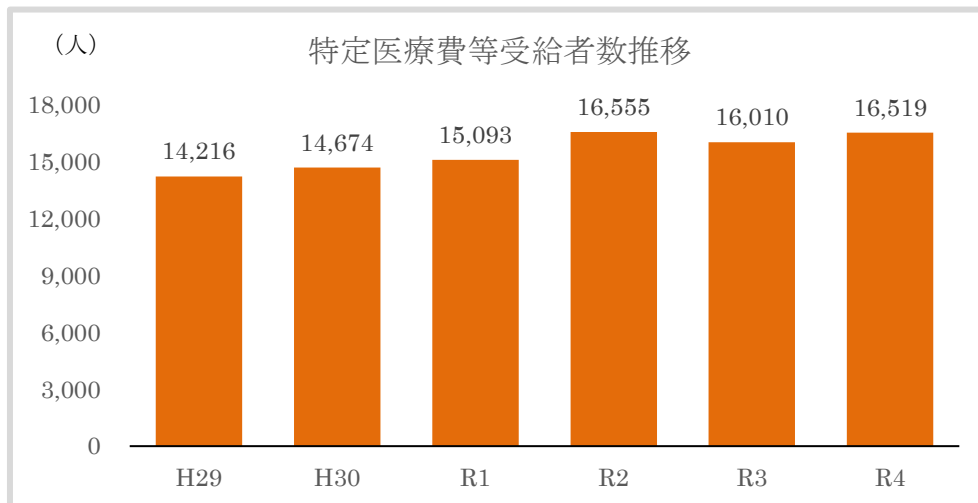


- *入院患者数：病院月報による
- *通院患者数：自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

（保健・疾病対策課調べ）

④ 難病患者等

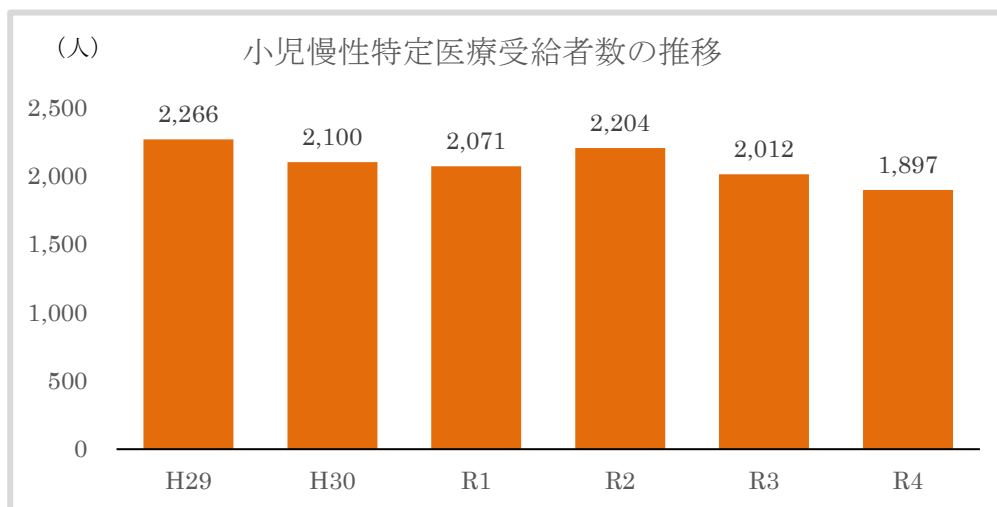
- 特定医療費等受給者数の推移
平成29年度と比較して16.4%増加しています。



（注1）「特定医療費等受給者」とは、特定医療費、特定疾患治療研究、先天性血液凝固因子障害等、長野県特定疾病及び遷延性意識障害に係る医療費助成制度の受給者をいう。

（保健・疾病対策課調べ）

- 小児慢性特定疾病認定者数の推移
平成29年度と比較して16.3%減少しています。



(保健・疾病対策課調べ)

⑤ 発達障がい者

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

これらのタイプのうちどれに該当するのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

その人はどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、一人ひとりに合った支援が必要です。

なお、厚生労働科学研究によると、未診断例を含めた発達障がいの支援ニーズは小学1年生で少なくとも10%程度は存在するとされています。^{*1}

また、発達障がいの特性があり障害福祉サービスを必要とする人は、人口の0.9~1.6%と推計されています。^{*2}

^{*1} 「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実践と評価」
(研究代表者 本田秀夫)

^{*2} 「1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の变化：地域ベースの横断的および縦断的研究」(研究代表者 神尾陽子)

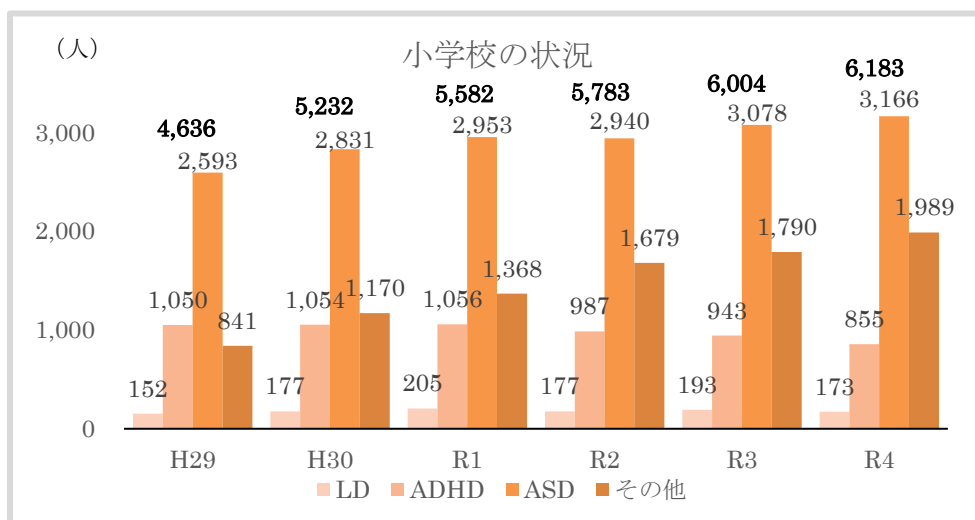
発達障がい者支援センターへの相談件数の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1,026	1,111	888	800	550	362

(発達障がい者支援センター)

- 発達障がい診断等のある児童生徒の状況
小中高全体で増加傾向にあり、平成29年度8,079人と比較して、令和4年度は11,561人で、43.1%増加しています。

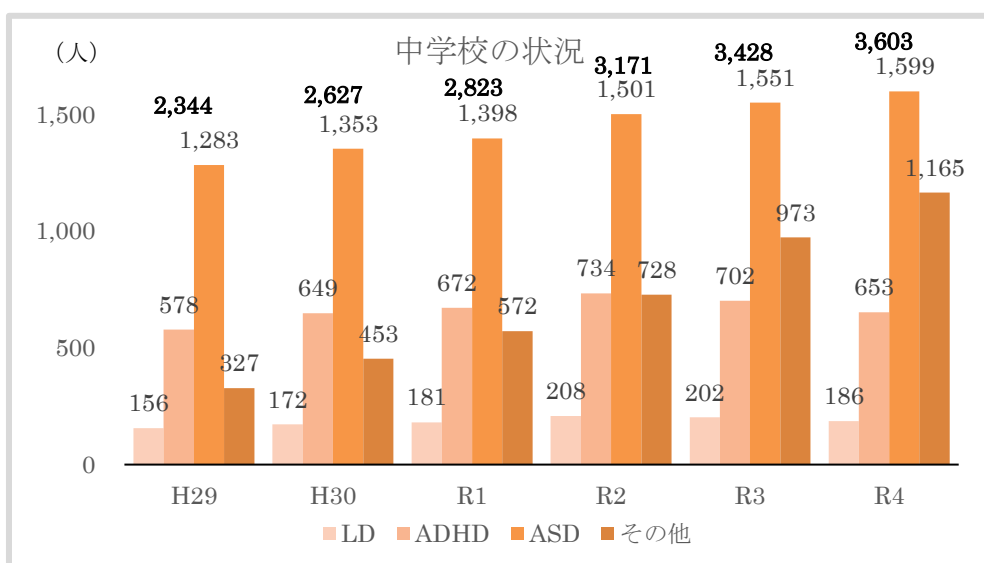
- ・ 小学校の状況
平成29年度と比較して、33.4%増加しています。



※学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）、その他についての調査です。（県教育委員会調べ）

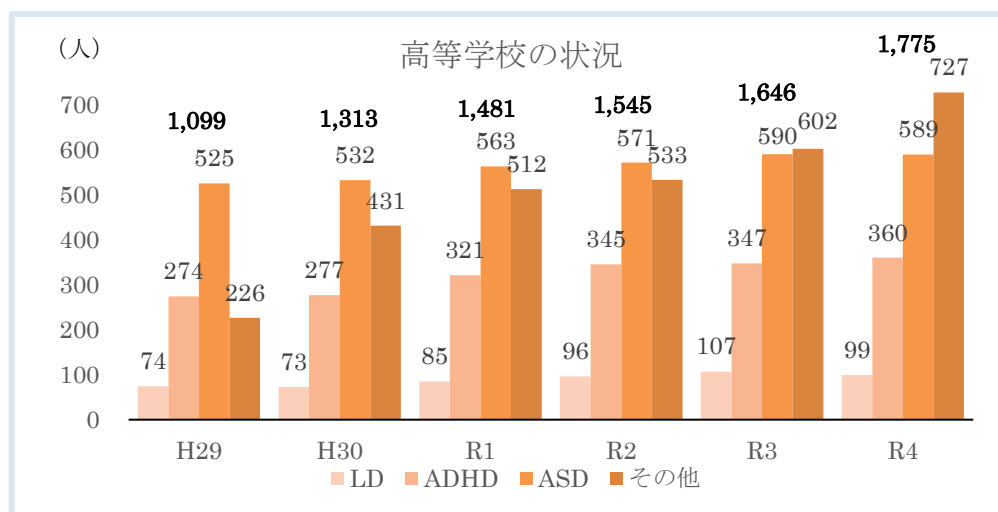
※また、自閉症スペクトラム障害（ASD）には広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を、その他には複数の発達障がい、反抗挑戦性障害（ODD）を含みます。

- ・ 中学校の状況
平成29年度と比較して、49.8%増加しています。



（県教育委員会調べ）

- 高等学校の状況
平成29年度と比較して、49.8%増加しています。



(県教育委員会調べ)

⑤ 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、病気や交通事故などにより脳の一部に損傷を受けた結果、「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」等が見られ、それにより日常生活や社会生活（就労等）に支障が生じた状態をいいます。

高次脳機能障害は、身体の障がいを伴わない場合もあるため、外見上からは障がいが分からないことがあります。

また、本人が自分の障がいを認識できていないこともあるので、本人の症状に合わせた支援が必要です。

高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	2,385	2,054	2,030	3,081	2,689	2,506
相談者数	427	403	401	392	341	461

(障がい者支援課調べ)

2 障がい者施策の動向

前計画期間（H30～R5）中に新たな法律・条例の制定や改正等が行われています。

平成 30 年 6 月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立 （平成 30 年 6 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を計画的に推進することを規定 等
令和元年 6 月	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立 （令和元年 6 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定・実施
令和 2 年 6 月	<p>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立 （令和 2 年 12 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の責務、総務大臣による基本方針の策定 ・電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
令和 3 年 6 月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和 6 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化 ・地方公共団体等が差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化 等
令和 3 年 6 月	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立 （令和 3 年 9 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、地方公共団体等の責務を規定 ・保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定を規定 等
令和 4 年 3 月	<p>「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の成立 （令和 4 年 4 月一部施行、令和 4 年 10 月全部施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参画する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会を実現するために、県の取り組むべき施策や責務を規定 等
令和 4 年 5 月	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和 4 年 5 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を規定 等
令和 4 年 12 月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立 （令和 6 年 4 月施行、一部令和 5 年 4 月、一部令和 5 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定整備 等

3 「長野県障がい者プラン2018」の取組結果と課題

前計画では、総合的に施策を推進するために体系づけた5つの分野別施策と4つの重点施策に基づき、数値目標等により進捗管理を行いました。

ここでは、数値目標等の達成状況を踏まえながら、前計画の主な課題と成果をとりまとめました。

なお、「長野県障がい者プラン2018」の一部として策定した第5期障害福祉計画（平成30～令和2年度）に係る数値目標については、第6期障害福祉計画（令和3～5年度）策定時に必要な見直しを行いました。

(1) 重点施策

重点施策1 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになるための県民運動「信州あいサポート運動」や、障がいのある人などが配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及（令和4年度末 累計 24,055 個配布）などにより、障がいに対する理解の促進を図りました。
 - ・ 障がいのある人とない人との交流機会の拡大のため、「パラウェーブNAGANO」プロジェクトによるパラスポーツの大会や体験型授業、サンアップルでの交流イベントなどを実施しました。
 - ・ 障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県をつくるため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（以下、この項で「条例」という。）を令和4年3月に制定しました。
 - ・ 条例に基づき、障がいへの理解や事業者の合理的配慮の提供を進めるため、出前講座の開催（令和4年度 23 回実施）や令和4年度には「共生社会づくりフォーラム」を実施しました。
 - ・ 障がい者差別の解消のため、専門職員を配置し、個別の相談対応をするとともに、条例に基づき令和4年10月に「障がい者共生社会づくり調整委員会」を設置し、紛争解決のための仕組みを整備しました。
 - ・ 障がい者虐待の防止等のため、「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」において虐待通報等への対応、市町村への助言等の取組を行いました。
 - ・ 長野県社会福祉協議会が実施するセミナー等に対し、補助することにより、成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利行使を推進しました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H28年度	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
あいサポーター研修受講者数	人	45,088	71,724	127,000	56.5%
成年後見制度申立件数 ※数値は暦年	件	509	443	600	73.8%

○ 今後の課題

- ・ 県が令和4年度に実施した「障がいのある方の実態調査」の調査結果によると、障がいのある人の多くが、「生きづらさ」や「障がいに対する理解」がないと感じています。条例が掲げる「障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県」を実現するため、障がいへの理解を深める普及啓発や事業者による合理的配慮の提供の促進等の取組を強化する必要があります。
- ・ 条例施行後も差別事案や虐待事案が発生していることから、権利擁護の推進に向けた各種取組を更に推進する必要があります。

重点施策2 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 充実した地域生活を送るための基盤整備として、短期入所事業所やグループホームなどのサービス提供体制の整備・充実を図りました。
- ・ サービスの質の向上を図るため、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET 上での事業所情報の公表を事業所に働きかける（令和4年度末72.5%）など各種取組を実施しました。
- ・ サンアップルなどの県有施設の運営については、第三者評価や利用者満足度調査等の結果を踏まえ、障がいのある人が利用しやすい施設を目指し、サービスの充実に努めました。
- ・ 地域移行・地域定着支援の強化を図るため、地域相談支援の利用増加に資する取組（圏域の自立支援協議会においてケースの共有や利用促進策の検討）を実施しました。
- ・ 相談支援体制の充実のため、相談支援専門員の養成研修の実施や、地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図りました。
- ・ 地域生活支援拠点等については、10圏域で概ね整備済みとなり、定期的な運用状況等の検証及び検討を行い、機能の充実を図りました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
施設入所者の地域生活移行者数	人	169	73	220	33.2%
短期入所サービスを行う事業所	箇所	134	164	172	95.3%
計画相談支援・障害児相談支援 (モニタリングの実施)	回/年	2.78	3.06	4.0	76.5%
グループホームの定員数※	人	2,841	3,344 (R2)	3,321 (R2※)	100.7%
地域生活支援拠点等の整備	圏域 (地域)	2	12	13	92.3%

※第6期障害福祉計画の指標としていないのでR2の目標値

○ 今後の課題

- ・ 障がいのある人が安心して地域生活を送るため、不足・偏在するサービス提供基盤の整備が必要です。特に強度行動障がいや医療的ケア等の多様な障がいを受け入れられるサービス基盤は不足しており、更なる受入体制の整備促進が必要です。
- ・ サービスの質の向上や多様な障がいに対応できる専門性の高い人材の確保・定着を図るため、研修内容の充実や処遇改善等の取組が求められています。
- ・ 障がい児のサービス提供体制を構築するため、児童発達支援センターの設置促進や、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、障害児入所施設からの移行調整に係る取組の推進が必要です。

重点施策3 社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 一般就労の促進を図るため、法定雇用率未達成企業への勧奨状の発出（令和4年度727件発出）や障害者就業・生活支援センターによる個別支援のほか、障がい者短期トレーニング（職場実習）の実施（令和4年度実施者数322人）を通じて障がいのある人と企業双方のマッチング向上と、職場定着しやすい環境の整備を促進しました。
- ・ 工賃アップに向け、共同受注の促進による事業所間の連携・体制づくりや、県内4か所に配置した地域連携促進コーディネーターによる助言、企業や他事業所との連携による取組を促進しました。
- ・ 農福連携を推進するため、「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施し、就労施設を利用する障がいのある人の農家等における施設外就労の促進を図りました。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成を行い、情報・コミュニケー

ション支援の充実を図りました。

- ・ 長野車いすマラソン大会や地区及び県障がい者スポーツ大会等のイベントを開催し、多くの障がいのある人がスポーツを楽しめる機会を作るとともに、パラスポーツ指導員養成研修の実施により、障がい者スポーツ普及のための人材の拡充を図りました（令和4年度末パラスポ指導員 514 人）。
- ・ 障がい者文化芸術祭やザワメキサポート展などの文化芸術の発表の場や鑑賞機会を提供し、文化芸術に親しめる環境づくりを行いました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H28 年度	R4 年度 実績 (A)	R5 年度 目標値 (B)	達成率 (A) / (B)
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	6,075	7,351	7,599	96.7%
福祉就労強化（月額平均工賃の向上）	円	15,246	16,930	21,000	80.6%
就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	109	151	140	107.9%
手話の理解（初級程度の習得）	%	7.4	モニターアンケート未実施	10.0	—
障がいのある人のスポーツ参加促進（障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ）	%	13.2	31.9	50.0	63.8%

○ 今後の課題

- ・ 法定雇用率未達成企業（43.5 人以上規模：R5.6）の割合は 37.7%あります。障がい特性に合わせた就労選択ができるよう、就労の場の更なる拡大、支援関係者の連携によるきめ細かな支援が必要です。
- ・ 障がい者に働く場を提供する就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上が、引き続き求められており、生産活動の高付加価値化に資する取組等が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、スポーツや文化芸術等の交流機会が減少しているため、社会参加の機会の拡大及びその情報提供の取組が必要です。
- ・ 障がいのある人があらゆる社会活動に参加する上で、情報保障は必須であり、引き続き意思疎通支援者の養成などの情報・コミュニケーション支援の充実に取り組む必要があります。

重点施策4 多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 医療的ケア児に対する支援体制を整備するため、令和4年4月に医療的ケア児等支援センターを設置しました。
センターにおいて、専門的な相談の実施や、県及び圏域の医療的ケア児等支援連携推進会議の開催により、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう連携体制の強化を図りました。
- ・ 高次脳機能障害者の社会復帰や就労復帰を支援することを目的に、県内4か所の高次脳機能障害支援拠点病院にコーディネーターを配置し、相談等支援を実施しました。
- ・ 強度行動障がい適切に対応できる人材の育成を図るため、県が指定した研修機関において支援者研修を実施しました。
- ・ 小中高における特別支援教育の充実のため、研修会による支援力向上や実践研究により、発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図りました。
また、LD（学習障がい）等指導教室を増設し、多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制の構築を図りました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H28年度	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
医療型短期入所事業所	箇所	12	18	19	94.7%
難病患者・家族への相談支援	件	3,337	6,344	現在の水準 を維持	達成
発達障がい者に関する理解の普及啓発 (サポーター養成講座の受講者)	人	8,160	17,211	22,000	78.2%
個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	市町村	38	44	77	57.1%
高次脳機能障害支援普及事業相談件数	人	3,231	2,506	3,500	71.6%
強度行動障がい支援者養成研修 (実践研修修了者の累計) ※	人	367	1,047	1,417	73.9%

※コロナ禍でR2(2020)の研修中止

○ 今後の課題

- ・ 多様な障がい特性に応じた支援を提供できる人材確保・育成のための専門研修の充実などの取組が必要です。
- ・ 多様な障がいを受け入れられる障害福祉サービス提供体制の充実が必要です。
- ・ 難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等、多様な障がい特性に応じた支援が必要です。
- ・ ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、福祉・医療・教育・労働等の関係機関の連携を更に強化していく必要があります。

(2) 施策項目 ※前計画の数値目標 No1～No48、障害福祉計画の数値目標①～⑮

施策項目1 権利擁護の推進

① 数値目標 (前計画)

No	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
1	信州あいサポーター運動推進事業 (あいサポーター研修受講者数)	人	45,088	71,724	127,000	56.5%
2	成年後見制度申立件数 ※実績は暦年	件	509	443	600	73.8%
3	ボランティア活動リーダーの養成	人	287	2,679	2,300	116.5%

施策項目2 地域生活の支援

① 数値目標 (前計画)

No	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
4	計画相談支援・障がい児相談支援の質の 向上 (モニタリングの実施)	回/年	2.78	3.06	4	56.5%
5	計画相談支援・障がい児相談支援の質の 向上 (相談支援専門員1人・1月当たり相 談件数が35件以上の者の割合)	%	—	0.1	0	—
6	相談支援事業 (基幹相談支援センター設置数)	箇所	4	13	圏域に1つ 以上	未達成
7	福祉大学校運営事業 (介護福祉士の養成)	人	14	12	20	60.0%
8	福祉大学校運営事業 (保育士の養成)	人	51	43	50	86.0%
9	社会福祉研修事業 (福祉・介護従事者に対する研修の実施)	人	8,847	2,141	9,200	23.3%

② 第6期障害福祉計画

No	数値目標	単位	基準値 R元年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
①	地域生活移行 (障害者支援施設から地域 生活への移行)	人	119	73	220	33.2%
②	短期入所サービス (サービスを行う事業所)	人	147	164	172	95.3%
③	グループホーム (定員数) ※第6期で指標としていないため	人	3,231 (H28※)	3,344 (R2※)	3,321 (R2※)	100.7%
④	自立生活援助サービス (サービスを行う事業所)	箇所	10	17	28	60.7%
⑤	精神障がい者の地域移行支援 (精神病床への1年以上入院患者数 65 歳以上)	人	1,376	1,303	1,097	84.2%
⑥	精神障がい者の地域移行支援 (精神病床への1年以上入院患者数 65 歳未満)	人	917	802	673	83.9%
⑦	精神障がい者の地域移行支援 (入院後3か月時点の退院率)	%	69	68.6 (R元)	69以上	99.4%

No	数値目標	単位	基準値 R元年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
⑧	精神障がい者の地域移行支援 (入院後6か月時点の退院率)	%	84	83.4	86以上	97.0%
⑨	精神障がい者の地域移行支援 (入院後1年時点の退院率)	%	90	90.9	92以上	98.8%
⑩	地域相談支援 (地域移行支援利用者数)	人	26	21	86	24.4%
⑪	地域相談支援 (地域定着支援利用者数)	人	186	210	493	42.6%
⑫	自立生活援助 (自立生活援助利用者数)	人	33	71	95	74.7%
⑬	地域生活支援拠点等の整備	圏域 (地域)	12	12	13	92.3%

施策項目3 安全で暮らしやすい地域づくり

① 数値目標(前計画)

No.	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
10	市町村の「避難行動要支援者名簿」策定への支援	市町村	64	77	77	100.0%
11	災害時住民支え合いマップの策定	地区数	2,941	3,380	配慮者がいる全ての地区 (R7)	—
12	要配慮者利用施設を守る砂防事業 (土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設対策事業の事業完了施設数)	施設	24	55	55	100.0%
13	福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村	9	8	77	10.4%
14	多数の者が利用する施設(耐震化割合) ※長野県耐震改修促進計画(第Ⅱ期目標)	%	89.7	92.5 (R2) ※5年ごとの調査	95 (R2)	97.4%
15	都市計画区域マスタープラン策定 (第2回見直し)	区域	0	29	20	145.0%
16	低床バスの普及 ※長野県新総合交通ビジョンの目標値	%	46.6	66.0	100	66.0%
17	駅舎のバリアフリー化	駅	19	17	26	65.4%
18	交通安全施設等整備 (視覚障がい者用付加装置信号機)	箇所	441	462	455	101.5%
19	交通安全施設等整備 (音響式歩行者誘導装置信号機)	箇所 (地域)	328	388	350	110.9%
20	交通安全施設等整備 (高齢者等感応化信号機)	箇所	115	107	121	88.4%
21	交通安全施設等整備(PICS:歩行者等支援情報通信システム)	箇所	10	14	13	107.7%
22	交通安全施設等整備 (歩車分離式信号機)	基	407	479	447	107.2%

No.	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
23	交通安全対策（幅の広い歩道設置）	km	668	687	717	95.8%
24	無電柱化推進（電線共同溝設置）	km	39.0	42.6	43.2	98.6%
25	歩道リメイク（歩道段差切下げ）	箇所	1,861	1,969	2,106	93.5%
26	交通安全対策 （視覚障がい者誘導用ブロックの敷設）	km	24.6	31.8	34.0	93.5%
27	県営住宅の建設・改修 （バリアフリー化）	戸	2,473	2,681	2,790	96.1%

施策項目4 社会参加の推進

No.	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
28	法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	6,075	7,351	7,599	96.7%
29	無料職業紹介事業による就職者数	人	261	559	480	116.5%
30	福祉就労強化事業 （月額平均工賃の向上）	円	15,246	16,930	21,000	80.6%
31	農福連携による支援 （就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援）	農業に取り 組む事業所 数	109	151	140	107.9%
32	手話通訳者の登録	人	167	166	180	92.2%
33	要約筆記者の登録	人	132	119	170	70.0%
34	手話（初級）を使うことのできる人の調査	%	7.4	モニターアン ケート未実施	10.0	—
35	障がい者スポーツ体験会等の実施 （市町村で行う体験会や交流会の開催支援）	市町村	8	15	63	23.8%
36	障がいのある人のスポーツ参加促進 （障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ）	%	13.2	31.9	50	63.8%

② 第6期障害福祉計画

No.	数値目標	単位	基準値 R元年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
⑭	福祉施設から一般就労への移行者数	人	265	338	421	80.3%

施策項目5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

No.	数値目標	単位	基準値 H28年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
37	歯科保健医療サービス提供困難者への 歯科保健医療推進事業（訪問歯科検診）	人	52	85	60	141.7%
38	重度心身障がい者歯科診療施設の要請 （歯科診療）	病院	4	4	4	100.0%
39	難病相談支援センター事業（難病患者・ 家族への相談支援）	件	3,337	6,344	現在の水準 維持	達成
40	保健福祉事務所での難病相談会等の開 催（難病患者・家族の交流会等の実施）	回	80	6	現在の水準 維持	未達成
41	発達障がい者支援事業 （サポーター養成講座の受講者）	人	8,160	17,211	22,000	78.2%
42	発達障がい者支援事業（個別支援ノート 等の情報共有手段を活用する市町村）	市町村	38	44	77	57.1%
43	高次脳機能障害及びその関連障害に対 する支援普及事業 （相談窓口設置による支援）	人	3,231	2,506	3,500	71.6%
44	強度行動障がい支援者養成研修 （適切な支援を行うことができる実践 研修修了者数）	人	367	1,047	1,417	73.9%
45	乳幼児健診未受診者の全数の状況を把 握する体制がある市町村	市町村	72	77	77	100.0%
46	分娩を扱う産科医療機関（助産所を除 く）における新生児聴覚検査の実施率	%	97.8	100	97.8	102.2%
47	特別支援学校高等部卒業生の就労率	%	26.2	23.7	36.6 (R4)	64.8%
48	副次的な学籍を導入している市町村の 割合	%	52.0	89.6	70.0 (R4)	128.0%

② 第6期障害福祉計画

No.	数値目標	単位	基準値 R元年度等	R4年度 実績(A)	R5年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
⑮	医療型短期入所事業所	箇所	12	18	19	94.7%

第2章 計画の概要

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

2 基本的視点

(1) 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないよう、子ども期からの教育や啓発等の障がい者の権利を擁護する取組を推進し、社会的障壁のない共生社会の実現を目指します。

(2) 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、地域社会との関わりを持ちながら、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制やサービス基盤の充実を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するため、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられるよう、就労支援を推進します。

また、障がいのある人が、スポーツや文化芸術活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、地域社会との関わりを持ちながら、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

3 施策体系

1 障がいへの理解と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいに対する理解の促進 (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大 (3) 権利擁護、虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進 ② 権利行使の支援 ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進
2 地域生活の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい福祉人材の確保・定着 ② 障害福祉サービスの質の確保・向上 ③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進 ④ 精神障がい者の地域移行の支援 ⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい県立施設 (2) 生活の安定に向けた取組 (3) 相談支援体制の充実
3 安全で暮らしやすい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全な暮らしの確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 防犯・交通安全対策の推進 ② 防災対策・災害発生時の支援の推進 (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉のまちづくりの推進 ② 住宅の整備に対する支援
4 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般就労の促進 ② 福祉的就労の支援 ③ 農林業分野における就労支援 (2) 社会活動への参加支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① スポーツの裾野拡大と競技力向上 ② 文化芸術活動の充実 ③ 生涯学習の推進 ④ レクリエーション活動の推進 (3) 移動支援の充実 (4) 情報・コミュニケーション支援の充実
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療体制の充実 ② 歯科口腔保健医療 (2) 多様な障がいに対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ② 難病対策の推進 ③ 難聴児支援の推進 ④ 発達障がい者支援の充実 ⑤ 高次脳機能障害支援体制の強化 ⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実 ⑦ 強度行動障がい支援の充実 (3) 教育・療育体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 障がいの早期発見に向けた支援 ② 地域療育機能の強化 ③ 特別支援教育の充実

第3章 重点的に取り組む施策

計画の基本理念及び基本的視点に沿って施策を展開していく中で、第1章で述べた障がいのある人の現状や障がい者施策の状況、前計画の成果や課題を踏まえ、特に重点的に取り組む施策について、次の柱を立てて推進していきます。

重点施策1

共生社会の実現に向けた取組の強化

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

重点施策2

地域生活を支えるサービス基盤の充実

自ら選択した地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な相談支援体制やサービス基盤の整備等の取組を推進します。

重点施策3

出番があり生きがいを感じられる生活の保障

生きがいのある充実した生活を保障するため、就労支援、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の支援、情報保障の充実等の取組を推進します。

重点施策4

多様な障がいに対する支援の推進

医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がいなどの障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

重点施策1

共生社会の実現に向けた取組の強化

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

現状と課題

- 長野県では、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別に関する紛争を解決するための体制整備等を内容とする「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（以下、「障がい者共生条例」という）を制定し、令和4年4月1日に一部施行、同年10月1日に全部施行しました。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、全ての県民は基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられること、また「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことが必要です。
- しかし、障がい者共生条例制定後も、県の調査結果によると、障がいのある人の約半数が、「生きづらさ」や「障がいに対する理解がない」と感じています。また、障がいのある人に対する差別事案や虐待事案の発生していることから、障がいへの理解を深めるための普及啓発や事業者による合理的配慮の提供の促進、障がい者の権利擁護の各種取組を一層推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 啓発・広報の実践
 - ・ 障がいのある人への社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の普及啓発をワークショップや啓発動画等の配信により県民や事業者に行い、障がいのある人に対する差別の解消及び合理的配慮の提供を促進します。
 - ・ 事業所における合理的配慮の提供の促進を図るため、合理的配慮の提供に取り組む事業所を「ともいきカンパニー」として認定します。
 - ・ 障がいのある人へちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」※にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」※の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の推進を図ります。
- 障がいに対する理解を深める研修会の実践
 - ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろ

う者に対する理解を促進するための講座を開催します。

○ 障がいのある人となない人との交流機会の拡大

- ・ パラウエーブ NAGANO プロジェクトの取組（「パラ学」、「ボッチャ競技大会」等）を通じて、障がいのある人となない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
- ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザウメキサポートセンター）による障がいのある人の芸術作品の展示・紹介を通じて、障がいのある人となない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。

○ 障がいを理由とする差別解消の推進

- ・ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口に関し共生社会づくり推進員を配置し、きめ細かな相談対応や関係機関との連絡調整を行います。
また、不当な差別的取扱いの防止及び合理的配慮の提供に資するため、県が収集したこれらの事例を分析し、その結果を公表します。

○ 障がい者虐待防止対策の推進

- ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら、虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。

達成目標等

目標項目	単位	現状 令和 4 年度	目標 令和 11 年度
あいサポーター研修受講者数	人	71,724	83,000
体験型教育プログラム 「パラ学」	実施クラス数 (累計)	167 (令和元~4 年度)	690 (令和元~11 年度)

【用語解説】

※信州あいサポート運動：誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくる取組。鳥取県が平成 21 年 11 月に開始し、本県は平成 25 年 9 月からスタート。現在、本県を含む 8 県 16 市 6 町で実施。（令和 4 年 6 月現在）

※ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせる事ができるマークとして、平成 24 年に東京都が作成し配布を開始したもの。本県は、平成 30 年 7 月から配布開始。

重点施策2

地域生活を支えるサービス基盤の充実

自ら選択した地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な相談支援体制やサービス基盤の整備等の取組を推進します。

現状と課題

○ 令和6年4月から、地域生活支援拠点等は障害者総合支援法に位置付けられ、その整備は市町村の努力義務となりました（R6.3：74市町村整備済）。今後は機能の充実・強化に向け、他分野と連携した重層的な支援体制や緊急時に対応するための体制、地域生活移行に向けた体験の場づくり、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保が課題となっています。

また、平成24年には、障害者総合支援法において、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な機関として位置づけられ、令和6年4月からはその設置が市町村の努力義務となりました（R6.3：49市町村設置済）。基幹相談支援センターには、豊富な経験や技術・知識を要する個別支援、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、地域の自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの機能が求められています。

○ 障がいのある人が希望する地域生活を実現・継続するためには、それぞれの地域において、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービス提供基盤の充実を図ることが必要です。

特に重症心身障がい児（者）等が利用する医療型短期入所事業所は、令和5年度末で県内に19箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

単位：事業所数

サービス種別	平成28年度	現状 令和4年度 A	目標 令和5年度 B	達成割合 (A/B)
生活介護	186	241	230	104.8%
就労継続支援B型	245	321	314	102.2%
短期入所	134	164	172	95.3%
（うち医療型）	(12)	(18)	(19)	(94.7%)
共同生活援助※	514	691	722	95.7%

※共同生活援助のみ住居数

○ 障害福祉サービス等の安定的な提供に向け、施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備・改善や処遇改善等を行う必要があります。

○ 障害福祉サービス等の利用者の多様化や障害福祉サービス等に多様な事業者の参入が進んでいることを踏まえ、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、障害福祉サービス等の質の確保・向上をより一層図っていくことが重要となっています。

施策の展開・方向性

- **地域生活支援拠点等の機能強化**
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能充実のため、市町村（圏域）において、コーディネーターの役割を担う者を配置するとともに、必要な機能が適切に発揮されているか定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて機能の充実・強化が図られるよう、県自立支援協議会等を活用して、地域の現状や課題等の把握、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。
- **基幹相談支援センターの設置促進**
 - ・ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターが担うべき役割・効果や設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
- **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
 - ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者の意見を聞きながら障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- **人材の確保・定着とサービスの質の向上**
 - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。
 - ・ 障害福祉サービス等の現場における介護業務の負担軽減や業務の効率化などの労働環境の改善を通じて、安心・安全な質の高いサービスの提供を推進するとともに、人材の確保・定着を図るため、介護ロボットやICTの導入を支援します。
 - ・ 障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性向上を図り、仕事に誇りと自信を持って取り組めるよう、県や関係団体などが実施する研修の情報提供を行うとともに、研修内容の充実を図ります。
- **適切なサービス提供体制の確保**
 - ・ 各施設等において、人員配置や設備・運営に関する基準が遵守され、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、障害福祉サービス等を提供する事業者に対して集団指導及び実地指導を徹底します。
- **サービス提供基盤の整備促進**
 - ・ 市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行うとともに、圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量を確保できるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
 - ・ 地域生活の安心を確保するため、レスパイトケアや緊急時の受入れ等を行う短期入所サービスを身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を促進します。特に、医療型短期入所については、重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、拡充を図ります。

- 障がい児やその家族への支援の充実が図られるよう、児童発達支援センターの整備を計画的に支援するとともに、児童発達支援センターが地域における中核的役割を果たせるよう支援します。

達成目標等

目標項目		単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
施設入所者の地域生活移行者数 (令和5~8年度)		人	73 (令和2~4年度)	166 (令和5~8年度)
地域生活支援拠点 等の整備	拠点がカバーしている市町村	市町村	74	77
	各圏域(地域)のコーディネーターの役割を担う者がカバーしている市町村		45	77
	年1回以上の運用状況の検証・検討をしている市町村		77	77
基幹相談支援センター (カバーしている市町村数)			50	77
短期入所サービスを行う事業所		箇所	164	196

【用語解説】

※レスパイトケア：障がいのある人等を在宅でケアしている家族等が休息をとれるよう、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

重点施策3

出番があり生きがいを感じられる生活の保障

生きがいのある充実した生活を保障するため、就労支援、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の支援、情報保障の充実等の取組を推進します。

現状と課題

- 県内の民間企業における障がいのある人の実雇用率は、令和5年6月1日現在、2.42%で、全国平均2.33%を上回っていますが、法定雇用率（2.3%）に達していない企業が37.7%あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。

また、県内の就労継続支援B型事業所で就労している障がいのある人の令和4年度月額平均工賃は16,930円で、障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには不十分な状況です。

法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数（長野県）（単位：人）

H30	R元	R2	R3	R4
6,589.5	6,769.0	7,068.5	7,264.5	7,351.0

（長野労働局公表資料）

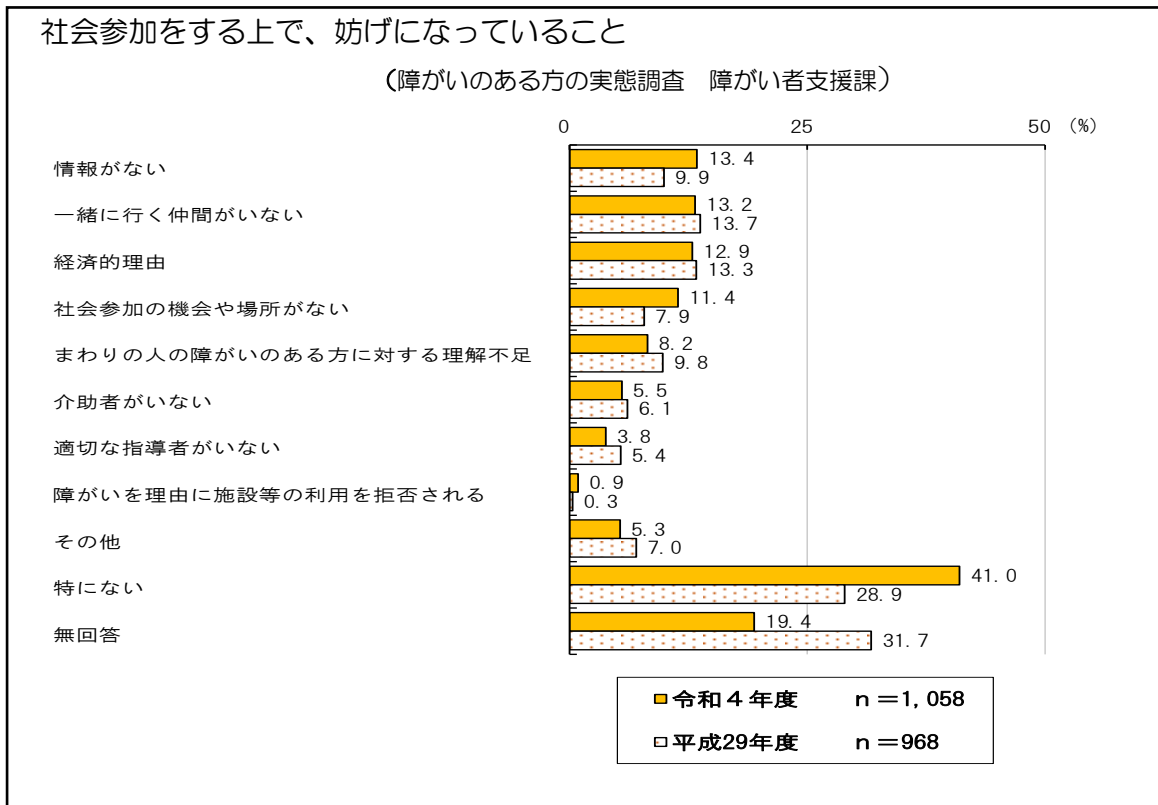
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、スポーツや文化芸術等の機会が減少しているため、社会参加の機会の拡大及びその情報提供の取組が必要です。

サンアップル主催のスポーツ教室 延べ参加者数（単位：人）

H30	R元	R2	R3	R4
17,039	14,543	8,167	10,024	13,095

（長野県障がい者福祉センター事業報告書）

- 障がいのある人があらゆる社会活動に参加する上で、情報保障は必須であり、意思疎通支援者の養成など情報・コミュニケーション支援の充実に取り組む必要があります。



施策の展開・方向性

(1) 就労支援の強化

○ 就労アセスメントの強化

- 就労支援に当たっては、本人の希望、就労能力、適性等に合った就労選択ができるよう支援するアセスメントが重要であるため、アセスメント支援員の配置による事業者支援の充実など、県内のアセスメント体制の強化を図ります。

○ 一般就労の拡大

- 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。
- 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人と企業とのマッチングを支援します。
- 特別支援学校において、一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人への理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施等を総合的に推進します。

○ 工賃アップに向けた取組の強化

- 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、

共同販売会の開催など、事業所間の連携促進と協力体制づくりを支援します。

- ・ 地域の企業等と事業所間の連携促進等の支援を行うコーディネーターを配置し、工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所の取組を支援します。

○ 農福連携・林福連携による障がい者就労の推進

- ・ 農福連携サポーターによる農業者と事業所とのマッチング、農作業現場での作業補助を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣により、農業に取り組む事業所等への支援を強化します。
- ・ 農業分野での就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを、研修会の開催や資料提供により農業者や市町村、JA 等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就労を支援していく取組を進めます。
- ・ 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や身体面や精神面に与える好影響、農林業にとって~~は~~担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

(2) 情報保障の推進

○ 意思疎通支援者の養成

- ・ 情報保障の確保のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成、派遣を行うとともに、その資質の向上を図ります。
- ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣事業の実施に向け、関係団体と連携を図りながら取り組みます。

○ 点訳・朗読奉仕者の養成

- ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

○ 情報提供体制の整備

- ・ 障がい特性に応じた情報提供のためのツール（UD トーク等）の活用、字幕入りDVDの製作・貸出しや、点字図書、デイジー図書^{*}、CD 図書、カセットテープ等の貸出しを行います。
- ・ 県ホームページのアクセシビリティの向上、知事会見時における手話通訳の実施及び文字情報の提供、県広報紙の点字版・CD 版の作成等、障がい特性に配慮した多様な手段や方法による情報伝達を行います。

(3) 社会活動への参加支援の充実

○ スポーツに親しむ環境づくりと地域におけるパラスポーツの定着

- ・ 信州やまなみ全障スポを契機に、一人でも多くの障がいのある人が大会に向けて、また大会後も継続してスポーツに親しむことができる環境づくりを推進しま

す。

- ・ 障がいのある人がその障がいの程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、身近な地域でスポーツを楽しめるよう、パラスポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等へのパラスポーツの知識と理解の普及を進めます。

○ 文化芸術活動の機会の充実

- ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）と信州アーツカウンシルの連携により、障がいのある人の創作活動や発表機会の拡大に取り組みます。
- ・ 長野県立美術館の「インクルーシブ・プロジェクト」により、障がいの有無等を超えてアートを体験できる機会を提供します。

達成目標等

目標項目	単位	現状 令和 4 年度	目標 令和 11 年度
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	7,351	8,455 (令和 9 年)
福祉就労強化（月額平均工賃の向上）	円	16,930	22,000
就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に 取り組む 事業所	151	180
障がいのある人のスポーツ参加促進 (障がいのある人が参加するプログラム を行っている総合型地域スポーツクラ ブの割合)	%	31.9	50.0

重点施策4

多様な障がいに対する支援の推進

医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

現状と課題

- 障がい者支援については、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた、障がいのある人の個別的な状況を考慮して行う必要があります。

(1) 医療的ケア・重症心身障がい

ア 医療的ケア

- ・ 医療技術の進歩に伴い増加する医療的ケア児等が、その心身の状況に応じて適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国や地方公共団体の責務等が定められ、医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職の防止を図ることによって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指すこととされています。
- ・ 県では令和4年4月に県庁内に「長野県医療的ケア児等支援センター」を設置し、医療的ケア児等とその家族に寄り添った活動を展開しています。
- ・ 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制の中心となる圏域コーディネーターの配置を促進する必要があります。

イ 重症心身障がい

- ・ 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、重度障がい児（者）に必要な支援を行うことができる、地域における住まいの場（グループホーム）や、障害児通所支援事業所、生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。
- ・ 重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19か所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

(2) 発達障がい

- ・ 医療・教育・福祉の連携を強化するため、令和5年度から発達障がい者支援センターを「発達障がい情報・支援センター」に改組し、学術的知見に基づく支援プログラムの開発、情報発信や支援者向けの研修などに取り組んでいます。
- ・ これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がいのある人に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継ぎ、発達障がいに対する理解の促進などが課

題となっています。

(3) 強度行動障がい

- ・ 強度行動障がいは、生来的な障がいではなく、周囲の環境や関わりによって、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」です。医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力の下、個々の特性に応じた関わり方や環境調整など適切な支援の継続的な提供が必要です。
- ・ 県が指定した研修機関において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、実際に強度行動障がいのある人を受け入れ、適切に支援するためには、人員体制や専門性がまだ不十分です。
- ・ 県全体のセーフティネットとしての機能を強化するため、長野県西駒郷において、強度行動障がい者専用棟の令和6年度の供用開始に向けて準備が進められています。

施策の展開・方向性

(1) 医療的ケア児等に対する支援体制の整備

ア 医療的ケア児（者）

- ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携のもと、全県的な課題解決に取り組みます。
- ・ 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制を構築するため、圏域等ごとに医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進します。
- ・ 医療的ケア児等のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材を養成します。

イ 重度障がい児（者）

- ・ 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が利用できる住まいの場や日中活動の場の拡充を図るため、必要な予算措置を国に対し要望していくほか、重度障がい児（者）に必要な支援を行うことができるグループホームや障害児通所支援事業所、生活介護事業所などについて、市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行うとともに、それらの整備を計画的に支援します。

(2) 発達障がい者支援の充実

○ 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実

- ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。

- 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。
- 発達障がい診療・支援体制の強化
 - 地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、長野県発達障がい診療医・専門医等の人材育成に取り組みます。
 - 発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するためのかかりつけ医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。
- (3) 強度行動障がいのある人への支援
- 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成
 - 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。
 - 長野県西駒郷において、専用棟における支援を通じて蓄積した支援ノウハウを県内の各施設に還元し、支援の質の底上げを図ります。
 - 強度行動障がいのある人の受入れ先の拡充
 - 障害福祉サービス事業所等において強度行動障がいのある人を受け入れるためには、支援の度合いに応じて求められる、専門的な知識や支援技術等を有する職員の配置や、障がい特性に対応した施設整備などが必要となることから、国に対して実態に即した公定価格（報酬）の見直しや財政支援の拡充の提案を行うなど、受入れ拡大や支援の充実を図ります。

達成目標等

目標項目	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
医療型短期入所事業所	箇所	18	20 (令和8年度)
発達障がい者支援事業 (サポーター養成講座の受講者)	人	17,211	20,000
強度行動障がい支援者養成研修 (実践研修修了者 累計)	人	1,047	2,097

第4章 分野別施策の方向

個別の施策については、次の5つの分野に分けて、体系的に推進していきます。

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大
- (3) 権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の充実

- (1) 地域生活の支援
- (2) 生活の安定に向けた取組
- (3) 相談支援体制の充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 安全な暮らしの確保
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 社会活動への参加支援の充実
- (3) 移動支援の充実
- (4) 情報・コミュニケーション支援の充実

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2) 多様な障がいに対する支援の充実
- (3) 教育・療育体制の充実

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

現状と課題

- 我が国では、平成 26 年 1 月、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という）を批准しました。従来の障がいのとらえ方は、「心身の機能の障がいのみに起因する」とする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、条約では、「障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする」いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

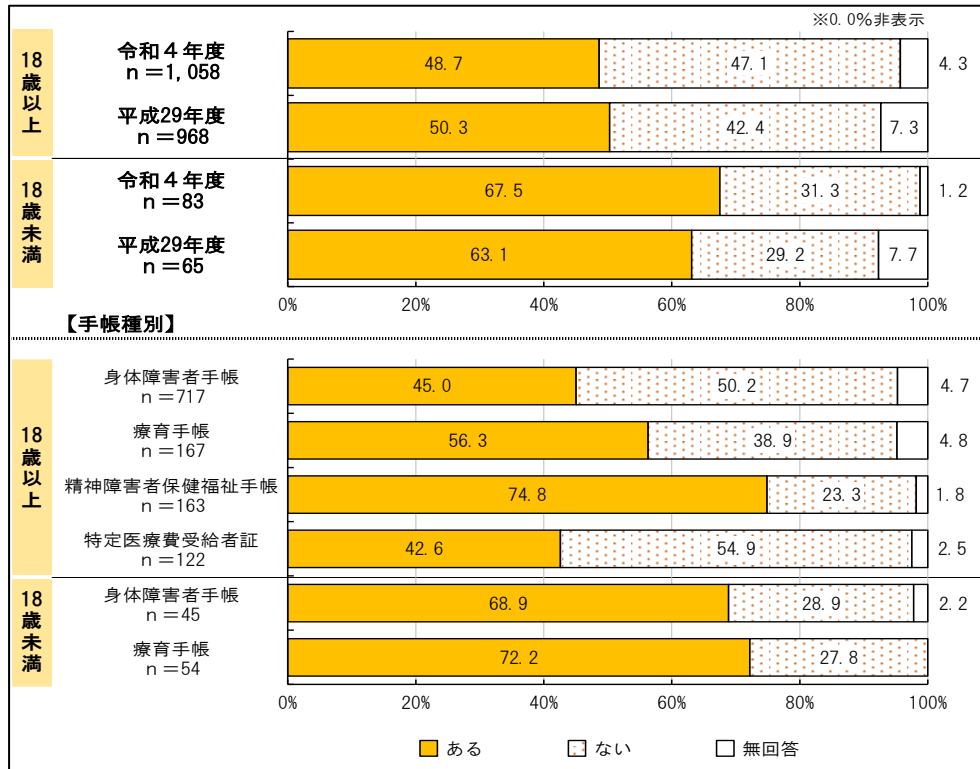
- 長野県では、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別に関する紛争を解決するための体制整備等を内容とする障がい者共生条例を制定し、令和 4 年 4 月 1 日に一部施行、同年 10 月 1 日に全部施行しました。

- 障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、全ての県民は基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられること、また「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことが必要です。

- 令和 4 年に県が実施した調査では、障がいがあることで困ったり嫌な思いをした経験のある人は、回答者（18 歳以上）の 48.7%います。そのうち 52.8%が「障がいに対する理解がない」と感じており、また行政に対する要望として、「障がい理解の啓発」が 25.3%を占めることから、特に障がいへの理解の促進を図る必要があります。

○設問

- ・障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験
 (回答数：18歳以上 1,058、18歳未満：83)
 →18歳以上：ある(48.7%)、なし(47.1%)、無回答(4.3%)
 18歳未満：ある(67.5%)、なし(31.3%)、無回答(1.2%)
- ・「経験がある」と回答した人(18歳以上515人、18歳未満56人)のうち
 「自分の障がいに対して理解がされていない」と感じた人
 →18歳以上：52.8% 18歳未満：46.4%
 (障がいのある方の実態調査 障がい者支援課)



施策の展開・方向性

○ 啓発・広報の実践

- ・ 障がいのある人への社会的障壁(事物、制度、慣行、観念等)を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の普及啓発を県民や事業者に行い、障がいのある人に対する差別の解消及び合理的配慮の提供を促進します。
- ・ 事業所における合理的配慮の提供の促進を図るため、合理的配慮の提供に取り組む事業所を「ともいきカンパニー」として認定します。
- ・ 障害者差別解消法及び障がい者共生条例の趣旨等について、申込みのあった団体や企業等に出前講座を実施します。
- ・ 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がいのある人等に対する理解を図るための啓発活動を行います。

特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。

- 障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを实践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。
- 県人権啓発センターにおいて、企画展、人権啓発パネル巡回展や、DVDの貸出等による啓発活動を実施します。

令和4年4月1日（一部は、令和4年10月1日）から
「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（障がい者共生条例）を施行しました。

**障がいのある人に対する差別をなくし、
相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。**



01 障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別をすることを禁止します。

02 民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されます。（R4.10.1から）

03 紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備します。（R4.10.1から）

長野県では、「障がいの社会モデル」の考え方を広め、

障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指します。

障がいの社会モデルの考え方とは

「障がい」は、個人の心身機能の障がいと、社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという考え方です。

例えば、車いす使用の方が、入口の幅が狭い、バリアフリールートのないなどによって、お店に入れなくて困っている場合、障がいの要因はその方個人ではなく、お店の環境づくりにあるとする考え方です。つまり、「障がい」は社会によって、作りだされているのです。

- 障がいに対する理解の促進を図る取組
 - ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。
 - ・ 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「若者向け心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。
 - ・ 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」を開催します。
 - ・ 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、公民館等社会教育関係者を対象に各種研修による理解啓発を推進します。
 - ・ パラスポーツに対する理解促進のため、学校や地域での体験会等を実施するとともに、県公式ホームページやマスメディア等を活用し、県民に向けた情報発信の取組を推進します。

(2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大

現状と課題

- 障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すため、スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大を進める必要があります。特に近年はコロナ禍において交流の機会が減少しています。
- 令和10年に開催される信州やまなみ国スポ・全障スポと大会終了後を見据えて、スポーツを通じた共生社会の実現を目指し、誰もが身近な地域で共にスポーツに親しめる環境を整備する必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず誰もが文化芸術を享受するとともに、地域における相互交流を促進することで、共生社会を実現するため、発表機会の拡充等環境を整備する必要があります。

施策の展開・方向性

- スポーツを通じた障がいのある人とない人の交流機会の拡大
 - ・ パラウエーブ NAGANO プロジェクトの取組（「パラ学」、「ボッチャ競技大会」等）を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。

- パラスポーツと一般スポーツの融合による相互交流の拡大
 - ・ 信州やまなみ国スポ・全障スポの開催準備や運営を一体的に進めることで、両大会の選手や関係者の交流を促進し、スポーツを楽しむ環境整備を相互に図るなど、パラスポーツと一般スポーツとの融合を推進します。
 - ・ パラスポーツを含むスポーツには、人と人との交流を促進し、地域の活力を醸成するなど多面的な効果があると考えられていることから、県民一体となったスポーツ振興に取り組みます。



- 文化芸術による障がいのある人とない人との交流機会の拡大
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）による障がいのある人の芸術作品の展示・紹介を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
 - ・ 長野県立美術館において「障がいのある方のための特別鑑賞日」の開催等を行う「インクルーシブ・プロジェクト」により、障がいの有無等を超えてアートを体験できる機会を提供します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
信州あいサポート運動推進事業	あいサポーター研修受講者数	人（累計）	71,724	83,000
体験型教育プログラム「パラ学」	体験型教育プログラム「パラ学」の実施	実施クラス数（累計）	167	690

【用語解説】

※信州やまなみ国スポ・全障スポ：令和 10 年に本県で開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の愛称。全国障害者スポーツ大会は 14 競技で行われる国内最大規模のパラスポーツ大会で、開催枠により本県から約 300 名が出場予定。

※パラウエーブ NAGANO プロジェクト：本県が（公財）日本財団パラスポーツサポートセンターと協働で開催したスポーツを通じた共生社会実現のための取組。

（3）権利擁護、虐待防止の推進

① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進

現状・課題

○ 障害者権利条約が国連総会で採択された翌年、平成 19 年 9 月に我が国は障害者権利条約に署名しました。そして、条約の批准のため、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者自立支援法の改正（平成 24 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）、障害者雇用促進法の改正（平成 25 年）など様々な国内法の整備が進められてきました。

○ 障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別解消の推進を目的として「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されました。

県では、法の施行にあわせて、障がいのある人や事業者等から相談に応じる窓口を設置し対応してきましたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていました。このことから、県が取り組むべき基本的施策や障がいを理由とする差別に関する紛争を解決するための体制整備等を内容とする「長野県障がい者共生条例」を制定し、令和 4 年 4 月 1 日に一部施行、同年 10 月 1 日に全部施行しました。条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、民間事業者による「合理的配慮の提供」を義務化しています。

長野県障がい者差別解消相談窓口 相談対応件数

年度	のべ相談件数
令和 2 年度	151 件
令和 3 年度	137 件
令和 4 年度	204 件

○ 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

る法律」が施行されたことに合わせて、県では「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」を開設するとともに、「障がい者虐待防止推進員」を配置し、関係機関、民間団体等と連携を図りながら、市町村とともに虐待の防止や早期発見、虐待発生後の適切な支援に取り組んでいます。

障がい者虐待の状況（注）

年度	県・市町村が受理した相談・通報等件数		全国の相談・通報等の件数	
		うち虐待が認められた件数		うち虐待が認められた件数
令和元年度	182件	59件	9,977件	2,737件
令和2年度	187件	61件	10,698件	2,801件
令和3年度	158件	49件	11,775件	3,085件
令和4年度	156件	53件	13,984件	3,509件

注：養護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待を計上。

（厚生労働省、障がい者支援課調べ）

施策の展開・方向性

- 障がいを理由とする差別解消の推進
 - ・ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口共生社会づくり推進員を配置し、きめ細かな相談対応や関係機関との連絡調整を行います。
 - ・ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを受けた障がいがある人等からの申立てに基づき、共生社会づくり調整委員会が作成したあっせん案に基づき紛争を解決します。
 - ・ 不当な差別的取扱いの防止及び合理的配慮の提供に資するため、県が収集したこれらの事例を分析し、その結果を公表します。
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組めます。
- 障がい者虐待防止対策の推進
 - ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら、虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - ・ 市町村に対する助言や、障害福祉施設従事者等を対象とした研修会の開催、出前講座の実施を通じて、障がい者虐待の防止等に努めます。
 - ・ 虐待防止のための取組や虐待が発生した場合の対応をより適切に行うことができるよう、国が実施する研修会へ職員等を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員や障害福祉施設従事者等に対する伝達研修を実施します。

- 福祉施設利用者の権利擁護の推進
 - ・ 外部委員を設置するなど社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決が図られるなど、各施設が設けている苦情解決の仕組みが適正に運用されるよう支援します。
 - ・ 運営基準において定められている、利用者の虐待防止や身体拘束等の適正化に向けた取組を徹底し、施設利用者の権利擁護が図られるよう、実地指導^{*}や集団指導^{*}等により事業者に対する指導を徹底します。
 - ・ 利用者等の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、関係法令に基づく権限を適切に行使し、厳正に対処します。

- 権利擁護のための相談・支援体制の充実
 - ・ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。
 - ・ 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。
 - ・ 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者及び被疑者・被告人等の、出所・釈放等後の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。

 【用語解説】

※実地指導：施設に出向き、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容等について、関係書類の閲覧や関係者との面談方式で行う指導。

※集団指導：障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習方式で行う指導。

② 権利行使の支援

現状と課題

- 判断能力が不十分な障がいのある人には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続の援助等、本人らしい自立した生活を送るための支援が必要です。
 また、経済的虐待による金銭搾取や悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

- 重要な基本的人権である選挙権について、その行使に支障がないよう投票所のバリアフリー化等の改善に向けた支援を行っていますが、候補者の政見等を知る機会

の確保等、対応策の充実が求められています。

施策の展開・方向性

- 成年後見制度の利用促進
 - ・ 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、家庭裁判所や関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。
 - ・ 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。

- 権利行使の支援（選挙関係）

障がいのある人等が投票を行うために必要な支援を行います。

 - ・ 障がいのある人等の投票機会を幅広く確保するため、投票所までの巡回、送迎バスの運行などの移動支援や、投票所における車いす使用者等への介添え、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。
 - ・ 聴覚障がいのある人が、候補者等の政見等を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳を拡大するよう、国へ要望します。

③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

現状と課題

- 障がいのある人が地域において自立した生活をするためには、民生委員など身近で相談できる窓口が必要です。

一方、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まってきており、多様な形態のボランティア活動への支援が必要となってきました。

施策の展開・方向性

- 民生委員・児童委員による相談支援の推進
 - ・ 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。

- ボランティア・NPO活動の推進
 - ・ 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援します。

- 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。
- 福祉教育の推進
- 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
ボランティア活動リーダーの養成	障がいのある人を支えるボランティア活動を支援するボランティアリーダーの養成	人	2,679 (平成29~令和4年度)	5,500 (令和5~11年度)

2 地域生活の充実

(1) 地域生活の支援

① 障がい福祉人材の確保・定着

現状と課題

- 障害福祉サービス等の利用者が拡大する一方で、障害福祉分野職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移しており、人材の確保が困難な状況です。
- 障がい福祉人材の確保・定着を進めていくためには、従事者の将来を見据えた、意欲や資質・能力を高める人材育成が重要であることから、事業者や従事者に対する体系的な研修機会を確保することが必要です。
- 多様な障がいに対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がいのある人の高齢化・重度化への含めた人材の育成等が求められています。
- 利用者の意向や適性、障害の特性などを踏まえた、適切かつ効果的な障害福祉サービスの提供が行われるよう、サービスの質の確保・向上の中心となるサービス管理責任者の養成を図っていく必要があります。
- 障害福祉サービス等の安定的な提供に向け、施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備・改善や処遇改善等を行う必要があります。
- 現役世代が減少していく中、障害福祉サービス等の現場における業務効率化や職員の業務負担軽減を図るため、介護ロボットや ICT の活用を推進していく必要があります。
- 令和4年に県が実施した調査では、回答者の 14.1%が「現在の相談支援体制では不十分」と答えており、相談支援専門員の質と量の確保が課題となっています。支援を必要とする障がいのある人等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員の養成及び資質向上を図り、意思決定の支援に配慮しつつ、本人の自己決定を尊重して必要な支援が行われることが重要です。併せて、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら他の障がいのある人の支援を行うピアサポーターが活動する機会を増やすことも必要です。

施策の展開・方向性

- 有資格者の養成、従事者の確保
 - ・ 福祉大学校において質の高い介護福祉士等を養成します。
 - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。

- 従事者に対する研修の充実・推進
 - ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員を指導する役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を県の指定（登録）研修機関において実施し、必要な人材の養成とサービスの質の確保を図ります。
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて研修を受講できるよう、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。

- 相談支援専門員の養成と資質向上
 - ・ 障がいのある人等の意向に基づき、必要なサービスを総合的かつ適切に利用するための援助技術を備えた実践力の高い人材を養成するため、県の指定（登録）研修機関において相談支援従事者研修を実施し、相談支援専門員の確保と資質向上を図ります。
 - ・ 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う「主任相談支援専門員」が地域の実情に応じて計画的に配置されるよう支援します。
 - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域の相談支援における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。

- 職場体験等
 - ・ 中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、小中学校、高等学校等に福祉・介護の従事者等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより、福祉の仕事に対する理解を深めます。

- 施設職員の処遇向上等
 - ・ 施設職員が安心して働き続けることができるよう、処遇改善加算未取得等の事業者に対する専門的な相談員の派遣支援などを行い、福祉・介護職員等処遇改善

加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上昇など働きやすい職場環境の整備・改善について助言等を行います。

- 介護ロボット等の導入支援
 - ・ 障害福祉サービス等の現場における介護業務の負担軽減や業務の効率化などの労働環境の改善を通じて、安心・安全な質の高いサービス等の提供を推進するとともに人材の確保定着を図るため、介護ロボットやICTの導入を支援します。
- 障害福祉サービス等におけるピアサポート活動の取組支援
 - ・ 「ピアサポート体制加算」（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）及び「ピアサポート実施加算」（就労継続支援B型）を取得する要件となっている研修会を実施し、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成	基礎研修修了者（累計）	人	920 （令和元～4年）	2,995 （令和元～11年）
	実践研修修了者（累計）	人	147 （令和3～4年）	1,789 （令和3～11年）
処遇改善加算取得促進支援	処遇改善加算取得促進（取得率）	%	77.3	87.1

【用語解説】

※長野県版「キャリアパス・モデル」：新任職員から上級管理者まで5段階の職層ごとに、求められる能力や、必要な資格・研修などを示したもの。

② 障害福祉サービスの質の確保・向上

現状と課題

- 県が令和4年度に実施した調査結果によると、利用しているサービスに不満があると答えた人（13.9%）のうち、サービスの質が低いと答えた人が、41.3%います（18歳以上）。
- 一人ひとりの障がい特性に応じて適切なサービスが提供されるよう、指導監査の徹底や障害福祉サービス等情報公表制度の運用等により、障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っています。

- 障害福祉サービス等の利用者の多様化や障害福祉サービス等に多様な事業者の参入が進んでいることを踏まえ、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、障害福祉サービス等の質の確保・向上をより一層図っていくことが重要となっています。

施策の展開・方向性

- 人員配置や設備・運営に関する基準の徹底
各施設等において、人員配置や設備・運営に関する基準が遵守され、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、障害福祉サービス等を提供する事業者に対して集団指導及び実地指導を徹底します。
- 不正な行為や基準違反の疑いのある施設に対する監査
不正な行為や基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、不正が確認された場合には指定取消等により厳正に対処します。
- 福祉サービス第三者評価による質の向上
各施設におけるサービスの質の向上に向けた取組を促進するため、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審を働きかけます。
- 市町村への支援
市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施されるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。
- 障害福祉サービスの内容等の公表
障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度を適切に運用することにより、利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するとともに、事業者のサービスの質の確保・向上を図ります。
- 専門性を高める研修の実施
障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性向上を推進するため、県や関係団体などが実施する研修について情報提供を行うとともに、研修内容の充実を図ります。

③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進

ア 地域生活支援拠点等の機能強化

現状と課題

- 地域生活支援拠点等の整備については、第4期障害福祉計画（平成27～29年度）から、「地域生活支援拠点を市町村又は圏域に少なくとも一つ整備・運用する」として取組を進め、令和5年度末時点で12圏域（地域）において整備されていますが、一部の町村では整備されていません。未整備の3町村における整備を支援する必要があります。

- 令和6年4月から、地域生活支援拠点等は障害者総合支援法に位置付けられ、その整備は市町村の努力義務となりました（R6.3：74市町村整備済）。今後は機能の充実・強化に向け、他分野と連携した重層的な支援体制や緊急時に対応するための体制、地域生活移行に向けた体験の場づくり、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保が課題となっています。

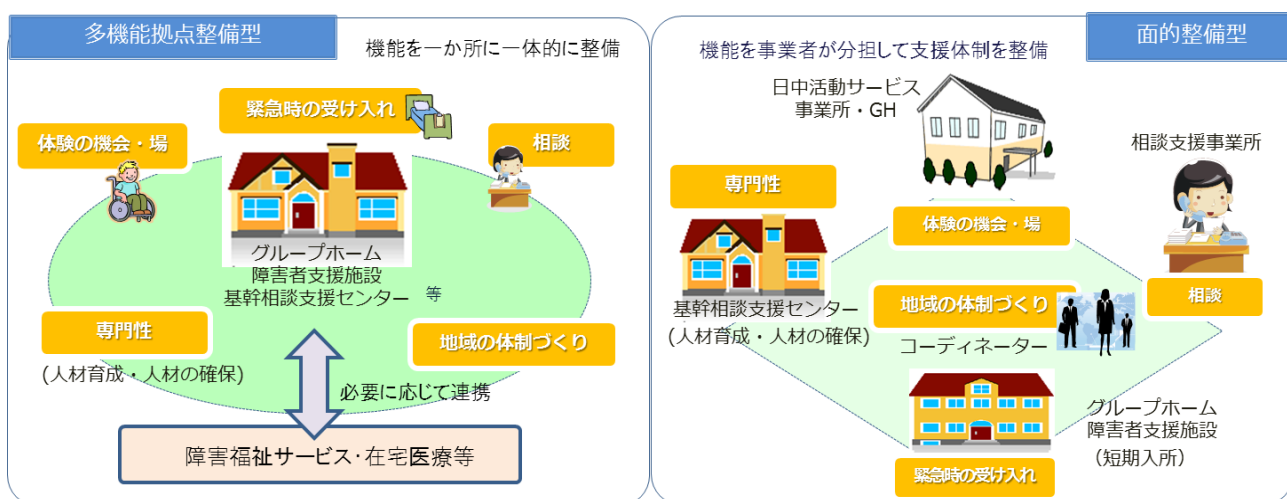
施策の展開・方向性

- 地域生活支援拠点等の機能強化
 - ・ 施設に長期入所している障がいのある人の地域生活移行を進めるため、体験の機会・場の提供や入所施設等からグループホーム又は一人暮らしへの移行支援などの役割を担う地域生活支援拠点等の機能強化や体制整備及びその活用を促進します。
 - ・ 市町村（圏域）において、地域生活支援拠点等の機能充実のため、コーディネーターの役割を担う者を配置するとともに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が適切に発揮されているか定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて充実・強化が図られるよう、県自立支援協議会等を活用して、地域の現状や課題等の把握、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	拠点がカバーしている市町村	市町村	74	77
	各圏域（地域）のコーディネーターの役割を担う者がカバーしている市町村		45	77
	年1回以上の運用状況の検証・検討をしている市町村		77	77

地域生活支援拠点のイメージ



(厚生労働省資料)

【用語解説】

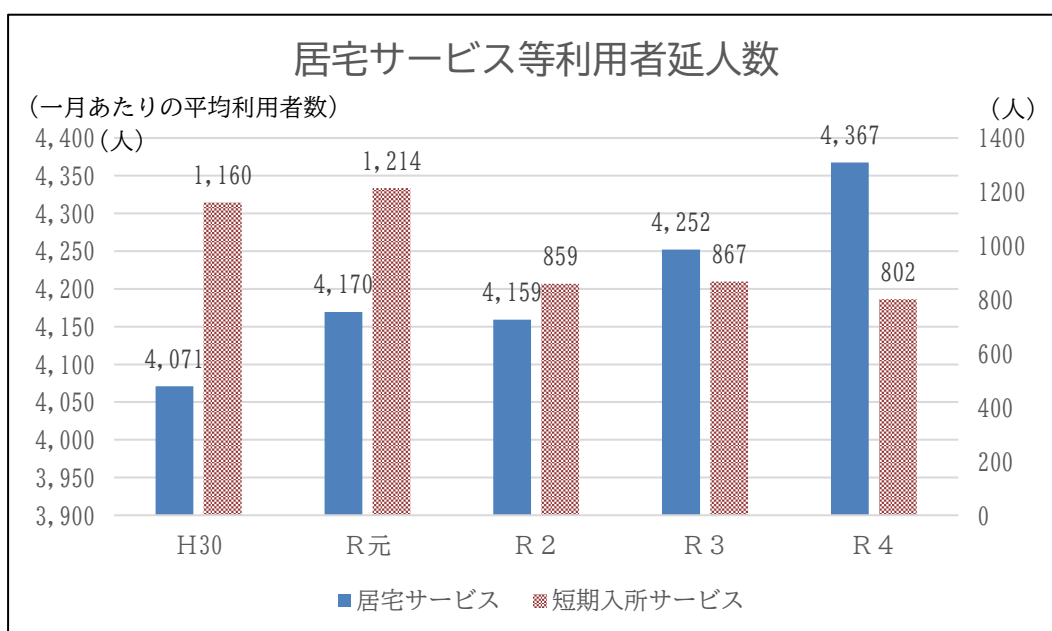
※**地域生活支援拠点**：障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。必要な機能として、①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり の5つをすべて備えることとされているが、地域の実情により、どの機能をどの程度整備するかは、市町村（圏域）が判断する。

イ 居宅サービスの充実

現状と課題

- 令和4年に実施した調査結果によると、地域で暮らすために必要なサービスとして、47.6%の方が、居宅介護・短期入所の充実と答えています。

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護など、居宅サービスの利用は増加傾向にありますが、一方で、短期入所の利用は、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが抑制されたため、感染拡大前と比べて、少ない状態が続いています。
- 居宅サービスが利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりを進める必要があります。
- 障がいのある人の高齢化が進み、高齢の障がいのある人のための支援として、高齢になっても安心して住み慣れた環境で暮らし続けられる地域づくりが求められています。
- 重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。



※居宅サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(出典) 国民健康保険団体連合会データ

施策の展開・方向性

○ 短期入所事業所の整備促進

地域生活の安心を確保するため、レスパイトケアや緊急時の受入れ等を行う短期入所サービスを、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を促進します。特に、医療型短期入所については、重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、拡充を図ります。

○ 市町村が支援する事業への支援

- 市町村が必要なサービスを提供できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

○ 高齢の障がいのある人のための支援の充実

- 高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が優先となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、そのニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。
- 高齢者の総合相談や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、家族介護者支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。

○ 障がい者用福祉機器の開発支援

- 県工業技術総合センター及び（公財）長野県産業振興機構において、障がい者用福祉機器の開発を支援します。

○ タイムケア（レスパイトケア）の支援

- 日中一時支援事業の利用状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に支援します。

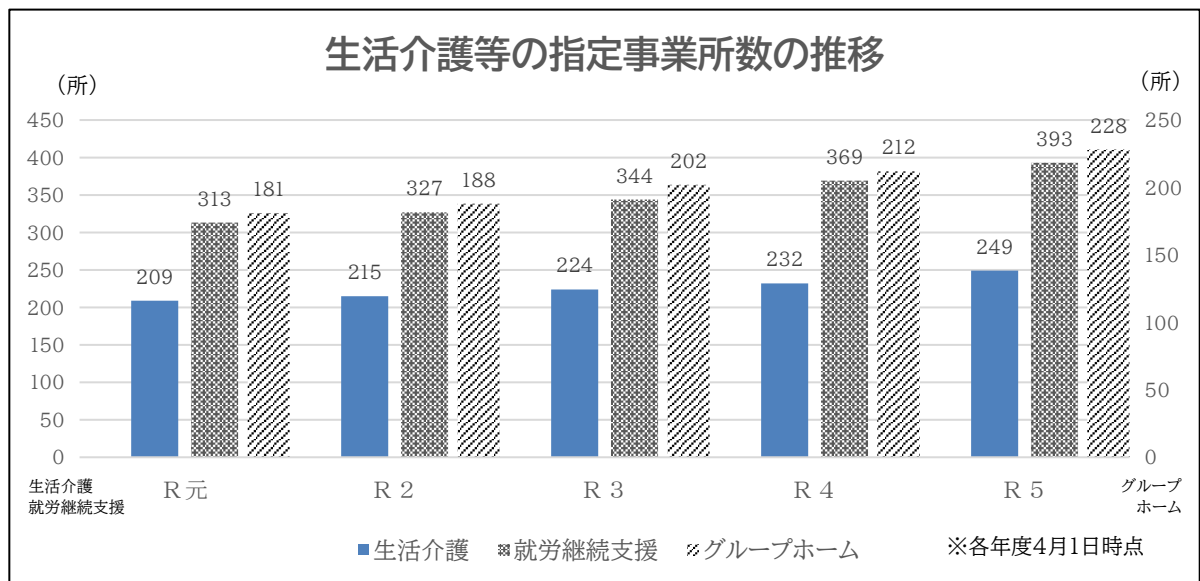
達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
地域生活移行	障害者支援施設から地域生活への移行	人	73 (令和2～4年)	166 (令和5～8年)
短期入所サービス	短期入所サービスを行う事業所	箇所	164	196

ウ 住まい、日中活動の場の充実

現状と課題

- 障がいのある人が希望する地域生活を実現・継続するためには、それぞれの地域において、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービス提供基盤の充実を図ることが必要です。
- 医療機関における医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重度の障がい者が利用する療養介護サービスを提供する事業所が不足し、待機者が発生しています。



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 不足するサービス提供基盤の整備
 - ・ 市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行うとともに、圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量を確保できるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- 居住支援体制の構築
 - ・ 住宅確保要配慮者のすまい探し協力店の登録や居住支援協議会による不動産・福祉関係団体の連携を促進し、障がいのある人が円滑に住宅を確保できる体制整備を図ります。
- 県営住宅のグループホームへの活用
 - ・ 地域の実情を踏まえながら、県営住宅空き家のグループホームへの活用を

図ります。

エ 障がい児サービス提供体制の充実

現状と課題

- 地域支援体制の充実に向け、地域の障がい児支援における中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センターを中核にして、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備やインクルージョンの取組を推進していくことが重要です。
- 重症心身障がい児等が利用する医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の充実を図ることが必要です。
- 障害児入所施設は、家庭において養育されることが困難な児童に対し、家庭復帰や成人に至るまでの間、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し、育成する役割を有していますが、一方で、障がいのある児童が成長した後は、一人の大人として尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められます。

施策の展開・方向性

- 児童発達支援センターの設置とインクルージョンの推進
障がい児やその家族への支援体制の充実が図られるよう、児童発達支援センターの整備を計画的に支援するとともに、児童発達支援センターが地域における中核的役割を果たせるよう支援します。
- 医療型短期入所事業所の設置促進
重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療型短期入所事業所の設置の促進を図ります。

- 重症心身障がい児や医療的ケア児の受け皿となる事業所の整備
重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の拡充を図るため、市町村の意見を踏まえて事業所の指定を行うとともに、それらの整備を計画的に支援します。また、必要な予算措置を国に対し要望します。
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
移行調整の協議の場を通じて、児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設などの関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害児入所施設に入所する児童の成長後を見据えて、大人にふさわしい環境への移行を推進します。

④ 精神障がい者の地域移行の支援

現状と課題

- 県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は、減少傾向にありますが、そのうちの約6割にあたる人が、1年を超えて入院しています。
- 精神障がいのある人が地域で生活するために、市町村や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

施策の展開・方向性

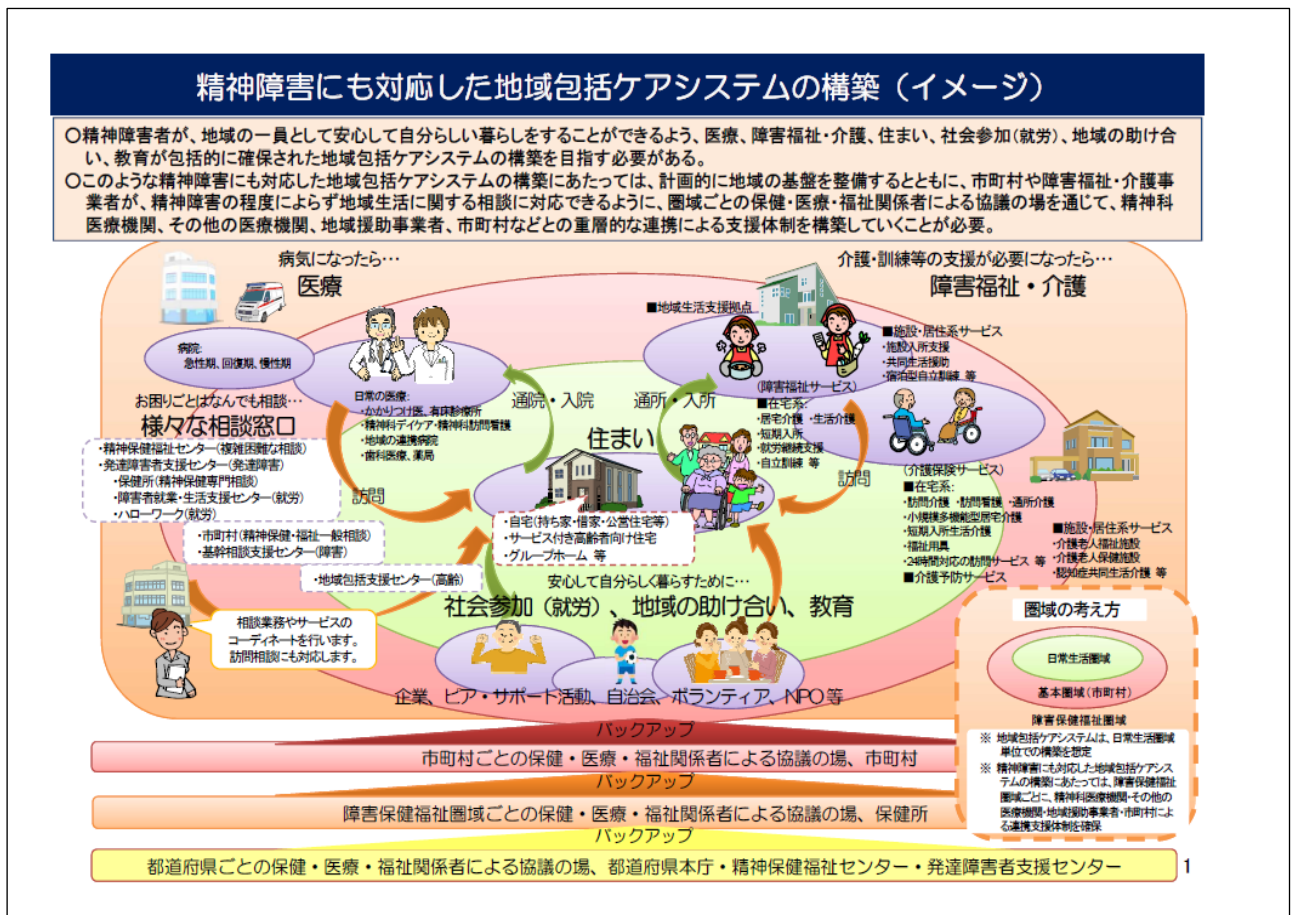
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者の意見を聞きながら障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
 - ・ 障がい保健福祉圏域の精神障がい者地域移行関係職員や保健、医療、福祉、介護などの関係機関と連携し、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進します。
 - ・ 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。

○ 障がい者支え合い活動の支援

- ・ 地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がいのある人の相談支援、普及啓発活動を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容		単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	精神病床への1年以上入院患者数	65歳以上	人	1,303	1,190
		65歳未満	人	802	737
	退院率	入院後3か月時点	%	68.6 (令和元年度)	68.9以上
		入院後6か月時点	%	83.4 (令和元年度)	84.5以上
		入院後1年時点	%	90.9 (令和元年度)	91.0以上



⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい県立施設

現状と課題

- 障がいのある人を支援する県立施設として、信濃学園*、総合リハビリテーションセンター*、西駒郷*、障がい者福祉センター*、聴覚障がい者情報センター*を設置しています。
- 障がいのある人を取り巻く課題や環境の変化に対応して、県立施設に求められるニーズに応えるとともに、障がいのある人にとって利用しやすい県立施設を目指す必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の視点に沿った整備・運営
 - ・ 信濃学園
県内唯一の知的障がい児の福祉型入所施設として、児童の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識や技能を提供し、地域に開かれた施設を目指します。
入所時から家庭復帰を目指した有期有目的の支援に向け、関係機関と定期的にケア会議を開催します。また、18歳で大人にふさわしい環境への移行が難しい場合、移行調整の協議の場を通して、円滑な移行を図ります。
 - ・ 総合リハビリテーションセンター
病院等を併設した県内唯一の入所型機能訓練施設として、障がいのある方の機能改善・社会復帰に向け、医療から自立訓練、就労支援に至るまで一貫したリハビリテーションサービスを提供します。令和5年度から運営に公営企業会計を適用し、社会復帰を目指す障がい者等に、安定的に医療・福祉によるリハビリテーションサービスを提供します。
 - ・ 西駒郷
平成29年3月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」を踏まえ、県全体のセフティーネット機能の役割を果たすとともに、県内の実情やニーズに則し、強度行動障がい者支援の強化や入所機能の集約・機能強化、利用者の個別支援の質の向上に努めます。
 - ・ 障がい者福祉センター(サンアップル)
障がいのある人が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、スポーツ指導員による個々の障がい特性に合った指導や文化芸術イベントを開催する等、支援の充実を努めます。パラスポーツの裾野拡大の向け、障がいのある人を対象にした大会の開催や出張スポーツ教室等、事業内容の充実を図ります。

- ・ 聴覚障がい者情報センター

聴覚に障がいのある人に手話・字幕付きのビデオの貸出しや自主制作動画の配信等により、ニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めるとともに、遠隔手話通訳等のコミュニケーション支援に取り組みます。

また、日常生活に必要な知識を得るための講座の開催や生活相談を実施します。

【用語解説】

※信濃学園：障害児入所施設（旧知的障害児施設）（昭和 26 年 波田町（現松本市）に設置）

※総合リハビリテーションセンター：障害者支援施設、病院、身体障害者更生相談所及び補装具製作施設が一体となったリハビリテーションサービス提供施設（昭和 49 年 長野市に設置）

※西駒郷：障害者支援施設（旧知的障害者援護施設）（昭和 43 年 駒ヶ根市に設置）

※障がい者福祉センター：通称サンアップル。障がいのスポーツ及び文化芸術活動等を支援する中核施設（平成 10 年 長野市に設置）

※聴覚障がい者情報センター：聴覚障がい者用の録画物の製作及び提供等を行う施設（平成 10 年 長野市に設置）

（２）生活の安定に向けた取組

経済的支援制度

現状と課題

- 障がいのある人の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度や、自動車税の減免制度などの周知を図り、経済的な自立と社会参加を支援する必要があります。
- 県が令和 4 年度に実施した調査によると、行政に対する要望では、医療費の負担軽減が 34.2%で最も高くなっております。

施策の展開・方向性

- 各種手当制度等の周知
 - ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行います。
- 重度障がい児（者）の医療費の支援
 - ・ 障がい児（者）の医療費の自己負担分を補助し、必要な医療が受けられるよう支援します。

- 通所通園等推進事業の実施
 - ・ 心身障がい児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うことから、児童及び付添人の通所通園に要する交通費を補助することにより、障がい児（者）の家庭の経済的負担を軽減します。
- 自動車税等の減免制度の周知
 - ・ 身体障がい者等が所有する自動車の自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に案内を同封するなど、幅広く周知を行います。
- 県営住宅入居での支援
 - ・ 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和や、優先入居、単身入居の取扱いにより、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
 - ・ 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。

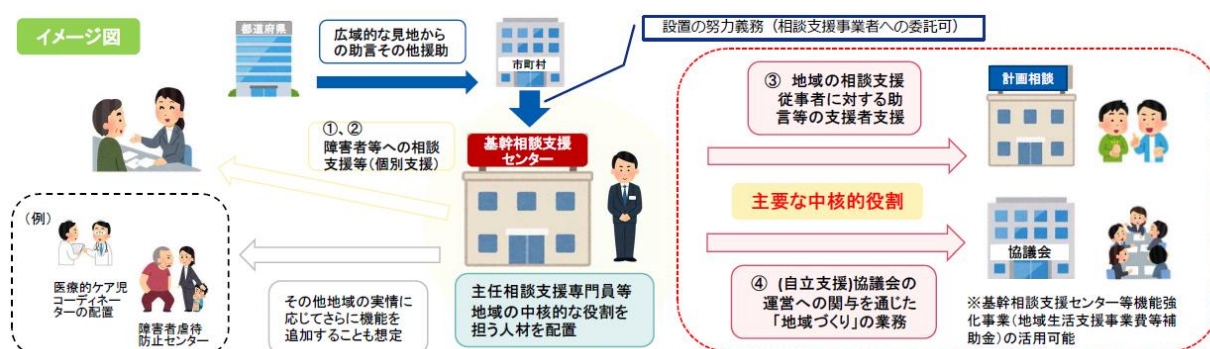
（3）相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、全国に先駆けて身体・知的・精神の障がいのほか、発達障がいなどにも対応する「障がい者総合支援センター」を各圏域に設置し、市町村と県とが連携して総合的な支援体制を整備してきました。
- 平成24年度には、障害者総合支援法において、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な機関として位置づけられ、令和6年4月からはその設置が市町村の努力義務となりました。基幹相談支援センターには、豊富な経験や技術・知識を要する個別支援、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの機能が求められています。

基幹相談支援センター設置地域		11か所（R6.3現在）
設置地域		①佐久圏域 ②上小圏域 ③諏訪圏域 ④上伊那圏域 ⑤松本市 ⑥安曇野市 ⑦塩尻市・山形村・朝日村 ⑧麻績村・生坂村・筑北村 ⑨大北圏域 ⑩千曲市・坂城町 ⑪北信圏域
未設置地域		飯伊圏域、木曾圏域、長野市、須坂市・小布施町・高山村、飯綱町・信濃町、小川村

- 地域の自立支援協議会は、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の基盤整備を着実に進めていく役割が求められています。そのため、県自立支援協議会では、市町村や福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。



（厚生労働省資料を長野県にて一部加工）

施策の展開・方向性

- 「基幹相談支援センター」の設置促進
- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターが担うべき役割や設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
- 県自立支援協議会の体制充実
- 県全域の障がいのある人等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、各地域自立支援協議会の代表者、連携機関、当事者団体等を構成員とする県自立支援協議会を定期的開催し、地域自立支援協議会と連携しながら課題解決のための協議を行います。
 - 権利擁護、精神障がい者地域移行支援、療育、人材育成、就労支援に関する

専門部会や相談支援体制機能強化会議を開催し、各分野における課題の共有や関係機関の連携強化のための協議を行い、地域の自立支援協議会の運営や体制整備の推進をバックアップします。

- 地域移行支援・地域定着支援並びに自立生活援助の提供体制の整備
 - ・ 施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行や、その後の地域生活の継続のため、地域移行支援・地域定着支援並びに自立生活援助サービスの提供体制の整備を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
基幹相談支援センター	カバーしている市町村数	市町村	50	77
地域移行支援	地域移行支援利用者数	人	21	65
地域定着支援	地域定着支援利用者数	人	210	299
自立生活援助	自立生活援助利用者数	人	71	118

3 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 安全な暮らしの確保

① 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動を充実するなど、保護対策を推進するとともに、障がいのある人を交通事故から守るため、障がいのある人に配慮した交通安全の知識の普及・発信活動を推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の保護対策の推進
 - ・ 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。
 - ・ 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。
 - ・ 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。
 - ・ 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。
- 交通安全対策の推進
 - ・ 関係機関・団体と協力しながら、障がいのある人を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。
 - ・ 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がいのある人に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。
 - ・ 障がいのある人を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。

② 防災対策・災害発生時の支援の推進

現状と課題

- 長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。
特に、近年は気象災害が激甚化・頻発化する傾向があり、災害からの逃げ遅れをなくすためには、災害時に、支援を必要とする障がいのある人に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- 障がいのある人に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者の中には、障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。
- 県が令和4年に実施した調査結果によると、災害時に不安に感じることとして、避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安であるという人が38.8%、大勢の人の中で避難所生活をするに不安があるという人が38.0%います。危
- 市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がいのある人個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関と協力しながら行うことが求められています。
- 災害時には、災害ボランティアの力が不可欠であり、迅速かつ的確に災害ボランティア活動が行われるような支援が必要となります。

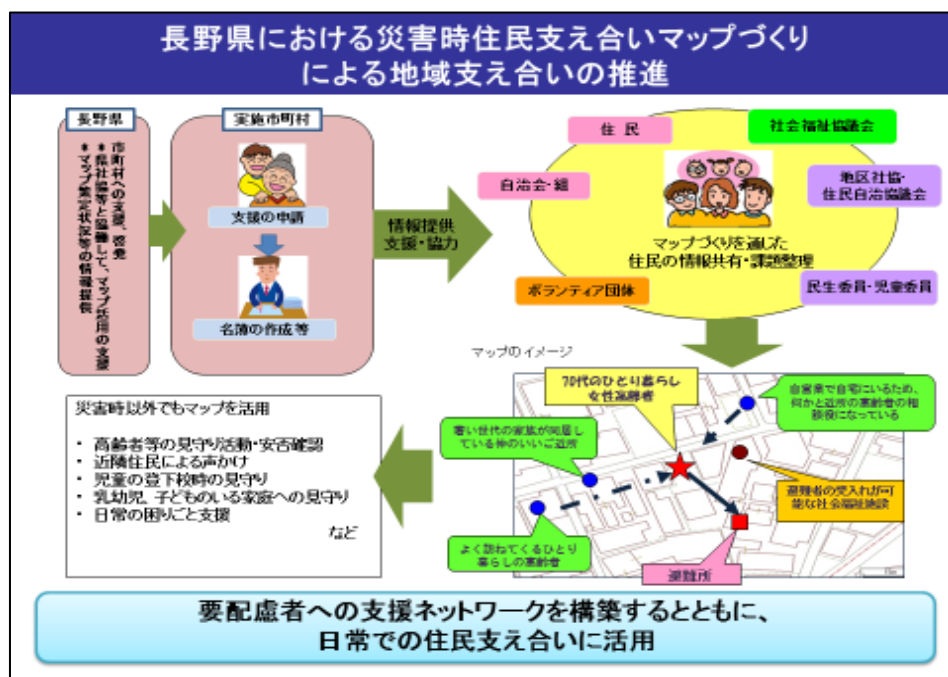
施策の展開・方向性

- 個別避難計画作成の支援
 - ・ 災害に備え、的確な情報提供を行うとともに、住民主体で作成した「災害時住民支え合いマップ」の成果を活かした、市町村における個別避難計画作成の推進及び防災を学ぶ信州防災アプリの活用等により、災害弱者をはじめ県民の適切な避難行動を支援します。
- 要配慮者利用施設における防災対策の推進
 - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。

- ・ 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域[※]や土砂災害警戒区域[※]など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。
- 福祉避難所の運営体制の充実
 - ・ 災害が発生した際に、障がいのある人等の要配慮者を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います。
 - 災害拠点となる施設等の充実
 - ・ 病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。
 - 災害ボランティア活動の推進
 - ・ 災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
市町村の個別避難計画作成への支援	市町村による個別避難計画作成に対し、助言・情報共有を実施	市町村	43	77
福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村による福祉避難所の設置・運営訓練の実施要請及び助言	市町村	8	77
多数の者が利用する施設の耐震化	耐震化割合 ※「長野県耐震改修促進計画（第三期）目標」	%	92.5 (令和2年度)	95.0 (令和7年度)



【用語解説】

※浸水想定区域：河川管理者である国又は県が指定した、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

※土砂災害警戒区域：県が指定した、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

① 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物をしたり、食事に出かけることができるよう、駅舎や歩道など県民生活に密着した公共建築物や交通安全施設などに対するバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定に基づき、公共交通事業者に対して旅客施設、車両等のバリアフリー化への対応が推進されており、事業者が行う施設等の整備への支援を一層充実していく必要があります。
- 令和5年度に39の都市計画区域のうち29の都市計画区域について、誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立ち、都市計画区域マスタープランの圏域化を行いました。

残りの10都市計画区域については、令和4年度に都市計画の基となる都市計画基礎調査が完了したことから、この調査結果等を踏まえて、都市計画区域マスタープランを圏域化していくことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進をしていく必要があります。

- 障がいのある人などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むように「長野県福祉のまちづくり条例」で、整備の基準を示しています。

低床バスの普及台数（台）

	H29	H30	R1	R2	R3
車両総数	994	1029	1033	895	855
うち低床バス	312	355	396	375	365
普及率※（％）	49.3	50.9	56.7	62.6	66.0

※適用除外認定車両は除く

（国土交通省ホームページより）

駅舎のバリアフリー化（乗降客数 3,000 人以上）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
整備数※（駅）	23	23	21	19	19	17
整備率※（％）	88.5	88.5	87.5	95.0	95.0	94.4

※乗降客数の変動に伴い、集計対象となる整備数及び整備率は変動する

（交通政策課調べ）

施策の展開・方向性

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・ 建築物のバリアフリー化を始めとする福祉のまちづくりを推進します。
 - ・ 信州パーキング・パーミット制度※の協力区画を増やすため、企業等への協力依頼活動等、普及・啓発を推進します。
 - ・ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの圏域化を行います。
 - ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」を、あいサポート企業・団体と連携して推進します。また、誰もがバリアフリー情報を簡単に取得できるよう、効果的な取組について研究します。
- 交通バリアフリー化の推進
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動

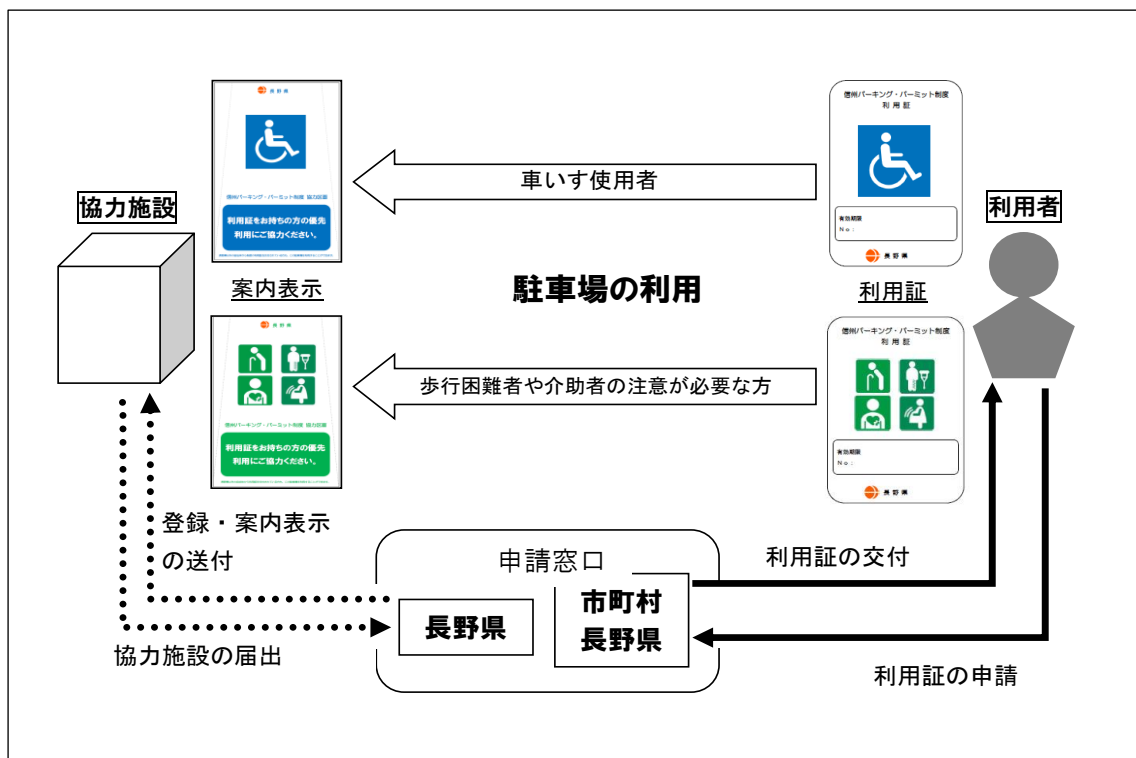
対策の総合的な整備の促進を図ります。

- 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。
- 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。
- 無線通信手段 Bluetooth を活用し、専用アプリケーションをダウンロードしたスマートフォン等に対し、信号情報を振動や音声などにより提供する歩行者等支援情報通信システム（高度化 PICS）の整備を推進します。
- 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。
- 障がいのある人が活動範囲を広げられるよう、歩道の設置や歩道の段差切下げ、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、歩道のバリアフリー整備を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
都市計画区域マスタープランの圏域化	誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの圏域化	区域	29 (8圏域)	39 (10圏域)
低床バスの普及	低床バスの導入に対して助成し、障がい者等の移動手段を確保	%	66.0 (令和3年度)	100 (長野県新総合交通ビジョンの目標値を準用)
交通安全施設等整備	視覚障がい者用付加装置信号機	箇所	462	494
	音響式歩行者誘導装置信号機	箇所	388	405
	高齢者等感応化信号機	箇所	107	121
	PICS（歩行者等支援情報通信システム）	箇所	14	40
	歩者分離式信号機	基	479	496
	歩道設置	km	687	750
無電柱化推進	電線共同溝設置	km	42.6	45.5
歩道リメイク	歩道段差切下げ	箇所	1,969	2,130
交通安全対策	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	km	31.8	38.7

「信州パーキング・パーミット制度」利用手続きの流れ



【用語解説】

※信州パーキング・パーミット制度：公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度。

② 住宅の整備に対する支援

現状・課題

- 障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上と家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

施策の展開・方向性

- 障がい者にやさしい住宅改良の促進
 - ・ 日常生活をできる限り自力で行えるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように、居室等のバリアフリー化を行う市町村を支援します。
- バリアフリー化の推進
 - ・ 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がいのある人等に配慮した住宅の整備を進めます。

- 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす利用者向け住宅の整備を行います。
- エレベーターがない5階建住棟の既設県営住宅において、エレベーターの整備を進めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
県営住宅の建替・改修	バリアフリー化	戸	2,681	検討中
県営住宅のエレベーター設置（既設5階建）	エレベーター整備	戸	442	682

4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

① 一般就労の促進

現状と課題

- 県内の民間企業における障がいのある人の実雇用率は、令和5年6月1日現在、2.42%で、全国平均2.33%を上回っていますが、法定雇用率（2.3%）に達していない企業が37.7%あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 法定雇用率は令和6年4月から2.5%へ、令和8年4月から2.7%へ段階的に引き上げられることから、雇用促進に努める必要があります。
- 障がいのある人がその能力や適性に合った仕事に就き、やりがいを持って仕事に取り組めるとともに、自らのライフスタイルを実現することができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた支援の充実及び強化が求められています。

施策の展開・方向性

- 一般就労に向けた相談・マッチング支援等の充実
 - ・ 就労支援に当たっては、本人の希望、就労能力、適性等に合った就労選択ができるよう支援するアセスメントが重要であるため、アセスメント支援員の配置による事業者支援の充実など、県内のアセスメント体制の強化を図ります。
 - ・ 女性や若者、障がいのある人の就労を総合的にサポートする「地域就労支援センター」において、就職困難者と事業者とのマッチング等の実施により、就労を希望するすべての障がいのある人に対する、就労に関する相談体制の充実を図ります。
 - ・ より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就労支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。
 - ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度（トライアル雇用制・ジョブコーチによる支援等）の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。
 - ・ 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労促進と企業側の雇用促進を図ります。
 - ・ 特別支援学校において、企業等への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業等への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技

能検定の実施等を総合的に推進します。

○ 障がいのある人に対する就労支援

- ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、地域の就労支援機関と連携しながら就労支援及び就労後の職場定着を図ります。
- ・ 主に知的・精神障がいのある人を「チャレンジ雇用職員」として県が最長3年間雇用し、障がいのある人の雇用機会の拡大を図るとともに、県における就業経験を活かして企業等への就職につなげます。
- ・ 盲人ホーム^{*}での専門的な技術指導を通じて、あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がいのある人を支援します。
- ・ 障がいのある人の在宅就労を促進するため、「障がい者ITサポートセンター」において情報収集、企業開拓を進めるとともに、体験講習会等の開催や情報提供を行います。

○ 企業等に対する障がいのある人の雇用促進

- ・ 関係機関が連携して、企業における障がい特性に合った対応方法や障がいに配慮した職場づくりのノウハウ等を共有する仕組みをつくり、障がいのある人の就労定着の支援に取り組みます。
- ・ 障がいのある人を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がいのある人の雇用を促進します。
- ・ 企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がいのある人の就労と企業による障がいのある人の雇用を双方から支援します。
- ・ 長野県発達障がい者支援対策協議会の体制を充実し、企業における働きやすい環境づくりなど、就労に関する課題を検討します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	7,351	8,455 (令和9年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	人	314 (令和元年度)	458 (令和8年度)

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
地域就労支援センター事業による就職者数	就職困難者と人材が不足している事業所とのマッチング等を実施。 (センター利用者の就職決定率)	%	—	20.0

【用語解説】

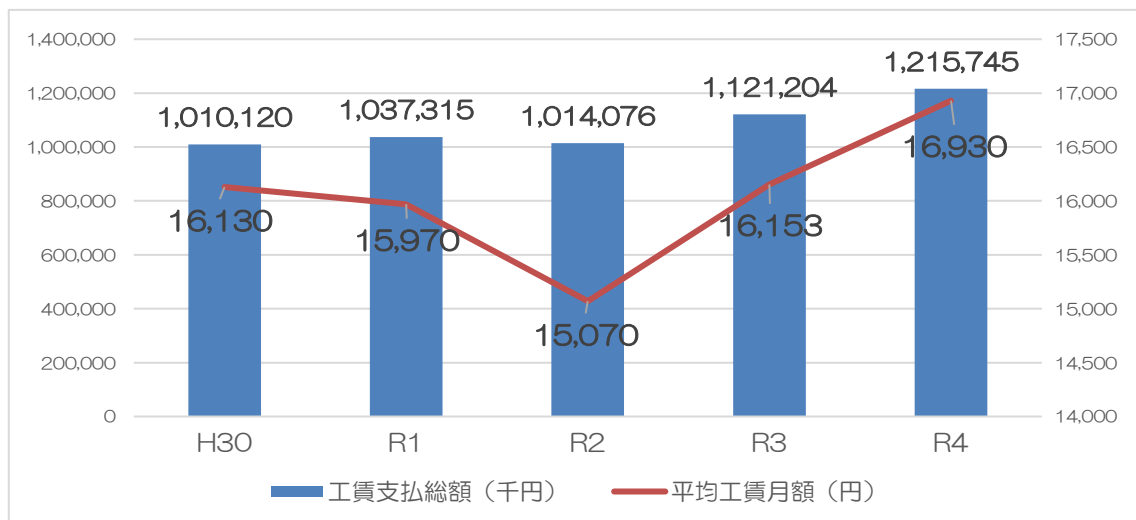
※盲人ホーム：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営や雇用されることの困難な視覚障がいのある人に必要な技術指導を行うことにより、その自立を図ることを目的とする施設。

② 福祉的就労の支援

現状・課題

- 県内の就労継続支援B型事業所で就労している障がいのある人の令和4年度月額平均工賃は16,930円です。障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには不十分な状況です。
- 平成18年度から工賃アップに向けた取組を行い、平均工賃月額は着実に増加してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況の悪化や事業所の生産活動が停滞した影響から、多くの事業所において工賃が一時減少しました。その後も、物価高騰の影響を受け、事業運営は厳しい状況が続いています。今後も販路の拡大、物品・サービスの質の向上や職員の支援力の向上のための取組の継続が必要です。

月額平均工賃及び工賃支払総額の推移



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 工賃アップに向けた取組の強化
 - ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携促進と協力体制づくりを支援します。
 - ・ 地域の企業等と事業所間の連携促進等の支援を行うコーディネーターを配置し、工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所の取組を支援します。
 - ・ 外部講師を招いて経営手法や工賃アップの成功事例等についてのセミナーを開催し、事業所の管理者や担当者に工賃アップのノウハウ等を提供することで取組の支援を行います。
- 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
 - ・ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、市町村等との連携や民間企業等に対する物品調達等の働きかけを行うことにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
福祉就労強化事業	地域連携促進コーディネーターの配置、共同受注等強化支援、民間技能活用支援、農福連携の促進（月額平均工賃の向上）	円	16,930	22,000

③ 農林業分野における就労支援

現状と課題

- 人口減少や高齢化等により担い手が不足している農林業分野の課題と、障がいのある人の新たな就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」・「林福連携」の取組が広がってきています。
- 県では、平成26年度から農福連携コーディネーターによる農家等と就労継続支援B型事業所等とのマッチングや農作業現場で技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣を行うとともに、農福連携により生産された農産物を販売する「農福マルシェ」を開催して、障がいのある人の就労機会の拡大や工賃向上に一定の成果を上げています。

農業に取り組む事業所の月額平均工賃の状況

年度	就労継続支援B型事業所（全体）	
		うち、農業に取り組む事業所
令和2年度	15,070円	15,824円
令和3年度	16,153円	16,999円
令和4年度	16,930円	17,886円

- 事業所と農業者をつなげるため、令和3年度からマッチング機会を創出するための「お試しノウフク」の実施や、障がいのある人向けの作業マニュアル等を作成することで、農作業に取り組む事業所の拡大を図りました。今後は農業者に対して更なる取組の認知度向上と、障がいのある人に働いてもらいやすい環境づくりの普及が求められています。
- 今後は、障がいのある人が地域で自立して生活するために、農業法人等への就業や農業に携わる障がいのある人に対する支援が必要です。

施策の展開・方向性

- 農福連携・林福連携による障がいのある人の就労の推進
 - ・ 農福連携サポーターによる農業者と事業所とのマッチング、農作業現場での作業補助を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣により、農業に取り組む事業所等への支援を強化します。
 - ・ 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「日本農福連携協会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
 - ・ 農業分野での就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを、研修会の開催や資料提供により農業者や市町村、JA等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就労を支援していく取組を進めます。
 - ・ 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や身体面や精神面に与える好影響、農林業にとっては担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
農福連携による支援	就労継続支援B型事業所に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	151	180



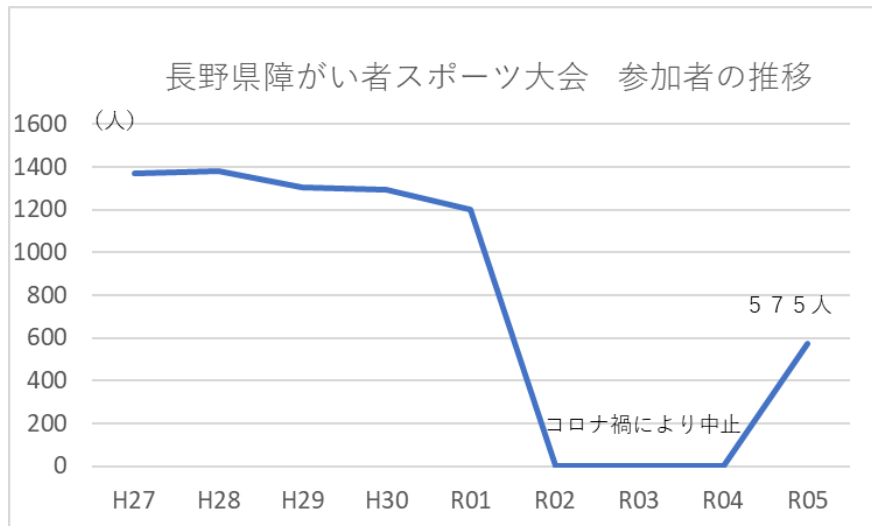
障がい者就労支援事業所と産地をつなぐため、種子用大豆の選別作業のポイントを、障がいのある人が取り組みやすいようにまとめたマニュアルを作成

(2) 社会活動への参加支援の充実

① スポーツの裾野拡大と競技力向上

現状と課題

- コロナ禍前から県障がい者スポーツ大会^{*}などに参加する障がい者数はやや減少傾向にありましたが、コロナ禍でますますスポーツをする機会が失われ、また、学校卒業後に、スポーツへの支援や情報提供が希薄になり、障がいのある人のスポーツ離れが進んでいます。
- 身近な地域においてスポーツを楽しむ環境を整えるため、コーディネーターの配置やパラスポーツ指導員の養成、サンアップルのスポーツ教室等の取組を通じて、スポーツの普及拡大に取り組んでいます。
- 信州やまなみ全障スポ^{*}に向け、障がいの種類や程度に応じ活躍できるよう競技力の向上を図る必要があります。また、団体競技の一部は、チームが編成できていない状況にあるため、選手の発掘・育成が求められています。



施策の展開・方向性

○ スポーツに親しむ環境づくり

信州やまなみ全障スポを契機に、一人でも多くの障がいのある人が大会に向けて、また大会後も継続してスポーツに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりを推進します。

○ 地域におけるパラスポーツの定着

障がいのある人がその障がいの程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、身近な地域でスポーツを楽しめるよう、パラスポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等へのパラスポーツの知識と理解の普及を進めます。

○ パラスポーツの支援体制の充実

パラスポーツ指導員やスポーツ推進委員※が、パラスポーツの普及や発展に積極的に取り組めるよう支援します。

○ 信州やまなみ全障スポに向けた競技力向上

(公財)県障がい者スポーツ協会と連携し、信州やまなみ全障スポで本県選手が活躍できるよう選手育成を行い、大会終了後も、継続して競技力の向上が目指せる環境づくりに努めます。

○ スポーツの機会の拡大

地区及び県障がい者スポーツ大会やコーディネーターなどが開催する体験会により多くの障がいのある人が参加できるよう、大会等の魅力アップを図ります。

○ 障がい者福祉センターによる支援

障がい者福祉センター（サンアップル）やサンスポートにおいて、スポーツ教室やレクリエーションの機会を充実し、パラスポーツの裾野拡大を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
信州やまなみ全障スポに向けた競技力の向上	ブロック予選を突破して全障スポに出場する団体競技数(障がい種別、男女別 全12競技)	競技数	1	6
障がいのある人のスポーツ参加促進	障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブの割合	%	31.9	50.0



【用語解説】

※県障がい者スポーツ大会：翌年の全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて開催する県内最大規模の障がい者スポーツ大会。例年、選手、審判員、ボランティア等あわせて約1,000名が参加。

※信州やまなみ全障スポ：令和10年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会の愛称。14競技で行われる国内最大規模のパラスポーツ大会。開催枠があり、本県から約300名が出場予定。

※スポーツ推進委員：スポーツ基本法に基づいて市町村長から委嘱される非常勤の職員（県内で約1,000名）。スポーツに関する地域のコーディネーターであり、住民へのスポーツ指導や助言等を行う。

② 文化芸術活動の充実

現状と課題

○ 県では、県内在住の障がいのある人等から応募のあった作品を展示、鑑賞する「長野県障がい者文化芸術祭」を開催しています。優秀作品は、県内各地で巡回展示会を行っています。また、障がいのある人の社会参加を促進し、文化芸術活動の振興を図るため、県内の文化芸術活動を行う障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（愛称：ザワメキサポートセンター）」を令和4年6月に設置しました。

- 県は生活介護及び就労継続支援 B 型事業所を対象に造形・表現活動調査を実施しています。活動している事業所は増えていますが、活動を指導・支援できる者の育成等の必要があります。
- 障がいのある人の創作活動の発信の場と、その作品を県民が広く鑑賞する機会を増やす等の取組を通して、障がい者文化芸術活動に対する理解と関心を高めていく必要があります。

障がい者文化芸術祭の来場者数等

	R3	R4	R5
会 場	高森町	長野市	長野市
来場者数	—	520	確認中
出品数	519	423	500

※R3 年度は WEB 開催

造形・表現活動実施事業所数

年度	回答事業所数	造形・表現活動の内容					
		絵画	書	織物・編物	音楽	ダンス	その他
R1	75	61	33	28	39	17	16
R2	103	82	42	38	56	12	22
R3	101	82	43	51	50	15	20

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 文化芸術活動の支援
 - ・ 長野県立美術館において「障がいのある方のための特別鑑賞日」の開催等を行う「インクルーシブ・プロジェクト」を実施し、障がいの有無等を超えてアートを体験できる機会を提供します。
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）と信州アーツカウンシル[※]の連携により、障がいのある人の創作活動や発表の機会の拡大に取り組みます。
 - ・ ザワメキアート展、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸能発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）によるアート作品のレンタル事業等を通じて、障がいに対する理解の促進や障がいのある人の収入アップを支援します。
 - ・ 関係者とのネットワークづくりや研修会の開催を通じて、障がいのある人の才能の発掘や指導者の人材確保を図ります。

第 26 回長野障がい者文化芸術祭



第25回文化芸能発表会



【用語解説】

※ザワメキアート展：障がいのある人の創作活動の場と創作した芸術作品を広く鑑賞する機会を設け、障がい者の文化芸術活動の振興を図ることを目的として開催する県内の障がいのある人を対象とした美術作品展。(H28～)

※信州アーツカウンシル：文化芸術の振興や活用に専門的知見を持つスタッフを配し、行政から一定の距離を置きながら、県民や地域が主体となった文化芸術活動への寄り添い型の支援を通じて、長野県の文化芸術活動の持続的発展に取り組む中間支援組織。

③生涯学習の推進

現状と課題

- 障がいのある人が学校卒業後も生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要です。
- 文部科学省が行ったアンケート調査において、障がいのある人の生涯学習の機会が不足している現状が示されました。
- 障がいのある人の生涯を通じた学習機会の確保、障がいのある人が利用しやすい様式を通じて文化的な作品を享受する機会を確保することは一層重要な課題として取り組んでいく必要があります。



※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

施策の展開・方向性

○生涯学習の推進

- ・ 関係機関と連携して、障がいのある人が生涯にわたって学び続けられる環境を整備します

○ 読書環境の整備

- ・ 誰もが読書に親しむことができるよう市町村と県が協働で整備した電子図書館「デジとしょ信州」が必要な方に活用されるよう、公共図書館をはじめ福祉関係団体や特別支援学校等と連携して周知・利用促進に努めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
読書環境整備	「デジとしょ信州」を活用した読書バリアフリーにかかる周知・利用促進の場づくり	実施回数	2	40 (累計)

【用語解説】

※デジとしょ信州：県内全 77 市町村と県が協働で導入・運営する、長野県民はいつでも誰でもどこからでも使える電子図書館サービス（R4.8 開始）

④ レクリエーション活動の推進

現状と課題

- 外出を楽しんだり旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される環境整備が必要です。
- アウトドア用車椅子を使用することで、車椅子利用者も山岳高原観光地での散策が可能になるなど、今後も新しい機器の開発・普及に伴い、社会参加の機会の拡大が期待されます。

障がいがあるために、あきらめたり妥協したこと	（回答数 1,058 複数回答）
・ 旅行や遠距離の外出	24.7 %
・ スポーツ・文化芸術活動	12.8 %

（出典：障がいのある方の実態調査 令和4年 障がい者支援課）

施策の展開・方向性

- ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信
 - ・ 年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。
 - ・ ユニバーサルツーリズムの取組地域を拡大するため、実務専門人材の育成や観光地における機運醸成を図ります。
 - ・ モデルコースや観光地、宿泊施設等のバリアフリー情報の提供を推進します。
- バリアフリー情報の提供
 - ・ 誰もがバリアフリー情報を簡単に取得できるよう、効果的な取組について研究します。



アウトドア用車椅子を使用することで、通常の車椅子で困難な山の散策などを楽しむことができます。



肢体不自由の人でも「デュアルスキー」を使用して、冬のスポーツを体験できます。

(3) 移動支援の充実

現状と課題

- 移動支援事業は、屋外での活動が困難な障がいのある人等に対して、外出の支援を行う事業であり、重度の視覚障がいがある人に対する移動支援については、平成23年10月から同行援護サービスが創設されました。

地域生活支援事業の中で大きな割合を占める移動支援事業は、障がいのある人の社会生活に必要なサービスであることから、今後もニーズの高い事業であり、必要なサービスが提供されることが重要です。

- 県では、重度の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある人に身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付を行っています。

身体障がい者補助犬利用者が社会参加できる機会が増える中、宿泊施設や観光施設などの不特定多数の人が利用する施設で身体障がい者補助犬の同伴を拒否される事案が発生しています。引き続き事業者のみならず広く県民に対しての広報、啓発を行

い、補助犬利用者が安心して安全に生活できるよう、理解の促進を図る必要があります。

身体障がい者補助犬給付事業による給付頭数

年度	S56~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	累計
盲導犬	93	4	4	1	1	1	2	1	1	108
介助犬	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
聴導犬	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(障がい者支援課調べ)

身体障がい者補助犬相談窓口【相談受付状況】(H29~R4年度)

相談内容	件数	うち県外施設
飲食店での同伴拒否	2	0
宿泊施設での同伴拒否	4	2
その他観光施設等での同伴拒否	5	0
計	11	2

(障がい者支援課)

施策の展開・方向性

- 移動支援事業の充実
 - ・ 各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。
また、市町村が必要なサービスを提供できるように、国へ十分な予算の確保を要望します。者支援課在宅支
- 自動車運転訓練の実施
 - ・ 総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や、運転免許は所持しているが障がいにより運転が困難になった人に対し運転習熟訓練を行います。
- 身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進
 - ・ 必要とされる人に身体障がい者補助犬の給付を行います。
 - ・ ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び事業者の理解を促進します。

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 令和4年5月、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。法では、地方公共団体の責務として、障がい者、障がい児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重した上で、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施することとされています。

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろうなどの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用をはじめ、担い手となる手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読奉仕員等の養成及び派遣を実施しています。
市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の普及とともに、増大する需要に対応するため、意思疎通支援者の養成と資質の向上に努めていく必要があります。

- 情報提供体制の充実を図るため、字幕入りDVDの製作・貸出しのほか、県ホームページのアクセシビリティ向上や、知事会見における手話通訳の実施及び文字情報の提供などを行うとともに、上田点字図書館等による点字図書、デイジー図書^{*}、CD等の貸出しのほか、音声コード^{*}の普及を進めています。

- 社会生活訓練の充実のため、聴覚障がいのある人に対して日常生活に必要な訓練を行うとともに、視覚障がいのある人に対して、点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や福祉機器の活用方法等の講習会を開催しています。

- 意思疎通が困難な人に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。

- IT技術の進歩と普及により、家にいながらにして、情報の取得・発信、就労などが可能となりつつあり、障がいのあるなしにかかわらず、ITを活用して社会参加や仕事ができる機会が拡大しています。
このため、とりわけ障がいのある人のITに関する知識・能力の向上、パソコン

等関連機器の利用環境の整備等、IT活用を総合的にバックアップする体制整備が必要です。

- 令和4年に県が実施した調査では、知的や精神に障がいがある人から「うまく話がや質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」ことがあることや、「複雑な文章表現ではなく、わかりやすく簡潔な文章にしてほしい」「難しい言葉や早口ではなく、ゆっくり丁寧に説明がほしい」という回答が多く寄せられています。

手話通訳・要約筆記者養成事業

区 分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
手話通訳	合格者数	1	コロナの影響 で試験中止	0	2
要約筆記	修了者数	18	コロナの影響 で中止	26	24

(障がい者支援課調べ)

点訳・朗読奉仕員養成事業

区 分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
点 訳	参加延人数	608	336	188	292
朗 読	参加延人数	669	253	270	370

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 意思疎通支援者の養成・派遣
 - ・ 情報保障の確保のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成研修、派遣の実施を行うとともに、資質の向上に努めます。
- 点訳・朗読奉仕者の養成
 - ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣事業の実施に向け、関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- 情報提供体制の整備
 - ・ 障がい特性に応じた情報提供のためのツール（UDトーク等）の活用、字幕入りDVDの製作・貸出しや、点字図書、デイジー図書^{*}、CD図書、カセットテープ等の貸出しを行います。
 - ・ 県ホームページのアクセシビリティの向上、知事会見時における手話通訳の実

施及び文字情報の提供、県広報紙の点字版・CD版の作成等、障がい特性に配慮した多様な手段や方法による情報伝達を行います。

○ ITコミュニケーションの支援

- 障がいのある人のIT機器を活用した情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。

○ 情報保障・コミュニケーション支援の充実

- 当事者や関係者の意見を聞きながら、情報保障・コミュニケーション支援の充実に努めます。
- 知的障がいや精神障がいがある人にも情報が分かりやすく伝わるよう、合理的配慮の提供及び事前的改善措置の好事例を周知します。

○ 補聴器購入に対する助成

- 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。

また、国に対しては、加齢性難聴を含めて補装具費支給制度の対象の拡大又は新たな補助制度の創設を要望します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
手話通訳者の登録	手話通訳者養成講座の実施	人	166	173
要約筆記者の登録	要約筆記者養成講座の実施	人	119	126

【用語解説】

※デージー図書：DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書。長時間の録音が可能で、章や見出し、ページから読みたい部分を検索できる。専用のプレイヤーや専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要。

※音声コード：紙に印刷される約2cm四方の画像データ。

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実

① 医療体制の充実

現状と課題

- 病院等医療基盤の整備は図られてきていますが、障がいの多様化に伴う医療ニーズに応えられるよう、医療を担う人材の養成・確保を行うとともに、高度専門医療及び在宅医療の充実を図る必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域医療・救急医療の充実
 - 第8次保健医療計画*に基づき、医療提供体制の確保を図ります。
 - ・ 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。
 - ・ 救急車の適切な利用に係る普及啓発や救急安心センター（#7119）の運営・周知等により、医療機関の受診や救急車の要請の適正化を推進します。
 - ・ 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。
 - ・ 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センター*などの救急医療施設の充実を図ります。

長野県救急安心センター（#7119）

症状によっては、見た目では救急車を呼ぶべきか判断が難しい場合や救急車を呼ぶことがためられる場面も存在します。また、年々増加する高齢者の救急搬送や、不要不急の救急車の出動等により救急医療機関と消防の負担は増加しています。

県民に安心を提供するとともに救急医療機関及び救急車の適切な利用を促進し、緊急性の高い傷病者に救急車がいち早く到着するために、長野県ではおおむね15歳以上の方を**対象**に医療機関に行くか救急車を呼ぶか迷った際に電話で看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる窓口（長野県救急安心センター（#7119））を運用しています。

なお、おおむね15歳未満の方は長野県小児救急電話相談（#8000）により相談を受け付けています。



○ 医療従事者の養成・確保等

- ・ 障がいのある人の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。
- ・ 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。
- ・ 看護大学、看護師養成所等において、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。
- ・ リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士^{*}、作業療法士^{*}、言語聴覚士^{*}等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。

病院・診療所に勤務するリハビリテーション職種等医療従事者の状況（人口10万対）

区分	長野県			全国		
	H26	H29	R2	H26	H29	R2
理学療法士	68.7	79.6	83.5	60.7	72.4	80.0
作業療法士	43.2	49.1	52.8	33.2	37.8	40.5
視能訓練士	6.7	7.5	8.8	6.1	7.0	8.0
言語聴覚士	14.3	16.1	16.4	11.2	13.1	14.2
義肢装具士	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1
診療放射線技師	38.3	42.4	43.0	40.1	42.8	44.1
臨床検査技師	61.6	66.1	66.9	50.4	52.8	53.7
臨床工学技士	21.3	25.2	25.2	18.7	22.1	24.1
精神保健福祉士	7.1	7.8	7.7	8.3	9.1	8.9
社会福祉士	9.6	12.7	14.3	8.3	11.3	12.9

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

【用語解説】

※保健医療計画：医療法に基づく計画で、長野県の保健医療政策の基本となる総合的な計画をいう。第8次は、令和6年度から令和11年度の6年間を定めるもの。

※救命救急センター：重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に指定された施設で、高度な救急医療を24時間体制で提供できる機能を有するもの。

※理学療法士：身体に障がいのある人に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、基本動作能力を回復させることを業務とする者。

※作業療法士：身体又は精神に障がいのある人等に対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、応用的動作能力や社会的適応能力を回復させることを業務とする者。

※言語聴覚士：音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人に対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。

② 歯科口腔保健医療

現状と課題

- 令和4年度における障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率は93.8%でした。
- 長野県が平成16年度から実施している、在宅重度心身障がい児者の訪問歯科健診実施者数は増加傾向にあります。

【表1】在宅重度心身障がい児者の訪問歯科健診実施者数 (単位：人)

—	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施者	64	73	81	90	85

(健康増進課調べ)

- 歯科・歯科口腔外科を併設している45病院のうち、地域の歯科診療所等と役割分担・連携している病院は19か所(令和5年)です。

【表2】障がいのある人への歯科診療において地域の歯科診療所等と役割分担・連携している病院数 (令和5年5月10日現在)

区分	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	合計
病院数	2	1	3	2	1	0	4	2	3	1	19

(健康増進課調べ)

- 発達障がい・医療的ケア児等を含めた障がいのある人に対して、地域で日常的な歯科口腔管理を行うことが可能な歯科診療所の確保・充実及び専門的な歯科口腔医療が必要となった場合の歯科診療所と病院歯科の機能分化・連携が課題となっています。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人に対する歯科口腔保健医療支援
 - ・ 障がいのある人等の特別に支援を要する人の歯科健診(検診)を推進します。
 - ・ 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行い、地域差の解消を目指します。
 - ・ 適切な歯科口腔医療がいつでも受けられるよう、各地域に必要な歯科口腔医療提供体制の充実を目指します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
障害者支援施設及び障害児入所施設での過去一年間の歯科検診実施率	%	93.8	93.8以上
障がいのある人への歯科診療に対応する病院数	病院	19	19

(2) 多様な障がいに対する支援の充実

① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

ア 医療的ケア児支援に向けた体制整備

現状と課題

- 医療技術の進歩に伴い増加する医療的ケア児等とその家族が、個々の医療的ケア児等の心身の状況に応じて適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国や地方公共団体の責務等が定められ、医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職の防止を図ることによって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現を目指すこととされています。
- 県では令和4年4月に県庁内に「長野県医療的ケア児等支援センター」を開設し、医療的ケア児等とその家族等に寄り添った活動を展開しています。
- 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制の中心となる圏域コーディネーターの配置を促進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 支援体制の整備・支援の充実
 - ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携のもと、全県的な課題解決に取り組みます。
 - ・ 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制を構築するため、圏域等ごとに医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進します。
 - ・ 医療的ケア児等のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材を養成します。

○ サービス提供基盤の拡充

- ・ 医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等が利用できる医療型短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所の整備を計画的に支援します。
- ・ 医療的ケア児等の長期にわたる生活の場について、当事者のニーズを把握し、療養介護事業所やグループホーム等について、医療機関をはじめ多様な事業者との連携を図りながら、地域の中での選択肢の拡大を促進します。

イ 重症心身障がい児（者）への支援

現状と課題

- 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、重度障がい児（者）に必要な支援を行うことができる、地域における住まいの場（グループホーム）や医療機関における療養介護、障害児通所支援事業所、生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。
- 重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19か所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

施策の展開・方向性

○ サービス提供基盤の拡充

- ・ 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が利用できる住まいの場や日中活動の場の拡充を図るため、必要な予算措置を国に対し要望するほか、重度障がい児（者）に必要な支援を行うことができるグループホームや療養介護事業所、障害児通所支援事業所、生活介護事業所などについて、市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行うとともに、それらの整備を計画的に支援します。
- ・ 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療型短期入所事業所の設置を促進します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
医療型短期入所事業所	箇所	18	20

② 難病対策の推進

現状と課題

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）」に基づき、指定難病に対する特定医療費助成事業、難病の患者や家族等（以下、「難病患者等」という。）の療養生活の支援等を行っています。
- 医療費助成事業は、特定医療費助成事業のほか、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業を実施しています。

各医療費助成事業の受給者数の推移（各年度末）

（単位：人）

事業名	R元年度	2年度	3年度	4年度
特定医療費助成事業	15,216	16,711	16,161	16,676
特定疾患治療研究事業	26	25	25	25
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	82	82	85	88
長野県特定疾病医療費助成事業 （県単独）	5	5	3	3
遷延性意識障害者医療費給付事業 （県単独）	5	7	4	4

（保健・疾病対策課調べ）

- 各保健福祉事務所（保健所）及び難病相談支援センターでは、難病患者等が抱える日常生活や療養上の悩みについて、訪問・面接・電話等による相談支援を行うとともに、地域の状況に応じて相談会（交流会や講演会等）を開催しています。
- 難病の患者、医療、福祉等多分野の関係者で構成する「難病対策連絡会議」や各保健福祉事務所（保健所）毎に「難病対策地域協議会」を開催し、難病患者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、現状の共有や課題への対策についての検討を行っています。

保健福祉事務所（保健所）による相談会等の取組の推移

区分	R元年度	2年度	3年度	4年度
難病相談会等開催回数（回）	50	19	18	24
難病相談会等参加者数（人）	1,169	309	384	265
家庭訪問実施延人数（人）	786	429	436	487
電話・面接等による相談延人数（人）	2,264	1,527	1,629	1,470

（保健・疾病対策課調べ）

難病相談支援センターによる相談件数の推移

(単位：件)

区分	R元年度	2年度	3年度	4年度
相談延件数（訪問、面接、電話等）	4,085	4,558	6,553	6,344

(保健・疾病対策課調べ)

- 難病の疾病や支援に関する知識を持つ人材に限られることから、各保健福祉事務所（保健所）は難病相談支援センター等と連携し、疾病特性の理解と支援技能の向上のため、幅広い職種の支援者に対して研修を実施しています。

支援者研修の開催回数、参加者数の推移

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
保健福祉事務所（保健所） 主催の研修	回数（回）	6	2	2	6
	参加者（人）	293	102	152	171
難病患者等ホームヘルパー 養成研修	回数（回）	2	中止	1	2
	参加者（人）	45	0	42	36
在宅難病患者コミュニケー ション支援研修	回数（回）	3	0	1	2
	参加者（人）	56	0	72	99

(保健・疾病対策課調べ)

施策の展開・方向性

- 難病の患者に対する医療に係る経済的な支援
 - ・ 特定医療費助成事業等により患者の医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 難病患者等の療養生活・社会生活の支援
 - ・ 県、難病相談支援センターは、関係機関と連携して難病患者等の療養上の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援を行うとともに、障害福祉サービスなどの利用可能な支援についての周知を図ります。
 - ・ 県は「難病対策連絡会議」、各保健福祉事務所（保健所）は「難病対策地域協議会」のそれぞれの場での協議を通じて、療養支援体制の維持向上に努めます。
- 難病患者等の支援に携わる支援者の育成
 - ・ 県、難病相談支援センターは、医療、福祉、介護等の支援者を対象とした研修等を行い、支援者の知識や技能の向上を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
難病患者等からの相談を受ける体制 (難病相談支援センター、保健福祉事務所(保健所))	難病患者等への相談支援	か所	13	現在の水準を維持
難病対策連絡会議と難病対策地域協議会の開催	地域課題の検討	回	3	11回以上
支援者等への研修の開催回数	支援に係る人材育成	回	10	現状維持を目指す

③ 難聴児支援の推進

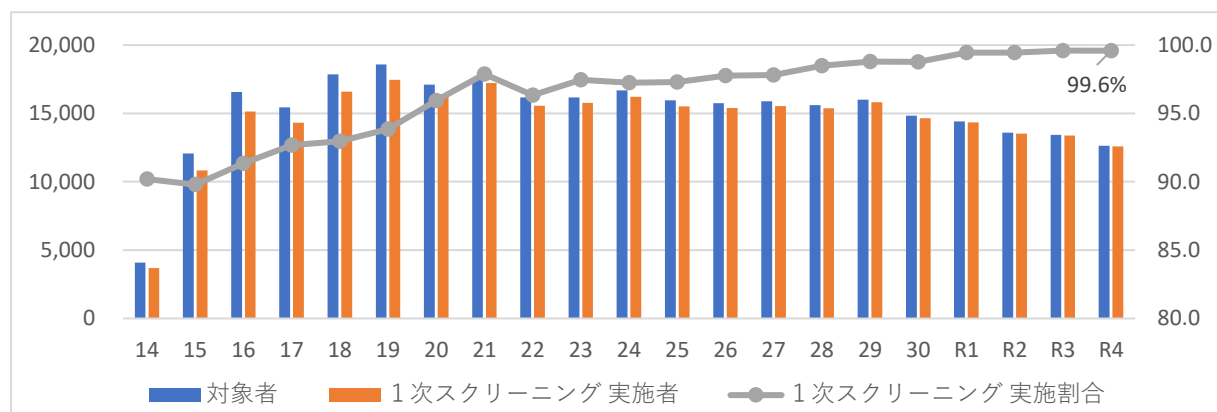
現状と課題

○ 先天性難聴児は出生数 1,000 人あたり 1～2 人とされており、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができます。

○ 県では、平成 14 年に「新生児聴覚検査事業の手引き(現 新生児聴覚検査ハンドブック)」を作成するとともに県内分娩取扱医療機関に対して検査機器整備の支援を行い、県内のどこで出産しても検査が受けられる体制整備と、新生児聴覚検査の実施状況の把握を行っています。

現在では、新生児聴覚検査は 99% 以上の児が受検をしている状況ですが、年間 100 人弱の児が検査を受けておらず、検査の有用性の継続的な啓発と保護者の経済的負担軽減のため、検査費用助成の推進を行う必要があります。

対象者及びスクリーニング実施者の推移



(保健・疾病対策課調べ)

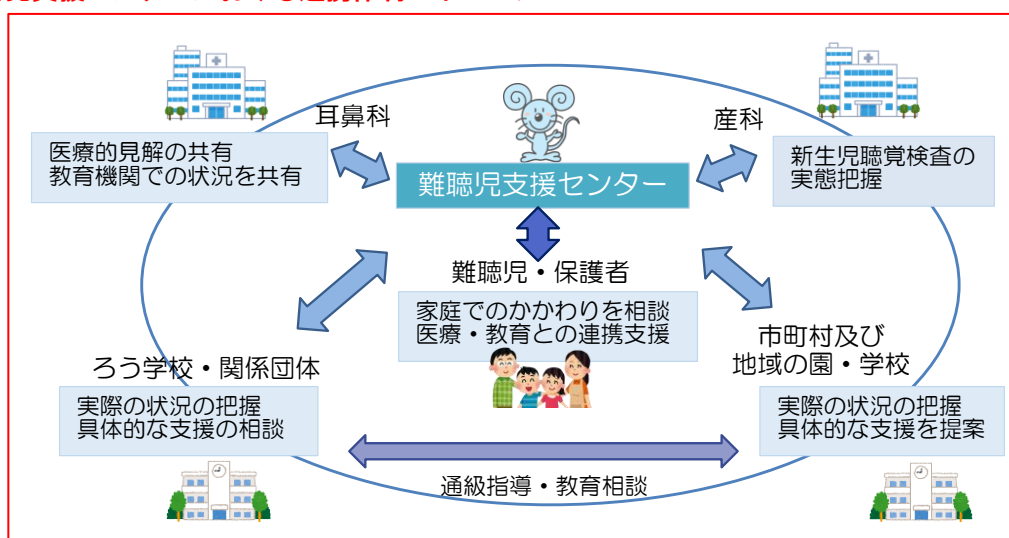
- 平成19年から、信州大学医学部附属病院に「長野県難聴児支援センター（以下、「難聴児支援センター」という。）」の委託をされており、新生児聴覚検査においてリファーと判断された場合の追跡や検査の精度管理を行うとともに、療育支援員による相談支援、家族の学習会や家族同士の交流支援（ファミリーセミナー）等に取り組んでいます。また、難聴児支援センターでは関係者や家族等への理解促進のためのパンフレット作成や支援者の専門性の向上のための研修会を行うなど、難聴児支援の中核的機能を担っています。

【用語解説】

※新生児聴覚検査：出生児の先天性難聴を確認するための検査。

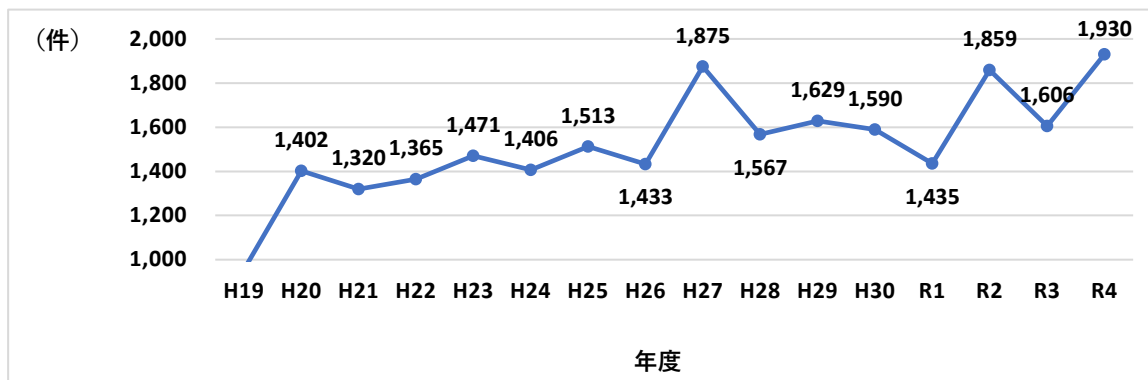
初回検査は生後3日以内の実施が望ましいとされる。

難聴児支援センターにおける連携体制のイメージ



- 市町村では、保護者の経済的負担の軽減と新生児聴覚検査の受診率向上のため、新生児聴覚検査の助成を実施しています。市町村の事務的負担を軽減できるよう、県において関係機関への働きかけを行い、検査費用の統一支払システムを整備し、令和5年度から運用が開始されています。
- 新生児聴覚検査で異常なしと判断された場合でも、その後の成長過程で徐々に発現する進行性難聴等に留意が必要です。市町村における乳幼児健診等の機会において適切に聞こえの確認を行う必要があるため、市町村への啓発が必要です。

難聴児支援センターにおける相談延べ件数の推移



(保健・疾病対策課調べ)

- 県内における難聴児支援の体制整備のため、難聴児支援センターを中心とし、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関の連携体制づくりを目的とした「長野県難聴児支援センター運営会議」を開催しています。
- 難聴児支援センターにおいて実施する事業について、医療機関の他、市町村等行政や当事者団体との連携が必要です。

施策の展開・方向性

- ・ 難聴児の早期発見及び早期療育のため、引き続き新生児聴覚検査の必要性を周知するとともに、保護者の経済的負担の軽減が図られるよう、検査費用の助成について市町村へ働き掛けを行います。
- ・ 新生児聴覚検査ハンドブックに基づくフォロー体制の確立により精密検査対象児等が漏れなくフォローにつながる体制整備を推進します。
- ・ 検査で発見された児等が、就学前の早期から適切な療育につながるよう、継続的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
新生児聴覚検査の検査費用助成を行う市町村数	市町村	72	77
個々のケースに関して療育支援員とのケース会議の実施回数	件	466	現状を維持

④ 発達障がい者支援の充実

現状と課題

- 医療・教育・福祉の連携を強化するため、令和5年度から発達障がい者支援センターを「発達障がい情報・支援センター」に改組し、学術的知見に基づく支援プログラムの開発、情報発信や支援者向けの研修などに取り組んでいます。
- これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がいのある人に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継ぎ、発達障がいに対する理解の促進などが課題となっています。
- 発達障がいのある人の身近な理解者である発達障がい者サポーターの更なる養成、普及啓発による理解促進、支援関係者の情報共有ツールの活用促進等を一層推進する必要があります。
- 発達障がいの専門医等の不足から、初診待ちが長期化していることが指摘されています。
- 発達障がいは、ライフステージの各段階において発見されるため、保護者や本人に対するスクリーニング後のフォローや専門医等を受診する動機づけが必要です。

発達障がい者サポーター養成人数（延べ人数）の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 数	15,728	16,330	16,843	17,211

（次世代サポート課調べ）

施策の展開・方向性

- 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実
 - ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
 - ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

○ 発達障がい診療・支援体制の強化

- ・ 地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、長野県発達障がい診療医・専門医等の人材育成に取り組みます。
- ・ 発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するためのかかりつけ医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
発達障がい者支援事業	発達障がいのある人に関する理解の普及啓発（サポーター養成講座の受講者）	人	17,211	20,000

⑤ 高次脳機能障害者への支援

現状と課題

- 県では県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、専門的な相談支援の実施や研修会の開催により高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、県立総合リハビリテーションセンターにおいて日常生活及び就労に関する訓練を実施してきました。

しかし、高次脳機能障害の症状は、個人によって多様な現れ方をするため、家庭や社会における障がいへの理解が難しい場合もあることから、適切な支援に繋がらないケースもあり、高次脳機能障害者及びその支援者に対する支援体制を整備していく必要があります。

高次脳機能障害支援拠点病院相談件数の推移

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	2,054	2,030	3,081	2,689	2,506

県立総合リハビリテーションセンターにおける自立訓練の利用者の推移

項 目	H30	R1	R2	R3	R4
自立訓練の利用者数	6	5	7	7	7
就労・家庭復帰者数	4	5	3	3	4

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

○ 高次脳機能障害支援体制の強化

- ・ 県内4か所の高次脳機能障害支援拠点病院（佐久総合病院、健和会病院、桔梗ヶ原病院、県立総合リハビリテーションセンター）において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。

また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。

- ・ 県立総合リハビリテーションセンターにおいては、北信地域の拠点病院としての機能を果たすとともに、各拠点病院をつなぐ中核的機能を果たします。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、相談支援事業における延相談件数	支援拠点病院に相談窓口を設置し、診断・評価、リハビリ、家族支援等を実施	件	2,506	3,000

⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実

現状と課題

- 中途障がい者などは、退院後、地域生活へ移行する上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため一定期間の訓練を必要とする場合がありますが、地域に機能訓練事業所が少ないため代替として介護保険サービスを利用することがあるなど、障がいのある人の支援ニーズに十分応えられていない状況があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の身体機能や生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、障害福祉サービス事業者だけではなく、回復期リハビリテーション病棟を有する病院や介護保険事業者等と連携し、身近な地域での機能訓練サービスの充実に努めます。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
機能訓練事業所数	箇所	2	8

⑦ 強度行動障がいへの支援の充実

現状と課題

- 強度行動障がいは、生来的な障がいではなく、周囲の環境や関わりによって、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」です。
- 医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力の下、個々の特性に応じた関わり方や環境調整など適切な支援の継続的な提供が必要です。
- 強度行動障がいに対する正しい知識や理解がないと、不適切な身体拘束など虐待に発展しやすい傾向にあります。
- 県が指定した研修機関において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、実際に強度行動障がいのある人を受け入れ、適切に支援するためには、人員体制や専門性がまだ不十分です。
- 県全体のセーフティネットとしての機能を強化するため、長野県西駒郷において、強度行動障がい者専用棟の令和6年度の供用開始に向けて準備が進められています。

障害者支援施設（入所施設）において報酬の加算対象となる強度行動障がいの基準

次の障害支援区分の判定基準行動関連 12 項目の基準で合計 10 点以上となる障がい者

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない	・特定の者であればコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	・独自の方法であればコミュニケーションできる ・できない
説明の理解	理解できる	理解できない	理解できているか判別できない
大声・奇声を出す	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
異食行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
多動・行動停止	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不安定な行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
自らを傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
他人を傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不適切な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
突発的な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
過食・反すう等	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
てんかん発作の頻度	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上

施策の展開・方向性

- 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。
 - ・ 長野県西駒郷において、専用棟における支援を通じて蓄積した支援ノウハウを県内の各施設に還元し、支援の質の底上げを図ります。
- 強度行動障がいを有する人の受入れ先の拡大等
 - ・ 障害福祉サービス事業所等において強度行動障がいのある人を受け入れるためには、支援の度合いに応じて求められる、専門的な知識や支援技術等を有する職員の配置や、障がい特性に対応した施設整備などが必要となることから、国に対

して実態に即した公定価格（報酬）の見直しや財政支援の拡充の提案を行うなど、受入れ拡大や支援の充実を図ります。

○ 医療的側面からの支援

- ・ 強度行動障がいのある人が、緊急時等に一時的な入院医療を受けることができるよう平時から医療との連携体制の構築を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
強度行動障がい支援者養成研修	適切な支援を行うことができる実践研修修了者（累計）	人	1,047	2,097

(3) 教育・療育体制の充実

① 障がいの早期発見に向けた支援

現状と課題

- 市町村では、妊婦に対し妊娠届時の相談、妊婦健康診査の公費負担（14回分）により母体の健康維持を支援しています。妊娠届の未届けや妊婦健康診査を受けていない妊婦への支援が課題です。
- 市町村では、妊婦及び乳幼児健康診査等で発育・発達に異常の疑いがあると診断された際に、早期受診や保護者の不安等の軽減に向けた支援を行っています。
- 乳幼児健康診査における身体及び精神発達の遅れ等の有所見率については地域格差が生じており、乳幼児健康診査を含めた母子保健水準の向上・均てん化^{*}が求められています。
- 県では、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を行うため、新生児の先天性代謝異常等検査事業を実施しています。診断された児及びその保護者等への継続的な支援体制の充実が課題となっています。

先天性代謝異常等検査件数、要精密検査件数及び診断確定者数

	検査件数 (件)	要精密検査件数 (件)	診断確定者数(人)			
			先天性 代謝異常	先天性甲状腺 機能低下症	先天性副腎 過形成症	
R2	14,812	30	17	4	13	0
R3	14,562	42	33	8	24	1
R4	13,485	43	17	0	16	1

(保健・疾病対策課調べ)

施策の展開・方向性

- 障がい等の早期発見に向けた支援
 - ・ 信州母子保健推進センター事業により、市町村との協働及び専門機関等との連携を通して、市町村における母子保健水準の向上・均てん化を図ります。
 - ・ 先天性代謝異常等検査事業において診断された児への早期及び継続的な支援体制の整備を推進します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
1歳6か月児健康診査の受診率	%	97.0 (令和3年度)	97.0
3歳児健康診査の受診率	%	96.4 (令和3年度)	97.0

【用語解説】

※均てん化：県内の市町村で、同じ水準で支援を受けられるよう、母子保健分野の格差の是正を図るもの。

② 地域療育機能の強化

現状と課題

- 在宅障がい児等及びその家族の地域生活を支えるため、各圏域に療育コーディネーターを配置し、巡回・訪問による個別相談支援や、保育所や学校等に対する技術的指導等を行っています。
- 療育コーディネーターの相談対応件数は、平成30年度以降高止まりしており、かつ、その内容は多様化、複雑化しています。また、対応にあたっては、発達障がいサポート・マネージャーや医療的ケア児等コーディネーターとの効果的な連携も求められています。
- 今後は、在宅障がい児等の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それ

その役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう体制づくりが必要です。

- 発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、支援機関同士の橋渡し（支援者への支援）を行う発達障がいサポート・マネージャーを県内 10 圏域に配置しています。

発達障がいサポート・マネージャー 年度別支援依頼件数の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援依頼件数	4,477	4,380	4,100

(次世代サポート課調べ)

- 発達障がい等の障がいにより、支援を必要としている児童・生徒数は、増加しています。

施策の展開・方向性

- 関係機関との連携とネットワークの機能強化
 - ・ 障がい児等に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。
 - ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
 - ・ 発達障がいサポート・マネージャーのフォローアップ研修等の充実を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。
また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。
- 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化
 - ・ 市町村において、在宅障がい児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組を重層的にバックアップします。
- サービス提供体制の充実
 - ・ 地域におけるニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保が図られるよう、市町村の意見を聞きながら障害児通所支援事業者の指定を行うとともに、人員配置や設備・運営に関する基準を遵守し、運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、事業所への指導を徹底します。
 - ・ 地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置を

促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。

- 障がい児の心身機能の発達を図るため、早期から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。

○ 子ども・家庭包括支援体制の整備

発達障がいなど、様々な課題により支援を必要とする子どもや家庭に対して、市町村を中心に、県、民間機関が連携・協働して、包括的な支援を行う市町村子ども家庭支援ネットワークの体制整備・充実を進めます。

③ 特別支援教育の充実

現状と課題

- 小・中学校、高等学校においては、発達障がいの診断等があり支援の必要な児童生徒が増加しており、通常の学級担任を含めたすべての教員の特別支援教育に係る支援力の向上が求められています。
- 特別な支援が必要な児童生徒の増加や支援内容が多様化する中、細やかな支援を行うためには、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで支援する体制づくりが必要です。
- 中学校特別支援学級卒業者の約7割が高校に進学する中、支援の必要な生徒の特性を確実に進学先に伝え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われることが必要です。また、通級による指導が必要な生徒がニーズに応じた指導を受けられるような教育基盤の整備や、特別支援学校分教室と分教室を設置する高等学校の生徒間の交流を通じた教育活動の充実が必要です。
- 特別支援学校は、建設後30年以上経過している学校が多く、老朽化が進むとともに、児童生徒数は増加傾向にあり、教室の不足や手狭さといった狭隘化が顕著な状況です。
- 支援ニーズの高度化・多様化に対応するため、外部専門家等の力を活用しながら、学校体制の構築や困難事案への対応等を推進するとともに、専門性の高い教員の計画的な育成が必要です。

- 特別支援学校高等部（専攻科を含む）における令和4年度卒業生の進路状況は、就職 23.7%、施設利用 71.1%などとなっています。生徒一人ひとりの自立に向けた多様な教育的ニーズに応じるため、進路支援の充実（キャリア教育、関係機関との連携強化等）を図る必要があります。
- 発達障がい等の早期発見が進んでおり、診断等があった後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が情報を共有し連携して支える体制の充実が求められています。
また、ライフステージを通した切れ目ない支援を行うため、「個別の教育支援計画」等を活用し関係者で支援情報を共有し、支援を行っていく必要があります。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制として、「副次的な学籍（副学籍）」に係る取組が進んでおり（R5.5時点 72市町村）、それぞれの市町村の特色を活かした取組を一層推進していく必要があります。

施策の展開・方向性

- 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - ・ 認知や発達の特性に応じた学びを充実するため、通常の学級担任が児童生徒一人ひとりの特性を簡便に把握できるアセスメント方法と、その結果を活用して個々の特性に応じた支援を行う仕組みに関する研究を行い、研究成果の普及・活用を促進します。
 - ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを早期から効果的に実現するため、ICTやAT（アシティブ・テクノロジー）に関するリソースの拠点の整備と支援を推進します。
 - ・ 発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級等のニーズに応じた整備を進めます。
 - ・ 特別支援教育に係る基礎的な知識や支援方法等について教員が幅広く学ぶため、外部専門家等を活用した実践的・体験的な研修を行います。
- 学校全体がチームで支援するための体制づくり
 - ・ 各校で特別支援教育の中核を担う特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、「特別支援教育コーディネーター養成研修（初級編）（中級編）」を実施するとともに、特別支援教育支援員を効果的に活かす校内の連携体制づくり等を紹介するしおりを作成し、管理職や特別支援教育コーディネーター向け研

修等で活用します。

- 高校段階の多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備
 - ・ 地域のニーズに応じた通級指導教室の設置や、特別支援学校の高校巡回支援担当教員等による巡回支援の充実、及び特別支援学校分教室と分教室設置高校間の連携等による専門性を活かした教育を実施します。

- 特別支援学校の教育環境の改善
 - ・ 老朽化や狭隘化に課題がある特別支援学校について、長野県特別支援学校整備基本方針に基づく長期的な視点に立った改築等と応急的な視点に立った増築等の計画的な推進等により、必要となる整備を計画的に進めます。

- 多様な教育的ニーズに対応する専門性の更なる強化
 - ・ 特別支援学校の「専門性サポートチーム」の機能強化のため、特別支援学校に分野別のリーダー教員を配置し、全県で統一した専門性の高い支援の実現、各校の自律的な支援体制の構築等を推進します。
 - ・ 多様化する障がいの状態等に応じた支援を充実するため、療法士や心理士、看護師等の専門職の配置や活用を促進します。

- 特別支援学校における就労支援の充実
 - ・ 希望する進路と卒業後の継続的な社会参加を実現するため、在学中から関係機関（労働・福祉・医療・地域等）とのネットワークづくりを進めるとともに、「個別の教育支援計画」等の効果的活用による丁寧な移行支援を行います。
 - ・ 企業等への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいの理解や受入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業等への働きかけとマッチング支援、実習先の開拓等を推進します。
また、企業等と連携したデュアルシステムによる現場実習の検討や特別支援学校技能検定の充実を図ります。

- 関係機関との協働による支援体制の強化
 - ・ 地域の特別支援教育や障がい者支援に関わる関係機関との連携を進めるため、圏域ごとの自立支援協議会等において、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関と連携した相談機能の充実等を図ります。
 - ・ 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」、

「個別の指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。

- 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実
 - ・ 「副次的な学籍（副学籍）」に係る取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同世代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
特別支援学校高等部卒業生の就労率	%	23.7	30.3
特別支援学校高等部卒業生のうち就職希望者の就労率	%	84.7	90.7

第5章

地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標、障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること

（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

1 成果目標 令和8年度

障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において、地域生活への移行や就労支援等に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

なお、成果目標は、国が定める基本指針や本県のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとします。

成果目標1 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

令和4年度末の入所者数 2,173 人のうち、166 人（7.6%）の地域生活への移行及び 148 人（6.8%）の入所者数の減少を見込みます。

令和4年度末施設入所者数	2,173 人
--------------	---------

項目	目標 令和8年度末
入所施設から 地域生活への移行者数	166 人（令和4年度入所者の 7.6%） ※令和5年～8年度の累計
施設の入所者数の減少数	148 人（令和4年度入所者の 6.8%） ※令和5年～8年度の累計

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、地域における保健医療体制の基盤整備を進め、目標の達成を目指します。

(1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

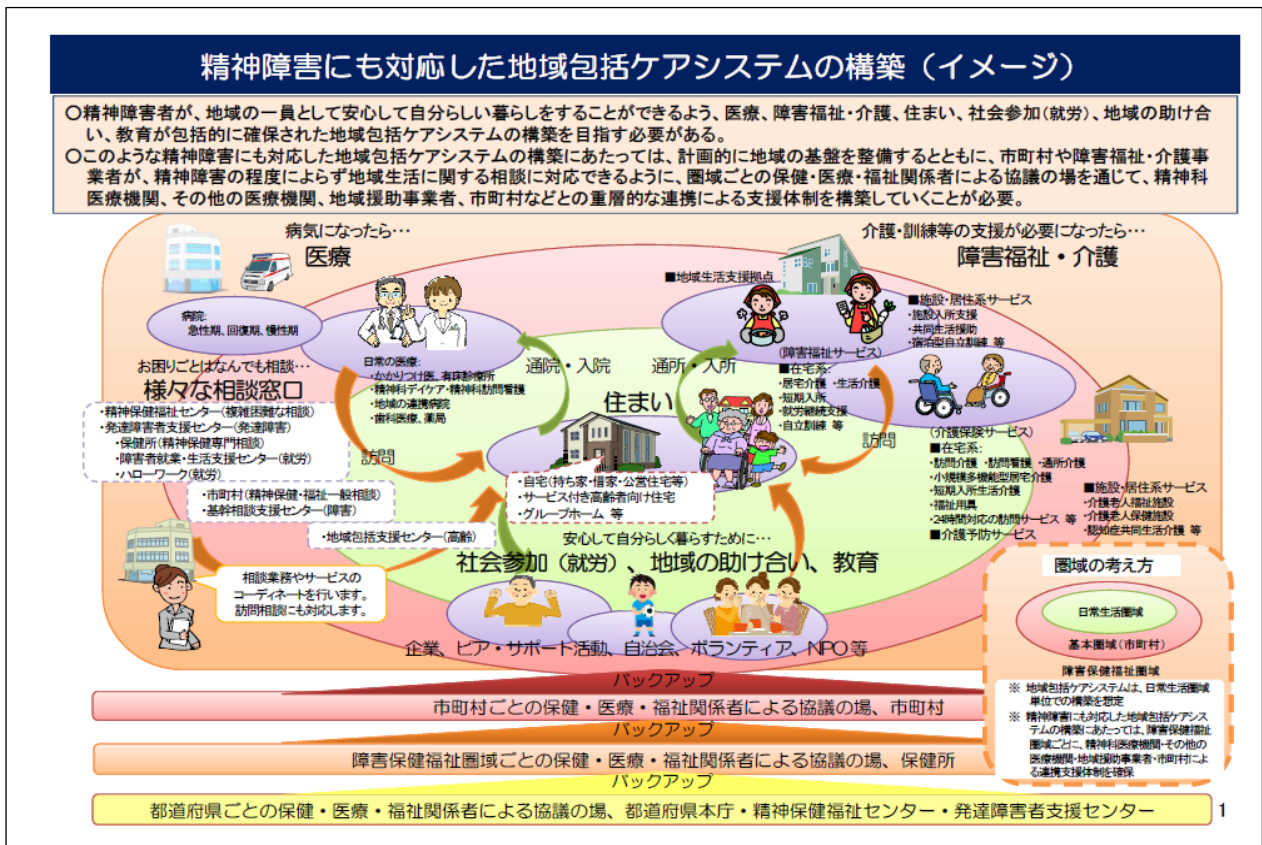
項目	直近の実績 令和2年度	目標 令和8年度
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日	325.3日以上

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	実績 令和4年度	目標 令和8年度
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳以上)	1,303人	1,190人
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳未満)	802人	737人

(3) 精神病床における早期退院率

項目	直近の実績 令和元年度	目標 令和8年度
入院後、3か月時点の退院率	68.6%	68.9%以上
入院後、6か月時点の退院率	83.4%	84.5%以上
入院後、1年時点の退院率	90.9%	91.0%以上



(厚生労働省資料)

成果目標3 地域生活支援の充実に関すること

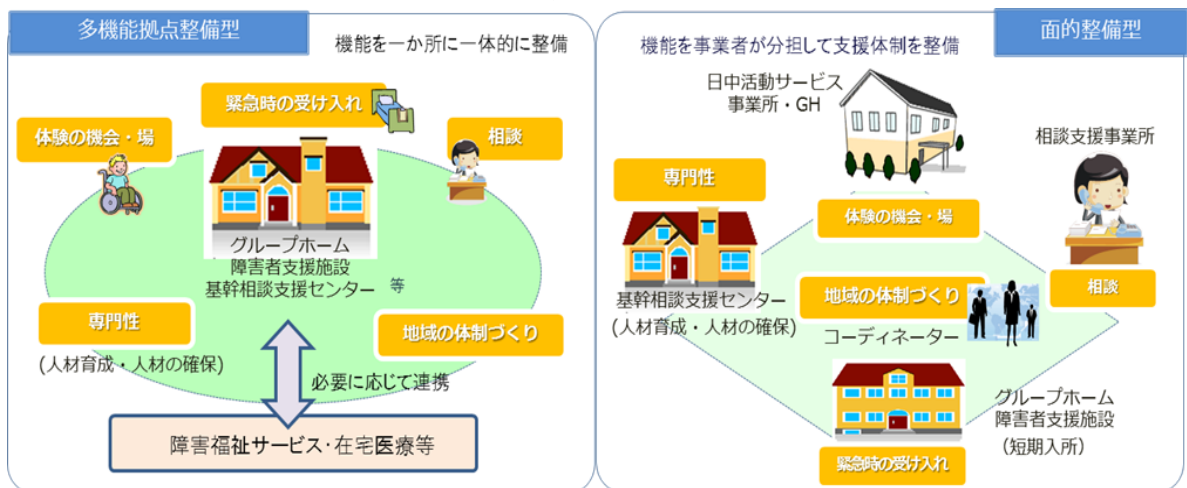
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること

本県では、第4期から第6期の障害福祉計画において、圏域を単位として地域生活支援拠点等の整備と体制の充実・強化を行ってきました。

今後は、未整備町村における整備を支援するとともに、コーディネーターの役割を担う者が中心となって運用状況等の評価が定期的に行われ、その情報の公表を通じて機能の充実・強化が図られるよう、市町村（圏域）の取組を支援します。

圏域名	実績（令和4年度）			目標（令和8年度）		
	整備体制	拠点数	検証等回数	拠点数	検証等回数	コーディネーター配置数
佐久	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回	1箇所	年2回	1人
上小	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年3回	1箇所	年3回	1人
諏訪	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年7回	1箇所	年4回	1人
上伊那	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年5回	1箇所	年5回	1人
飯伊	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回	1箇所	年2回	1人
木曾	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年6回	1箇所	年6回	0.5人
松本	圏域で面的整備型にて整備	1箇所	年4回	1箇所	年4回	7人
大北	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年1回	1箇所	年1回	1人
長野	・長野市で面的整備型にて運用 ・千曲・坂城地域で面的整備型にて運用 ・須高地域で面的整備型にて運用	3箇所	年15回	4箇所	年15回	4人
北信	圏域で併用型（多機能拠点整備型及び面的整備型）により運用	1箇所	年12回	1箇所	年12回	2人

地域生活支援拠点等のイメージ



(厚生労働省資料一部抜粋)

(2) 強度行動障がい者の支援の充実に関すること

圏域ごとにアンケート調査等の実施により、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援ニーズに基づく支援体制の整備を推進します。

圏域名	目標（支援ニーズの把握と支援体制の整備）
佐 久	市町村においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
上 小	市町村においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を検討及び整備を推進
諏 訪	圏域で実施したアンケート調査で把握したニーズに基づき、地域課題の整理、専門的人材の育成、地域資源の開発を実施
上伊那	圏域において特別支援学校や相談支援専門員連絡会を通じてニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
飯 伊	圏域において障害者支援区分認定調査の結果等により支援ニーズを把握し、専門職による相談・支援体制を確保
木 曾	圏域内でニーズが確認された場合、圏域（自立支援協議会等）で支援体制を構築
松 本	圏域において聞き取り調査等によりニーズを把握し、圏域全体で共有、連携体制を図り、支援体制を整備
大 北	圏域で自立支援協議会を活用し連携体制を構築
長 野	圏域においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
北 信	圏域で自立支援協議会各部会活動等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等に関すること

- (1) 福祉施設から一般就労への移行者数*
令和3年度の314人から令和8年度に458人(1.46倍)を目指します。
- (2) 就労移行支援事業から一般就労への移行者
令和3年度の172人から令和8年度に242人(1.41倍)を目指します。
- (3) 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
令和3年度の51人から令和8年度に88人(1.73倍)を目指します。
- (4) 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
令和3年度の81人から令和8年度に109人(1.35倍)を目指します。

項目	実績 令和3年度	目標 令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数	314人	458人
就労移行支援事業から一般就労への移行者	172人	242人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	51人	88人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	81人	109人

- (5) 就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所
標記事業所が、就労移行支援事業所の50%以上になることを目指します。

項目	目標 令和8年度
就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所	就労移行支援事業所の50%以上

- (6) 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築
自立支援協議会の就労支援部会を活用し、地域就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築を目指します。
- (7) 就労定着支援事業の利用者数
令和3年度の97人から令和8年度に178人(1.84倍)を目指します。

項目	実績 令和3年度	目標 令和8年度
就労定着支援事業の利用者数	97人	178人

(8) 就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率※が7割以上の事業所の割合
標記事業所の割合が、25%以上になることを目指します。

項 目	目 標 令和8年度
就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%以上

※福祉施設から一般就労への移行者数：ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業を指す。

※就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制の整備を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを中核機関として、保育所等に対し、専門的支援や助言を行う体制や、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、連携・協力しながら支援を行う体制づくりを目指します。

県及び圏域ごとに設置されている医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の体制を維持するとともに、圏域医療的ケア児等コーディネーター*の全圏域配置を目指します。

難聴児支援の中核的機能を有する「長野県難聴児支援センター」*の体制を維持します。

障害児入所施設からの移行調整については、県が移行協議の場を設置し、児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設・市町村などの関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害児入所施設に入所する児童の成長後を見据えて、大人にふさわしい環境への移行を図ります。

項目	実績 令和4年度	目標 令和8年度
児童発達支援センターの設置	5圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	8圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制	—	圏域ごとに全ての市町村において、推進体制の整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	7圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	7圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・県に医療的ケア児支援センター設置 ・協議の場を県及び10圏域に設置 ・コーディネーターを県に2人配置及び3圏域・1地域・1市町村に計8人配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県医療的ケア児支援センターを維持 ・県及び圏域ごとに設置した協議の場を継続 ・コーディネーターを県及び全ての圏域が配置
県において難聴児支援のための中核機能を有する体制の構築	「長野県難聴児支援センター」を設置済	現在の体制を維持
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	—	県が移行調整の協議の場を設置

※圏域医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児等が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

※長野県難聴児支援センター：きこえに心配のある児又は「難聴」の診断を受けた児とその家族や関係者の支援拠点となる機関。医師、療育支援員（ろう学校教諭）、言語聴覚士等の職員が、医療、保健、福祉、行政等の関係機関と連絡・連携をとり、難聴児やその家族の様々な相談に対応。

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業者等は、障害福祉サービス等の利用支援に加え、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関と連携の上、適切なサービスや支援、インフォーマル資源などにつなげることが求められていることから、地域の相談支援体制を充実・強化することが重要です。

そのため、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターが担うべき役割や設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図るとともに、圏域又は地域自立支援協議会ごとに、相談支援体制の充実・強化等を目指します。

また、地域づくりに向けた各圏域又は地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制を確保します。

項目	圏域名	実績 令和4年度	目標 令和8年度
基幹相談支援センターの設置	佐久	圏域で設置	圏域で設置
	上小	圏域で設置	圏域で設置
	諏訪	圏域で設置	圏域で設置
	上伊那	圏域で設置	圏域で設置
	飯伊	設置なし	圏域で設置
	木曾	設置なし	圏域で設置
	松本	松本、安曇野、「塩尻・山形・朝日」、麻績、筑北、生坂で設置	松本、安曇野、「塩尻・山形・朝日」、筑北3村で設置
	大北	圏域で設置	圏域で設置
	長野	千曲・坂城地域で設置	地域自立支援協議会単位で設置
北信	圏域で設置	圏域で設置	

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、様々な事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法等の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要とする質の高い障害福祉サービス等を提供することが必要です。

そのため、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法等の関係法令を十分に理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握した上で、請求の過誤をなくすための取組や、事業所から障がいのある人が必要とするサービスの提供が適切に行われているかを検証していくことが重要です。

市町村は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制の構築を目指します。

県は、事業所の指導監査結果を関係市町村と共有する体制の確保を目指します。

項 目		実績 令和4年度	目標 令和8年度
障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	50 市町村で実施	77 市町村で実施
	障害者自立支援審査支払等システム等のデータ分析・共有	30 市町村で実施	49 市町村で実施
	事業所指導監査結果の関係市町村との共有	県において年 1 回実施	県において年 1 回実施

2 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の利用者が継続してサービスを利用できること、新規の利用者ができる限り身近な地域で必要なサービスを利用できることを目指し、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画で定める見込み量の合計を基本として見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間 (時間)	39,139	40,914	41,789	42,732
	利用者数 (人)	2,932	3,051	3,115	3,180
重度訪問介護	利用時間 (時間)	17,021	22,739	25,404	28,149
	利用者数 (人)	84	111	122	136
同行援護	利用時間 (時間)	2,489	3,001	3,237	3,505
	利用者数 (人)	265	313	337	363
行動援護	利用時間 (時間)	12,419	13,321	13,784	14,256
	利用者数 (人)	468	504	524	542
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間)	7,303	8,083	9,324	10,790
	利用単位数	1,071,176	1,166,734	1,315,319	1,476,444
	利用者数 (人)	18	19	22	25

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進します。
- ・ 県内で居宅介護従業者養成研修等、必要な研修を受けられるよう、指定研修機関の確保に努め、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。
- ・ 必要なサービスが提供できるよう、国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 (人日)	94,077	98,324	99,994	101,521
	利用者数 (人)	5,239	5,408	5,497	5,575
	重度障がい 者数(人)	1,278	1,317	1,338	1,368
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	535	786	834	925
	利用者数 (人)	41	61	66	74
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	2,981	3,188	3,408	3,640
	利用者数 (人)	216	231	250	270
就労選択支援	利用者数			78	124
就労移行支援	利用日数 (人日)	7,261	8,256	8,973	9,564
	利用者数 (人)	431	473	505	537
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日)	21,248	25,218	28,048	31,353
	利用者数 (人)	1,081	1,321	1,489	1,690
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日)	102,186	109,975	113,760	117,590
	利用者数 (人)	6,303	6,662	6,873	7,086
就労定着支援	利用者数 (人)	145	194	232	276
療養介護	利用者数 (人)	396	406	414	421
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	3,854	4,985	5,380	5,701
	利用者数 (人)	658	801	857	911
	重度障がい 者数(人)	113	131	141	151
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	506	632	704	736
	利用者数 (人)	80	103	116	124
	重度障がい 者数(人)	59	71	83	90

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できる

よう事業者の指定を促進するとともに、より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。

- 働くことを希望する障がいのある人に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- レスパイトケア等を行う短期入所サービスは障がいのある人を在宅で支える家族にとって重要であることから、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 医療的ケア等を必要とする障がい児（者）が利用できる通所事業所を拡充するための支援を行い、障がい児（者）が安心して日中活動を楽しめる環境を整備します。

また、在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や医療的ケア児等支援のための協議の場などと連携を図り、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、医療型短期入所事業所の整備を促進します。

- 難病患者が必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、市町村等関係機関と連携し利用を促進します。
- サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人)	71	89	102	118
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	3,115	3,353	3,498	3,627
	重度障がい 者数(人)	278	303	324	345
うち 日中サービス支援型	利用者数 (人)	151	194	213	232
施設入所支援	利用者数 (人)	2,156	2,103	2,080	2,040
地域生活支援 拠点等	箇所数 (箇所)	12	13	13	13
	コーディネーター数 (人)	15.5	18.5	18.5	19.5
	検証等 回数(回)	42	43	43	43

② 見込量確保のための方策

- サービス提供基盤の整備を計画的に支援するとともに、国に対して施設整備に必要な予算の確保を要望します。
- 居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設の生活環境の改善を支援しま

す。

- 各圏域の地域生活支援拠点等の機能強化のために、県自立支援協議会を活用して、地域の現状や課題等の把握、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。

（４）相談支援

① 必要な量の見込み（各年度１か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	利用者数 (人)	4,802	5,271	5,597	5,947
地域移行支援	利用者数 (人)	21	49	56	65
地域定着支援	利用者数 (人)	210	246	273	299

② 見込量確保のための方策

- 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。

（５）福祉施設から一般就労への移行等（※「成果目標４（P117）」の活動指標）

① 必要な量の見込み（１年あたり）

事業内容	単位	実績 令和４年度	令和８年度
福祉施設から公共職業安定所への誘導者	人数 (人)	41	59
障がい者に対する職業訓練の受講者	人数 (人)	321	595
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者	人数 (人)	131	294
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者	人数 (人)	185	278

② 見込量確保のための方策

障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する相談支援や企業等とのマッチング支援の充実を図ります。

(6) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 (人日)	9,739	10,978	11,564	12,141
	利用児童数 (人)	1,340	1,504	1,610	1,727
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	41,118	48,661	53,324	57,941
	利用児童数 (人)	4,285	5,035	5,465	5,937
保育所等訪問 支援	利用日数 (人日)	265	388	456	514
	利用児童数 (人)	206	282	326	368
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)	24	72	88	128
	利用児童数 (人)	9	18	22	28
福祉型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	18	23	24	25
医療型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	99	98	98	98
障害児相談支援	利用児童数 (人)	1,763	2,053	2,273	2,500

② 見込量確保のための方策

- ・ 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備を計画的に支援します。
- ・ 地域の療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置を促進します。
- ・ 障がいのある児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(※「成果目標5 (P119)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数 (※県及び圏域の合計)	10	21	23	30

② 見込量確保のための方策

令和4年4月に開設した県医療的ケア児等支援センターに、県医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援スーパーバイザーを引き続き配置し、圏域（市町村）の取組を支援します。

(8) 発達障がい者に対する支援

① 必要な量の見込み

内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数		2	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数		362	300	300	300
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数		123	200	200	200
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数		4,094	5,000	5,000	5,000
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数		123	180	180	180
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者及び実施者数（※）	受講者	738	948	974	992
	実施者	166	197	199	207
ペアレントメンターの人数		88	100	100	100
ピアサポート活動への参加人数（※）		156	173	180	199

※数値を見込めない市町村は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムやピアサポート活動について学ぶ機会を設け、発達障がい者等への支援に向けた検討を進めます。

② 見込量確保のための方策

- 各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい者が身近な地域において切れ目のない一貫した支援を受けられる体制を整えるため、発達障がいサポート・マネージャーを各圏域に配置し、支援者同士の連携強化を図ります。
- 増加する発達障がい児者への支援を充実するため、県発達障がい情報・支援センターの機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。

(9) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(※「成果目標2 (P114)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	17	42	48	56
精神障がい者の地域定着支援利用者数	107	129	145	163
精神障がい者の共同生活援助利用者数	1,011	1,089	1,130	1,182
精神障がい者の自立生活援助利用者数	34	47	57	69
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)利用者数	152	166	182	197

○ 市町村において見込むもの

(市町村における保健・医療及び福祉関係者による協議の場)

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場を設ける市町村数	37	57	58	65
開催回数	94	119	121	133
関係者の参加者数	510	565	574	627
評価の実施回数	18	44	47	54

○ 県において見込むもの

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅への移行者の数)	300人	377人	423人	474人

② 見込量確保のための方策

- ・ 地域相談や自立生活援助の拡充に向けて、集団指導や自立支援協議会の場において制度理解の促進に向けた発信を行います。
- ・ 各圏域の相談支援専門員や保健福祉事務所担当者等が参集する「精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議」を開催し、事例検討や情報交換、課題の検討等を行います。
- ・ 支援者や地域住民等を対象とする研修会等を開催し、支援者の資質向上や知識の普及啓発を図ります。
- ・ 県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会を開催し、情報共有や課題の検討等を行います。

(10) 相談支援体制の充実・強化のための取組（※「成果目標6（P120）」の活動指標）

① 必要な量の見込み

○ 市町村において見込むもの

（基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化）

内容		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターを設置する圏域数		10		
地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターによる）	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	644	752	849
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行う回数	372	374	376
	地域の相談機関との連携強化の取組を行う回数	203	211	220
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	183	189	192
	主任相談員の配置人数	76	88	97

（協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善）

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	112	114	117
参加事業者数	590	620	650
専門部会設置数	83	84	85
専門部会実施数	419	423	426

② 見込量確保のための方策

- ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の養成を行い、基幹相談支援センターや相談支援事業所等への計画的な配置を支援します。
- ・ 県自立支援協議会を活用し、市町村、地域自立支援協議会、保健福祉事務所の担当者等を参集し、全県で情報交換する場を設け、圏域及び市町村の相談支援体制を強化するための後方支援を行います。

(11) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(※「成果目標7 (P121)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

○ 市町村において見込むもの

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や障害者自立支援審査支払等システム等のデータを分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。

内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	市町村数	50	77	77	77
	参加人数	310	295	297	301
障害者自立支援審査支払等システム等のデータ分析・共有	市町村数	30	44	47	49
	実施回数	204	249	254	257

○ 県において見込むもの

事業所の指導監査結果を関係市町村と共有する体制を構築します。

また、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を計画的に養成します。

内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所指導監査結果の 関係市町村との共有	実施方法	事業所指導監査結果の概要を関係市町村に周知			
	実施回数	年1回			

内容			令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援専門員研修	初任	修了者数	60	60	60
	現任		80	80	80
	主任		20	20	20
相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数		実施回数	1	1	1
		修了者数	80	80	80
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	基礎	修了者数	300	300	300
	実践		250	250	250
	更新		420	420	420
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数		実施回数	1	1	1
		修了者数	50	50	50

② 見込み量確保のための方策

- ・ 市町村がデータ分析や事業所への実地指導を効果的・効率的に実施できるよう、研修の実施や合同での実地指導を行います。
- ・ 指定研修機関と連携し、指定障害福祉サービス事業所への研修の周知を行うとともに、集団指導等においてサービス管理責任者の資格要件や配置要件等の指導を徹底します。
- ・ 相談支援専門員の現任研修において、意思決定支援に関する研修を行います。

(12) 障害福祉サービス等の基盤整備

県と市町村の協働により、障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に行っていきます。

サービス種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	事業所数	241	260	264	268
(うち通所のみ)	事業所数	182	200	205	210
就労選択支援	事業所数	—	—	9	14
自立訓練(機能訓練)	事業所数	2	7	7	8
自立訓練(生活訓練)	事業所数	30	32	33	36
就労移行支援	事業所数	57	59	60	62
就労継続支援(A型)	事業所数	72	82	93	103
就労継続支援(B型)	事業所数	321	332	339	344
就労定着支援	事業所数	29	33	36	39
療養介護	事業所数	7	8	8	8
短期入所(福祉型)	事業所数	146	169	170	176
短期入所(医療型)	事業所数	18	20	20	20
自立生活援助	事業所数	17	21	23	24
共同生活援助	住居数	691	720	741	760
うち日中サービス支援型		19	22	23	24
施設入所支援	事業所数	59	59	59	59
特定相談支援	事業所数	306	318	329	342
一般相談支援 (地域移行支援)	事業所数	77	82	84	89
一般相談支援 (地域定着支援)	事業所数	77	84	87	92
児童発達支援	事業所数	150	162	168	175
放課後等デイサービス	事業所数	277	309	330	352
保育所等訪問支援	事業所数	45	46	48	49
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	8	10	10	11
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	事業所数	5	5	5	5
障害児相談支援	事業所数	230	245	256	267

(13) 障がい者・児支援の質の向上のための取組

① サービスの提供に係る人材の養成

- サービス管理責任者養成研修及び児童発達支援管理責任者養成研修
 - ・ 個々の利用者の初期状態の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図る役割を担う、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。
- 相談支援従事者養成研修
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
 - ・ 相談業務のマネジメント、スーパーバイズ、地域課題を把握した上での社会資源の開拓などを担う「主任相談支援専門員」の養成を行います。
- サービス従業者に対する研修
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、長野県版「キャリアパス・モデル」に基づき、施設・事業所職員の職種やキャリアに応じた研修を実施します。
- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
 - ・ 必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- 同行援護従業者養成研修
 - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を有する従業者を養成します。
- 行動援護従業者養成研修
 - ・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識、技術を有する従業者を養成します。
- 強度行動障がい支援者養成研修
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切にサービスが提供されるよう、指定研修事業者と連携して福祉施設職員等を対象とした研修を実施し、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材を養成します。

- 医療的ケア児等支援に対する研修
 - ・ 医療的ケア児等に多職種連携による適切な支援を行えるよう、多職種の支援者を対象に専門的な知識や支援技術を習得する研修を行い、多職種の支援者を養成します。
 - 高次脳機能障害研修
 - ・ 当事者やその家族、医療・福祉関係者及び県民に高次脳機能障害に対する理解を深めていただくことを目的とし、様々なテーマの研修会を開催します。
- ② 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等
- ・ 各事業所等におけるサービスの質の向上に向けた取組を促進するため、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審を働きかけます。
 - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度を活用し、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査
- ・ 障害福祉サービスを提供する事業所等に対して、自立支援給付の適正化とサービスの質の向上を目的に、集団指導及び実地指導を行います。また、新規指定事業所については、指定後早期に実地指導を行います。
 - ・ 不正な行為や基準違反の疑いのある施設等に対しては迅速かつ重点的に監査を実施し、不正が確認された場合は、指定取消等により厳正に対処します。

(14) 関係機関との連携に関する事項

- ・ 成果目標の達成及び障害福祉サービス等の必要な見込量を確保するため、分野横断的な関係機関とのネットワークづくりなどによる包括的な支援体制の構築を目指します。
- ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、地域の就労支援機関と連携しながら就労支援及び就労後の職場定着を図ります。
- ・ 県関係部局や関係機関・団体等との連携を強化し、「農福連携」の取組を促進する等、様々な分野における障がいのある人の就労の場の創出及び拡大に取り組みます。
- ・ 県自立支援協議会の活動を通じて、医療・保健・福祉・就労・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制や障がいのある人やその家族を地域全体で支える仕組みの更なる充実に向けて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや柔軟なサービス提供体制について学ぶ場を設けるなど、市町村や圏域の取組の後方支援を行います。
- ・ 各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。

- 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 難病患者等への相談体制の充実を図るため、難病相談支援センターや保健福祉事務所（保健所）において、訪問支援等の個別相談や相談会、交流会等を実施します。また、難病対策連絡会議や地域の難病対策地域協議会における医療・福祉・就労部門等の多分野の関係者での協議を通じて、療養支援体制の維持向上に努めます。
- 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育、労働等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。

(15) 障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために必要な事項

- 障がい者に対する虐待の防止
 - 県内すべての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - 市町村に対する助言や、障害福祉サービスの従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止に努めます。
- 障がいを理由とする差別の解消
 - 障がい者差別解消支援地域協議会（長野県障がい者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消に取り組みます。
- 障害福祉サービス等利用者の権利擁護の推進
 - 各事業所等が設けている苦情解決の仕組みが、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われ、施設内での情報共有が図られるなど、適正に運営されるように支援します。
 - すべての事業所等において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導や集団指導等により事業者に対する指導を徹底します。
- 意思決定支援の促進
 - 障害福祉サービスの利用等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを踏まえ、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修に意思決定支援の手法等を取り入れます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

県は、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

(1) 県が行う事業

① 専門性の高い相談事業

○ 発達障がい者支援センター運営事業

増加する発達障がいのある人への支援を充実するため、県発達障がい情報・支援センターの機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1
実利用者数	362	300	300	300

○ 障害者就業・生活支援センター運営事業

障がいのある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、各圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、委託により支援事業を実施します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	10	10	10	10
実利用者数	4,939	5,300	5,650	6,000

○ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	4	4	4	4
実利用者数	461	400	400	400

○ 障がい児等療育支援事業

在宅の障がいのある児及びその家族の地域生活を支援するため、専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、専門的な療育相談や療育指導、施設職員に対する療育技術指導を実施します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療育コーディネーター配置人数	13	13	13	13

② 専門性の高い意思疎通支援者の養成研修事業

○ 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者登録者数	166	167	168	169
要約筆記者登録者数	119	120	121	122

○ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通訳・介助員登録者数	56	62	68	74

○ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者を養成します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
失語症向け意思疎通支援者登録者数	25	31	37	38

③ 専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な対応が必要な場合、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演等、市町村での対応が困難な場合等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	50	50	50	50

(注) 県設置の手話通訳事務員による派遣は上記件数に含まない。

○ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	71	71	71	71

○ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を促進するため、多様なニーズや場面に応じた意思疎通の支援を行える失語症者向け意思疎通支援者の派遣の実現に向けて、失語症者向け意思疎通支援者の養成に重点的に取り組みながら、ニーズの把握と派遣体制の構築について検討します。

④ 意思疎通支援者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣調整の実施の有無	有	有	有	有

⑤ 広域的な支援

○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業評価委員会開催回数	2	2	2	2
協議会開催回数	80	80	80	80

○ 地域移行・地域生活支援事業

精神疾患が疑われる未受診の人等に対して、地域の医療機関等と連携して訪問相談等を実施するとともに、アウトリーチチームの設置について検討します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポーター数	90	105	110	115

○ 災害時心のケア体制整備事業

災害時の心のケアについては、関係機関と連携しながら必要な相談対応等を行います。

⑥ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携強化を図ります。

事業量の見込み

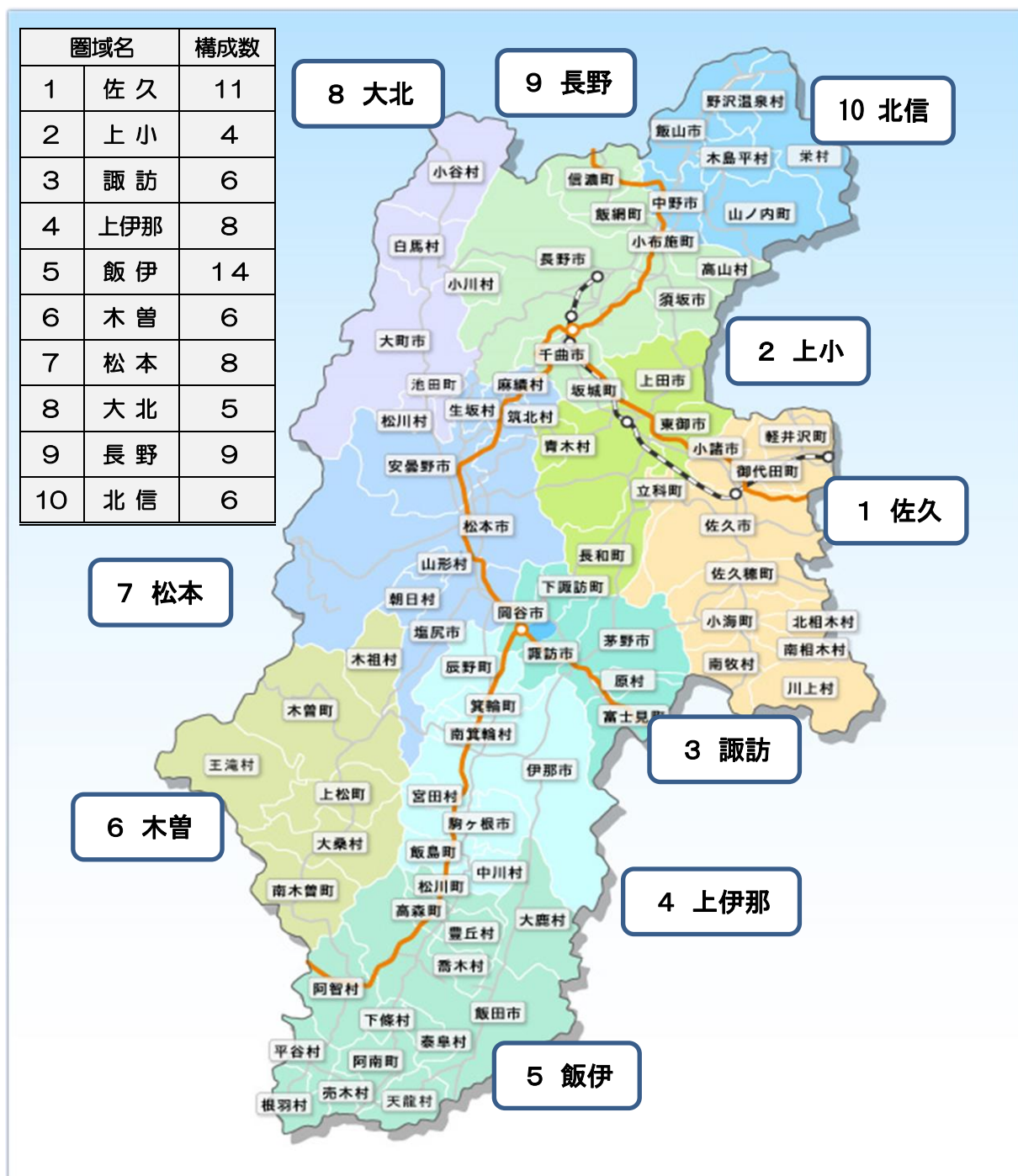
単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催回数	2	2	2	2

(2) 市町村が行う事業

必須事業を実施していない市町村に対しては、事業化に向けて必要な情報提供や助言等を実施し、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

4 障がい保健福祉圏域計画について

障がい保健福祉圏域計画は、10の障がい保健福祉圏域ごとに、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、長野県内の10か所の県保健福祉事務所が市町村及び圏域自立支援協議会と共同で協議を行い、それぞれ作成したものです。



1 佐久圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	202,230 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	8,383 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	2,014 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,720 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	94 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	184 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,868 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	920 人
医療的ケア児数(R5.4.1)	52 人

小学校	34 校
中学校	16 校
特別支援学校	1 校
小学部	82 人
中学部	48 人
高等部	103 人
うち訪問教育対応者	9 人
うち重度重複学級在学者	14 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

佐久地域は南北に広く、人口の多い市部及び圏域北部に社会資源が偏る傾向にあり、地域課題が異なります。障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切かつ必要なサービスが身近な所で受けられるよう、圏域内の地域性を重視して市町村毎の協議体を設け、社会資源の整備や障害福祉サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、地域を基盤に関係機関と連携して以下の施策に重点的に取り組みます。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	276 人(R4年度末入所者数)	のうち 10.1%	28 人移行
施設入所者の減少数	276 人(R4年度末入所者数)	のうち 8.0%	22 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	28 人(R3年度)	1.61 倍増	45 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	8 人(R3年度)	1.75 倍増	14 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)	1.80 倍増	9 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	12 人(R3年度)	1.58 倍増	19 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	67%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度) → 11 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	50%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1人 運用状況の検証等 年2回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	アンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	市町村で児童発達支援センター等を中核とし、連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 1 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居宅介護	時間分	3,974	4,351	4,413	4,514	
重度訪問介護		2,111	3,105	3,405	3,705	
同行援護		174	212	226	238	
行動援護		3,021	3,173	3,271	3,329	
重度包括支援		0	0	0	0	
生活介護	人日分	12,143	12,441	12,642	12,808	
うち重度障がい者	人分	118	123	126	135	
自立訓練(機能訓練)	人日分	30	38	42	54	
自立訓練(生活訓練)	人日分	188	210	243	249	
うち精神障がい者	人分	15	17	19	21	
就労選択支援	人分	—	—	2	6	
就労移行支援	人日分	326	440	515	570	
就労継続支援(A型)		600	706	731	777	
就労継続支援(B型)		9,769	10,510	10,787	11,010	
就労定着支援	人分	3	8	11	13	
療養介護	人分	36	38	39	40	
短期入所(福祉型)	人日分	388	498	530	553	
うち重度障がい者	人分	20	20	21	24	
短期入所(医療型)	人日分	35	54	57	58	
うち重度障がい者	人分	3	5	6	7	
自立生活援助	人分	0	2	4	6	
うち精神障がい者		0	2	4	6	
共同生活援助		276	295	305	319	
うち日中サービス 支援型共同生活援助		13	18	22	28	
うち精神障がい者		93	98	102	107	
うち重度障がい者	16	18	19	20		
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1	
	人数	1	1	1	1	
	回数	2	2	2	2	
施設入所支援	人分	266	263	260	255	
計画相談支援		556	593	620	647	
地域移行支援		1	6	7	9	
うち精神障がい者		1	6	6	8	
地域定着支援		1	3	4	5	
うち精神障がい者		1	3	4	5	
児童発達支援		人日分	598	678	692	717
放課後等デイサービス			3,253	3,564	3,697	3,850
保育所等訪問支援			25	29	35	41
居宅訪問型児童発達支援			0	1	1	1

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	3	3	3	3
医療型障害児入所施設		8	10	10	10
障害児相談支援		169	203	225	241
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	1	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	42	47	48	49
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		5	5	5	6
ペアレントメンターの人数(※4)		3	4	4	4
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	1	2	3

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	33	34	34	35
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		2	2	2	2
就労選択支援		—	—	1	1
就労移行支援		4	3	3	3
就労継続支援(A型)		3	3	4	4
就労継続支援(B型)		30	30	31	31
就労定着支援		2	2	2	2
療養介護		1	1	1	1
短期入所(福祉型)		25	25	25	26
短期入所(医療型)		3	3	3	3
自立生活援助		0	1	1	1
共同生活援助		住居数	62	63	64
うち日中サービス 支援型共同生活援助	2		2	2	3
施設入所支援	事業所数	10	10	10	10
特定相談支援		43	43	43	45
一般相談支援 (地域移行支援)		7	7	7	7
一般相談支援 (地域定着支援)		7	7	7	7
児童発達支援		19	20	20	20
放課後等デイサービス		27	28	28	29
保育所等訪問支援		6	6	6	7
居宅訪問型児童発達支援		1	1	1	1
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		1	1	1	1
障害児相談支援	33	34	34	36	

- ※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

2 上小圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上田市、東御市、長和町、青木村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	190,208 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	7,735 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	2,193 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,839 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	72 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	149 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,595 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	1,040 人
医療的ケア児数(R5.8)	44 人

小学校	33 校
中学校	15 校
特別支援学校	1 校
小学部	86 人
中学部	59 人
高等部	96 人
うち訪問教育対応者	3 人
うち重度重複学級在学者	7 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

- 地域生活支援拠点の強化に向けて、拠点機能を担う事業者登録の推進と地域定着支援台帳整備の更なる推進を図ります。
- 強度行動障害を有する障がい児者のニーズ実態を把握し、支援体制の強化に向けた協議を進めます。
- 一般就労への定着支援体制の整備の強化及び就労アセスメントを含む就労選択支援事業基盤の協議と推進を図ります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、圏域内児童発達支援センターと協議の場での検討を図ります。
- 医療的ケア児等の児童発達支援事業や放課後デイサービスの更なる基盤整備を図ります。
- 地域移行支援体制の強化に向けて、ピアサポーターの活動や医療機関との連携を図ります。
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種連携会議に係る協議の場の設置を推進します。
- 圏域内におけるケアマネジメント検証とスーパービジョンによる OJT 体制を継続実施し、支援の質の向上を図ります。
- 協議会の各専門部会等における個別事例の検討を積み重ね、地域の課題を共有し、福祉サービス基盤整備を推進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	264 人(R4年度未入所者数)	のうち 6.4%	17 人移行
施設入所者の減少数	264 人(R4年度未入所者数)	のうち 0.8%	2 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	36 人(R3年度)	の 1.33 倍増	48 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	21 人(R3年度)	の 1.14 倍増	24 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	8 人(R3年度)	の 1.88 倍増	15 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	7 人(R3年度)	の 1.29 倍増	9 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	67%		
就労定着支援事業の利用者数	12 人(R3 年度)の 1.5 倍増 → 18 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年 3 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	市町村においてアンケート等により支援ニーズを把握し、圏域で支援体制の在り方を検討及び整備を推進		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域において児童発達支援センターを中核とした連携体制を整備するため、協議の場を設置し、検討		
児童発達支援センターの設置	既存施設を中心に、支援ニーズに応じた体制の充実 ・ 圏域に児童発達支援センターを 2 か所設置済み ・ 圏域に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 2 か所確保済み		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 3 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,857	3,879	3,984	4,091
重度訪問介護		1,789	2,052	2,252	2,452
同行援護		177	205	231	261
行動援護		1,438	1,488	1,536	1,555
重度包括支援		2,954	2,960	2,960	2,960
生活介護	人日分	10,922	11,112	11,311	11,514
うち重度障がい者	人分	354	362	369	377
自立訓練(機能訓練)	人日分	9	23	29	37
自立訓練(生活訓練)	人日分	484	501	518	536
うち精神障がい者	人分	12	12	12	12
就労選択支援	人分	—	—	11	12
就労移行支援	人日分	745	787	854	919
就労継続支援(A型)		1,238	1,584	1,953	2,404
就労継続支援(B型)	人日分	9,437	9,939	10,220	10,508
就労定着支援	人分	13	20	35	58
療養介護	人分	41	39	39	39
短期入所(福祉型)	人日分	227	245	272	301
うち重度障がい者	人分	15	19	22	24
短期入所(医療型)	人日分	33	41	45	49
うち重度障がい者	人分	6	8	10	12
自立生活援助	人分	9	9	10	10
うち精神障がい者		5	5	6	6
共同生活援助		255	266	275	283
うち日中サービス 支援型共同生活援助		4	6	7	7
うち精神障がい者		93	101	104	107
うち重度障がい者	127	131	136	140	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	3	3	3	3
施設入所支援	人分	247	247	247	246
計画相談支援		553	588	621	656
地域移行支援		4	5	8	11
うち精神障がい者		3	5	8	11
地域定着支援		139	156	172	190
うち精神障がい者		71	79	88	98
児童発達支援		人日分	1,243	1,469	1,499
放課後等デイサービス	2,904		3,355	3,750	4,210
保育所等訪問支援	31		34	35	35
居宅訪問型児童発達支援	0		6	7	8

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	0	2	2	2
医療型障害児入所施設		10	9	9	9
障害児相談支援		144	159	174	190
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	3	3	3	3
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	64	73	73	73
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		16	17	17	17
ペアレントメンターの人数(※4)		12	13	13	13
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	31	35	36	37
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		5	5	5	5
就労選択支援		—	—	1	1
就労移行支援		3	3	3	3
就労継続支援(A型)		6	7	9	11
就労継続支援(B型)		38	39	40	40
就労定着支援		2	3	4	5
療養介護		1	1	1	1
短期入所(福祉型)		15	15	15	15
短期入所(医療型)		1	1	1	1
自立生活援助		1	1	2	2
共同生活援助		住居数	80	81	81
うち日中サービス 支援型共同生活援助	2		3	3	4
施設入所支援	事業所数	7	7	7	7
特定相談支援		34	36	37	38
一般相談支援 (地域移行支援)		10	11	12	14
一般相談支援 (地域定着支援)		11	13	14	16
児童発達支援		11	11	11	11
放課後等デイサービス		22	23	26	29
保育所等訪問支援		5	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援		1	1	1	1
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	20	21	21	21	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

3 諏訪圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	189,178 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	6,987 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,745 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,388 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	87 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	158 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,502 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	825 人
医療的ケア児数(R3.3)	45 人

小学校	28 校
中学校	16 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	2校
小学部	105 人
中学部	75 人
高等部	112 人
うち訪問教育対応者	1人
うち重度重複学級在学者	48 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

諏訪圏域は、諏訪湖周辺と八ヶ岳山麓の高原地帯に位置する3市2町1村からなる地域です。誰もが地域で暮らせる「地域共生社会」を目指して関係機関と連携し、各種課題に取り組めます。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、医療的ケア児・者への支援、地域生活支援拠点の機能充実や強度行動障がい児・者に対する支援体制の構築等、様々な支援内容に対応できるよう障害福祉サービスの充実を目指します。
- 地域の福祉人材の育成に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 障がい児・者の差別解消、虐待防止を目指し、権利擁護の対策を推進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	170 人(R4年度末入所者数)	のうち 7.6%	13 人移行
施設入所者の減少数	170 人(R4年度末入所者数)	のうち 7.1%	12 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	23 人(R3年度)の	1.57 倍増	36 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	7人(R3年度)の	2.14 倍増	15 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	9人(R3年度)の	1.33 倍増	12 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	6人(R3年度)の	1.17 倍増	7人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	60%		
就労定着支援事業の利用者数	6人(R3 年度)の 2.7 倍増 → 16 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1人 運用状況の検証等 年4回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域で実施したアンケート調査で把握したニーズに基づき、地域課題の整理、専門的人材の育成、地域資源の開発を行う		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域で児童発達支援センターの機能充実、保育所等訪問支援の活用を通じ、関係機関の連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	既存施設を活用し、体制を強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居宅介護	時間分	3,200	3,615	3,852	4,123	
重度訪問介護		1,300	1,702	1,703	1,704	
同行援護		114	124	135	147	
行動援護		73	93	111	113	
重度包括支援		304	368	645	686	
生活介護	人日分	7,324	8,473	8,872	9,317	
うち重度障がい者	人分	47	49	49	50	
自立訓練(機能訓練)	人日分	15	104	85	87	
自立訓練(生活訓練)	人日分	246	306	325	354	
うち精神障がい者	人分	4	4	6	7	
就労選択支援	人分	—	—	9	15	
就労移行支援	人日分	724	933	1,091	1,176	
就労継続支援(A型)		3,490	4,045	4,321	4,731	
就労継続支援(B型)		6,805	7,551	8,066	8,469	
就労定着支援	人分	8	16	20	23	
療養介護	人分	26	28	29	30	
短期入所(福祉型)	人日分	295	333	365	378	
うち重度障がい者	人分	9	9	9	12	
短期入所(医療型)	人日分	5	12	19	20	
うち重度障がい者	人分	1	1	2	3	
自立生活援助	人分	5	7	8	9	
うち精神障がい者		4	4	5	7	
共同生活援助		250	280	296	312	
うち日中サービス 支援型共同生活援助		27	31	34	36	
うち精神障がい者		47	43	44	46	
うち重度障がい者	4	4	4	7		
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1	
	人数	1	1	1	1	
	回数	7	4	4	4	
施設入所支援	人分	172	165	164	159	
計画相談支援		378	417	444	472	
地域移行支援		2	6	7	8	
うち精神障がい者		0	2	4	5	
地域定着支援		7	10	12	13	
うち精神障がい者		2	3	3	5	
児童発達支援		人日分	985	1,127	1,225	1,332
放課後等デイサービス			2,960	3,580	3,799	4,026
保育所等訪問支援	57		67	75	83	
居宅訪問型児童発達支援	0		0	0	28	

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	5	6	6	7
医療型障害児入所施設		17	19	18	18
障害児相談支援		147	178	192	209
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	1	2
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	1	1	4
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	1	1	4
ペアレントメンターの人数(※4)		10	10	10	10
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	1	1	4

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	17	19	20	21
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	3
就労選択支援		—	—	3	3
就労移行支援		5	5	5	5
就労継続支援(A型)		10	11	12	13
就労継続支援(B型)		25	25	25	25
就労定着支援		2	2	2	2
療養介護		1	1	1	1
短期入所(福祉型)		11	11	11	11
短期入所(医療型)		1	1	1	1
自立生活援助		3	4	4	4
共同生活援助		住居数	40	44	47
うち日中サービス 支援型共同生活援助	3		3	3	3
施設入所支援	事業所数	4	4	4	4
特定相談支援		27	30	31	33
一般相談支援 (地域移行支援)		9	10	10	12
一般相談支援 (地域定着支援)		9	11	11	13
児童発達支援		10	10	10	10
放課後等デイサービス		25	26	28	29
保育所等訪問支援		5	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	1
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		1	1	1	1
障害児相談支援	23	26	27	29	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

4 上伊那圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：伊那市、駒ケ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	176,235 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	6,310 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,965 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,183 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	75 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	187 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,357 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	1,070 人
医療的ケア児数(H31.4 現在)	43 人

小学校	37 校
中学校	14 校
義務教育学校	校
特別支援学校	1 校
小学部	64 人
中学部	51 人
高等部	102 人
うち訪問教育対応者	2 人
うち重度重複学級在学者	10人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

上伊那圏域は、中山間地であるため移動することが困難で、その支援策も限られています。また、障害福祉サービス事業所が圏域の中央に集中しており、南北の地域に事業所が少ない状況です。さらに、重度心身障害者児、強度行動障害者児及び医療的ケア児が利用可能なサービスや保護者等がレスパイトのため利用できる短期入所等の受け入れ先がないことも課題です。これらの課題解決に向け、障害者児が住み慣れた地域で、安全、安心に暮らしていけるよう、自立支援協議会を中心に地域の支援力の向上、社会資源不足の解消及び人材育成に取り組んでいきます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	169 人(R4年度末入所者数)	のうち 6.5%	11 人移行
施設入所者の減少数	169 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.9%	10 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	23 人(R3年度)	の 1.74 倍増	40 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	9 人(R3年度)	の 1.78 倍増	16 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	4 人(R3年度)	の 2.00 倍増	8 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	10 人(R3年度)	の 1.30 倍増	13 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	60%		
就労定着支援事業の利用者数	3 人(R3 年度)の 3.67 倍増 → 11 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年 5 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	特別支援学校や相談支援専門員連絡会を通じてニーズを把握し、圏域で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	児童発達支援センターが保育園巡回相談や保育所等訪問支援を活用し、保育所や学校等の育ちの場において支援を行う体制づくりを実施		
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター ・ 圏域北部は各市町村 1 か所ずつ整備 (4 か所設置) ・ 圏域南部は 4 市町村合同で整備 (1 か所設置) 重心を支援する事業所 ・ 既存の事業所がない場合、最終年度までに確保		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置と コーディネーターの配置	協議の場は圏域単位で設置 コーディネーターは市町村各 1 人配置(保健師等)		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置済み		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,165	3,361	3,458	3,565
重度訪問介護		2,287	3,481	3,804	4,206
同行援護		82	89	92	94
行動援護		2,389	2,503	2,554	2,646
重度包括支援		0	0	0	372
生活介護	人日分	7,062	8,038	8,337	8,623
うち重度障がい者	人分	66	69	71	73
自立訓練(機能訓練)	人日分	153	201	213	237
自立訓練(生活訓練)	人日分	171	186	212	245
うち精神障がい者	人分	20	23	26	29
就労選択支援	人分	—	—	11	21
就労移行支援	人日分	387	479	511	556
就労継続支援(A型)		1,817	2,108	2,154	2,222
就労継続支援(B型)		12,673	13,841	14,361	15,058
就労定着支援	人分	8	17	20	20
療養介護	人分	25	26	27	29
短期入所(福祉型)	人日分	318	394	428	447
うち重度障がい者	人分	3	7	8	7
短期入所(医療型)	人日分	136	136	159	159
うち重度障がい者	人分	7	6	9	9
自立生活援助	人分	11	13	15	18
うち精神障がい者		6	8	9	11
共同生活援助		344	364	379	394
うち日中サービス 支援型共同生活援助		47	52	55	58
うち精神障がい者		120	121	124	129
うち重度障がい者	13	14	14	18	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	回数	1	1	1	1
	回数	5	5	5	5
施設入所支援	人分	171	167	167	165
計画相談支援		353	376	395	415
地域移行支援		8	8	11	12
うち精神障がい者		8	8	10	10
地域定着支援		9	12	13	13
うち精神障がい者	3	6	7	7	
児童発達支援	人日分	1,147	1,240	1,328	1,421
放課後等デイサービス		4,022	4,550	4,942	5,361
保育所等訪問支援		58	91	114	138
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		11	11	12	12
障害児相談支援		170	196	222	247
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	1	2	3	8
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	90	94	95	96
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		57	58	58	58
ペアレントメンターの人数(※4)		10	11	11	11
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	2	2

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	16	16	16	16
自立訓練(機能訓練)		1	2	2	3
自立訓練(生活訓練)		2	2	2	3
就労選択支援		—	—	1	2
就労移行支援		4	4	5	5
就労継続支援(A型)		7	7	7	7
就労継続支援(B型)		34	34	34	35
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		8	10	11	12
短期入所(医療型)		7	7	7	7
自立生活援助		2	2	2	2
共同生活援助		住居数	88	90	92
うち日中サービス 支援型共同生活援助	2		2	2	2
施設入所支援	事業所数	4	4	4	4
特定相談支援		37	37	38	40
一般相談支援 (地域移行支援)		8	8	8	8
一般相談支援 (地域定着支援)		8	8	8	8
児童発達支援		13	14	15	16
放課後等デイサービス		29	34	37	40
保育所等訪問支援		8	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	22	23	24	26	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

5 飯伊圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	150,288 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	7,418 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,766 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	1,341 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	107 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	146 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,076 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	682 人
医療的ケア児数(R5.3.7)	45 人

小学校	42 校
中学校	21 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	63 人
中学部	41 人
高等部	88 人
うち訪問教育対応者	4 人
うち重度重複学級在学者	15 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

飯伊地域は、長野県の最南端に位置し、1市3町10村からなり、大阪府、香川県を上回る広大な地域に約15万人が散在し、多くの過疎地域を抱える地域です。

過疎化の進行等により、障がい者を支える地域力が低下しており、障がい者が地域で独立した生活を送れるよう障害者総合支援法に基づき、行政・サービス事業者等が連携して、充実した適切なサービスを提供していくことが一層必要となってきます。

障がいの種別にかかわらず、障がいがある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの充実を図るとともに、障がい者が社会の一員として地域で社会参加できるよう地域生活支援を促進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	254 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.9%	15 人移行
施設入所者の減少数	254 人(R4年度末入所者数)	のうち 6.3%	16 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	11 人(R3年度)の	1.73 倍増	19 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)の	1.00 倍増	5 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3 人(R3年度)の	1.67 倍増	5 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)の	1.00 倍増	2 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	67%		
就労定着支援事業の利用者数	1 人(R3 年度)の 4.00 倍増 → 4 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年2回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	障害支援区分認定調査の結果等により支援ニーズを把握し、専門職による相談・支援体制を確保		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	児童発達支援センター等を中核とし、保育所等訪問支援を活用するなどにより、保育所等との連携体制を構築		
児童発達支援センターの設置	圏域において現施設を中心に必要に応じて体制を確保		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置	コーディネーター1 人配置	
基幹相談支援センターの設置	圏域単位で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居宅介護	時間分	1,764	1,854	1,859	1,874	
重度訪問介護		359	488	488	488	
同行援護		75	94	94	102	
行動援護		1,052	1,071	1,071	1,102	
重度包括支援		0	0	0	0	
生活介護	人日分	9,368	9,405	9,444	9,474	
うち重度障がい者	人分	96	99	99	99	
自立訓練(機能訓練)	人日分	14	13	18	23	
自立訓練(生活訓練)	人日分	179	183	183	183	
うち精神障がい者	人分	9	11	11	11	
就労選択支援	人分	—	—	12	12	
就労移行支援	人日分	273	300	300	300	
就労継続支援(A型)		2,856	2,848	2,888	2,908	
就労継続支援(B型)		6,665	7,238	7,331	7,370	
就労定着支援	人分	0	4	4	4	
療養介護	人分	17	19	19	20	
短期入所(福祉型)	人日分	348	399	413	413	
うち重度障がい者	人分	10	11	11	11	
短期入所(医療型)	人日分	4	11	16	21	
うち重度障がい者	人分	0	4	5	6	
自立生活援助	人分	0	1	2	3	
うち精神障がい者		0	1	2	3	
共同生活援助		291	299	301	302	
うち日中サービス 支援型共同生活援助		16	17	17	18	
うち精神障がい者		94	102	103	104	
うち重度障がい者	32	34	34	34		
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1	
	人数	1	1	1	1	
	回数	2	2	2	2	
施設入所支援	人分	236	241	239	235	
計画相談支援		205	210	211	212	
地域移行支援		1	2	2	3	
うち精神障がい者		1	2	2	3	
地域定着支援		1	2	2	3	
うち精神障がい者		1	2	2	3	
児童発達支援		人日分	623	683	706	696
放課後等デイサービス			4,318	4,443	4,519	4,584
保育所等訪問支援	5		13	17	17	
居宅訪問型児童発達支援	8		29	38	38	

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	2	2
障害児相談支援		101	111	113	114
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	45	47	51	53
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		3	3	4	4
ペアレントメンターの人数(※4)		6	7	7	7
ピアサポート活動への参加人数(※4)		30	32	35	37

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	24	27	27	27	
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		2	2	2	2	
就労選択支援		—	—	0	0	
就労移行支援		3	3	3	3	
就労継続支援(A型)		6	6	6	6	
就労継続支援(B型)		19	20	20	20	
就労定着支援		1	1	1	1	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		18	18	18	18	
短期入所(医療型)		0	1	1	1	
自立生活援助		0	0	0	0	
共同生活援助		住居数	59	60	60	60
うち日中サービス 支援型共同生活援助			1	1	1	1
施設入所支援	事業所数	8	8	8	8	
特定相談支援		26	27	27	27	
一般相談支援 (地域移行支援)		3	4	4	4	
一般相談支援 (地域定着支援)		3	4	4	4	
児童発達支援		8	8	8	8	
放課後等デイサービス		24	24	24	24	
保育所等訪問支援		3	3	3	3	
居宅訪問型児童発達支援		2	2	2	2	
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0	
医療型障害児入所施設		0	0	0	0	
障害児相談支援	19	22	23	23		

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

6 木曽圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	23,980 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	1,171 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	280 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	290 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	11 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	28 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	205 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	123 人
医療的ケア児数(R5.8)	2 人

小学校	9 校
中学校	8 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	11 人
中学部	5 人
高等部	15 人
うち訪問教育対応者	1 人
うち重度重複学級在学者	0 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

○地域の特性や今後、重点的に取り組む施策などを記述

地域をけん引する中核的な市のない中山間地の圏域で、人口減少も進んでおり高齢化率が44.1%と高い地域です。公共交通機関の利便性も悪く、自動車による移動ができない場合、移動手段の確保が困難な状況があります。

圏域には相談支援事業所は8事業所ありますが、そのうち5事業所は町村社会福祉協議会が運営しており、他事業の職員が兼務していることで、需要が供給を上回っている状況です。

自立支援協議会の相談支援専門員連絡会及びサービス管理責任者連絡会で計画相談件数の均衡化を検討する。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	72 人(R4年度末入所者数)	のうち 9.7%	7 人移行
施設入所者の減少数	72 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.6%	4 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)	0.40 倍増	2 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)	0.00 倍増	0 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)	0.50 倍増	1 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1 人(R3年度)	1.00 倍増	1 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0.00%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度)の 0 倍増 → 0 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0.00%		
地域生活支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 0.5 人運用状況の検証等 年 6 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域内でニーズが確認された場合は、自立支援協議会等で支援体制を構築する。		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する。		
児童発達支援センターの設置	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する。地域に既存の児童発達支援事業所は 1 箇所あるが、圏域内のニーズを把握することで当該事業所の機能強化を図る。		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1 人配置		
基幹相談支援センターの設置	1 事業所		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	300	320	326	321
重度訪問介護		39	30	30	30
同行援護		9	14	14	14
行動援護		28	28	28	28
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	1,981	1,993	2,025	2,020
うち重度障がい者	人日	22	8	8	8
自立訓練(機能訓練)	人日分	14	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	5	0	0	0
うち精神障がい者	人分	1	0	0	0
就労選択支援	人分	—	—	0	0
就労移行支援	人日分	19	0	0	0
就労継続支援(A型)	人日分	606	532	532	527
就労継続支援(B型)	人日分	1,892	1,979	2,009	2,039
就労定着支援	人分	0	0	0	0
療養介護	人分	4	4	4	3
短期入所(福祉型)	人日分	191	208	241	236
うち重度障がい者	人分	1	1	1	1
短期入所(医療型)	人日分	11	20	20	20
うち重度障がい者	人分	1	1	1	1
自立生活援助	人分	0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
共同生活援助		72	78	79	82
うち日中サービス 支援型共同生活援助		0	0	0	0
うち精神障がい者		21	21	21	24
うち重度障がい者	0	3	3	3	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1 0.5	1 0.5	1 0.5	1 0.5
施設入所支援	人分	69	68	69	68
計画相談支援		59	64	64	63
地域移行支援		0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
うち精神障がい者	0	0	0	0	
児童発達支援	人日分	60	58	68	48
放課後等デイサービス		31	30	34	34
保育所等訪問支援		0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援		3	5	5	5
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	3	3	3
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	1	1	3
ペアレントメンターの人数(※4)		2	3	3	3
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	3	5	5	5
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0
就労選択支援		—	—	0	0
就労移行支援		0	1	1	1
就労継続支援(A型)		1	1	1	1
就労継続支援(B型)		7	6	6	6
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	1	1	1
短期入所(福祉型)		5	13	14	14
短期入所(医療型)	0	1	1	1	
自立生活援助	住居数	0	0	0	0
共同生活援助		11	14	14	15
うち日中サービス 支援型共同生活援助	0	0	0	0	
施設入所支援	事業所数	2	3	3	3
特定相談支援		8	8	8	8
一般相談支援 (地域移行支援)		0	0	0	0
一般相談支援 (地域定着支援)		0	0	0	0
児童発達支援		1	1	1	1
放課後等デイサービス		1	1	1	1
保育所等訪問支援		0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	4	4	4	4	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

7 松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	418,541 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	16,358 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	4,068 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	5,836 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	205 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	453 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	3,611 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	2,686 人
医療的ケア児数(H31.4.1)	130 人

小学校	51 校
中学校	35 校
義務教育学校	1 校
特別支援学校	4 校
小学部	148 人
中学部	124 人
高等部	161 人
うち訪問教育対応者	6 人
うち重度重複学級在学者	36 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

3市5村で構成される松本圏域は、各市村により人口や障害福祉サービス事業所等の資源の量に差がある状況です。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、地域ごとの自立支援協議会及び圏域全体で各種課題に取り組み、地域の連携、支援体制を強化します。

- 地域生活支援拠点等の機能充実の協議の継続
- 医療的ケア児等に対する支援体制の整備
- 強度行動障がい児・者に対する支援の協議の継続
- 相談支援体制の充実と連携体制の強化

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	389 人(R4年度末入所者数)	のうち 6.4%	25人移行
施設入所者の減少数	389 人(R4年度末入所者数)	のうち 6.2%	24人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	71 人(R3年度)の	1. 35倍増	96人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	48 人(R3年度)の	1. 31倍増	63人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	12 人(R3年度)の	1. 58倍増	19人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	11 人(R3年度)の	1. 27倍増	14人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	57%		
就労定着支援事業の利用者数	12人(R3 年度)の 1. 58倍増 → 19人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	73%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 7人 運用状況の検証等 年4回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	聞き取り調査等によりニーズを把握し、圏域全体で共有、連携を図り支援体制を整備する		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	児童発達支援センター等を中核とし、保育所・教育機関へ助言等をするなど、連携体制を構築、強化する		
児童発達支援センターの設置	・松本圏域として松本市に2か所ある児童発達支援センターを維持		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	・松本圏域として松本市、塩尻市、安曇野市内の保育所等訪問支援事業所を活用		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	・松本圏域として松本市、安曇野市内の重度心身障がい児を支援する通所支援事業所を活用		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域で設置 コーディネーター各市村1人配置		
基幹相談支援センターの設置	松本、安曇野、塩尻・山形・朝日、筑北3村設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	9,771	9,720	9,768	9,827
重度訪問介護		4,484	4,259	4,427	4,595
同行援護		763	879	948	1,022
行動援護		1,796	1,982	2,091	2,194
重度包括支援		2,160	2,160	2,160	2,490
生活介護	人日分	15,957	16,358	16,555	16,680
うち重度障がい者	人分	315	334	338	342
自立訓練(機能訓練)	人日分	89	69	72	75
自立訓練(生活訓練)	人日分	659	637	638	645
うち精神障がい者	人分	25	26	27	28
就労選択支援	人分	—	—	8	17
就労移行支援	人日分	2,078	2,448	2,721	3,024
就労継続支援(A型)		4,352	5,813	7,142	8,822
就労継続支援(B型)		20,002	21,100	21,821	22,565
就労定着支援	人分	35	45	52	60
療養介護	人分	95	94	94	95
短期入所(福祉型)	人日分	582	725	793	862
うち重度障がい者	人分	37	41	43	46
短期入所(医療型)	人日分	133	158	168	178
うち重度障がい者	人分	26	29	30	31
自立生活援助	人分	12	13	13	14
うち精神障がい者		4	5	5	6
共同生活援助		526	581	629	657
うち日中サービス 支援型共同生活援助		15	18	20	21
うち精神障がい者		212	237	251	266
うち重度障がい者	21	25	37	44	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1 4	1 7	1 7	1 7
施設入所支援	人分	397	381	375	365
計画相談支援		999	1,106	1,171	1,240
地域移行支援		1	8	7	7
うち精神障がい者		0	6	5	5
地域定着支援		12	13	15	16
うち精神障がい者		4	7	9	10
児童発達支援		人日分	1,553	1,711	1,793
放課後等デイサービス	8,359		10,377	11,725	12,890
保育所等訪問支援	12		19	24	31
居宅訪問型児童発達支援	14		21	27	33

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	4	5	5	5
医療型障害児入所施設		31	26	26	26
障害児相談支援		400	508	576	651
医療的ケア児等コーディネータ ー配置人数	人	0	6	6	8
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	416	508	508	508
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		80	86	86	86
ペアレントメンターの人数(※4)		18	20	20	20
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	35	39	40	41
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		4	5	5	5
就労選択支援		—	—	1	2
就労移行支援		13	13	13	14
就労継続支援(A型)		15	18	23	28
就労継続支援(B型)		66	68	68	68
就労定着支援		7	8	9	11
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		26	26	26	27
短期入所(医療型)		2	2	2	2
自立生活援助		4	5	5	5
共同生活援助		住居数	108	110	113
うち日中サービス 支援型共同生活援助	4	5	5	6	
施設入所支援	事業所数	9	9	9	9
特定相談支援		50	50	51	51
一般相談支援 (地域移行支援)		9	9	9	9
一般相談支援 (地域定着支援)		8	8	8	8
児童発達支援		40	43	45	47
放課後等デイサービス		62	65	69	73
保育所等訪問支援		9	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援		3	3	3	3
福祉型障害児入所施設		1	1	1	1
医療型障害児入所施設		1	1	1	1
障害児相談支援	43	44	48	49	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

8 大北圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	54,525 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	2,623 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	617 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	807 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	3 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	47 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	483 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	494 人
医療的ケア児数(R5.10.1)	17 人

小学校	10 校
中学校	5 校
義務教育学校	2 校
特別支援学校	1 校
小学部	88 人
中学部	46 人
高等部	89 人
うち訪問教育対応者	6 人
うち重度重複学級在学者	6 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

大北圏域は北アルプスのふもとに位置しており、自然豊かな農業、観光業、製造業が盛んな地域です。近年は少子高齢化が急激に進行し、社会資源の維持や人材確保が課題です。障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域自立支援協議会を活用し下記事項に取り組みます。

- 研修、普及啓発等により、権利擁護・虐待防止の推進を目指します。
- 基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を中心に、サービス提供体制及び地域の支援体制のあり方を検討します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	52 人(R4年度末入所者数)	のうち 11.5%	6 人移行
施設入所者の減少数	52 人(R4年度末入所者数)	のうち 11.5%	6 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	6人(R3年度)の	2.67 倍増	16 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	1人(R3年度)の	6.00 倍増	6 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人(R3年度)の	2.50 倍増	5 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人(R3年度)の	1.67 倍増	5 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人→ 3 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0 %		
地域生活支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1人 運用状況の検証等 年1回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域で自立支援協議会を活用し連携体制を構築		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	相談窓口は市町村を中心とし、ニーズ・課題については圏域で整理し、必要な地域資源の開発を検討		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 1 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域単位で体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	1,143	1,208	1,241	1,246
重度訪問介護		15	232	236	240
同行援護		0	20	20	20
行動援護		273	421	451	518
重度包括支援		0	0	240	240
生活介護	人日分	2,947	3,034	3,124	3,224
うち重度障がい者	人分	19	23	23	24
自立訓練(機能訓練)	人日分	2	37	37	37
自立訓練(生活訓練)	人日分	13	42	52	62
うち精神障がい者	人分	2	2	2	2
就労選択支援	人分	—	—	2	5
就労移行支援	人日分	140	209	201	201
就労継続支援(A型)		351	560	582	602
就労継続支援(B型)		3,248	3,317	3,347	3,402
就労定着支援	人分	1	4	4	5
療養介護	人分	14	13	16	16
短期入所(福祉型)	人日分	140	141	156	166
うち重度障がい者	人分	4	5	5	5
短期入所(医療型)	人日分	19	35	38	38
うち重度障がい者	人分	1	4	4	4
自立生活援助	人分	17	20	21	24
うち精神障がい者		5	7	8	9
共同生活援助		99	118	123	125
うち日中サービス 支援型共同生活援助		0	4	5	5
うち精神障がい者		23	29	30	31
うち重度障がい者	4	4	4	5	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	0	0	0	1
	回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	55	54	55	55
計画相談支援		168	174	179	185
地域移行支援		0	3	3	3
うち精神障がい者		0	3	3	3
地域定着支援		1	2	3	4
うち精神障がい者		1	2	2	3
児童発達支援		499	544	553	563
放課後等デイサービス		1,722	1,773	1,787	1,801
保育所等訪問支援		14	25	28	31
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	5

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	1	1	1	1
医療型障害児入所施設		1	1	2	2
障害児相談支援		83	91	98	101
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	78	95	100	110
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		5	8	9	10
ペアレントメンターの人数(※4)		5	6	6	6
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	4	4	5

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	10	11	11	11
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0
就労選択支援		—	—	0	1
就労移行支援		1	2	2	2
就労継続支援(A型)		1	2	2	2
就労継続支援(B型)		15	16	16	16
就労定着支援		0	1	1	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		3	4	4	4
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助		住居数	24	25	26
うち日中サービス 支援型共同生活援助	0		1	1	1
施設入所支援	事業所数	1	1	1	1
特定相談支援		16	17	17	17
一般相談支援 (地域移行支援)		3	5	5	5
一般相談支援 (地域定着支援)		3	5	5	5
児童発達支援		5	5	5	5
放課後等デイサービス		7	9	9	9
保育所等訪問支援		2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	13	15	15	15	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

9 長野圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	521,874 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	21,156 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	5,331 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	7,073 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	332 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	480 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	4,119 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	2,021 人
医療的ケア児数(H31.4.1)	142 人

小学校	82 校
中学校	37 校
義務教育学校	1 校
特別支援学校	7 校
小学部	229 人
中学部	171 人
高等部	283 人
うち訪問教育対応者	4 人
うち重度重複学級在学者	49 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

長野圏域は、県内の約 1/4 の人口が集中する地域であり、9 の市町村で構成され、都市部・山間部等、多様な地域性を有しています。中核市である長野市に社会資源が集中する傾向はありますが、身近な地域で誰もが暮らしやすい社会の実現のため、5 つの地域自立支援協議会において地域の特性に応じた支援体制の構築を目指し、以下の施策に重点的に取り組みます。

○障がいへの理解を深め、障がい者の社会参加及び就労を支援します。

○障がい者・児が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、療育・発達支援を含めた相談支援体制の充実及び障害福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8 年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	440 人(R4 年度末入所者数)のうち	8.0%	35 人移行
施設入所者の減少数	440 人(R4 年度末入所者数)のうち	9.1%	40 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	102 人(R3 年度)の	1.43 倍増	146 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	68 人(R3 年度)の	1.34 倍増	91 人移行
就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数	6 人(R3 年度)の	2.17 倍増	13 人移行
就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数	24 人(R3 年度)の	1.42 倍増	34 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	54%		
就労定着支援事業の利用者数	62 人(R3 年度)の 1.5 倍増 → 93 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	40%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数4箇所 コーディネーターの配置人数 4 人 運用状況の検証等 年 15 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	アンケート等によりニーズを把握し、圏域(各市町村)で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域で児童発達支援センターを中核とし、保育所・教育機関等へ助言等をするなど、連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 3 人配置		
基幹相談支援センターの設置	地域自立支援協議会単位で体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	10,966	11,628	11,905	12,183
重度訪問介護		4,637	7,360	9,029	10,699
同行援護		1,056	1,325	1,438	1,567
行動援護		1,367	1,610	1,709	1,799
重度包括支援		1,885	2,595	3,319	4,042
生活介護	人日分	23,265	24,366	24,574	24,745
うち重度障がい者	人分	174	182	187	192
自立訓練(機能訓練)	人日分	108	239	278	313
自立訓練(生活訓練)	人日分	905	971	1,085	1,214
うち精神障がい者	人分	57	64	72	80
就労選択支援	人分	—	—	21	34
就労移行支援	人日分	2,438	2,518	2,602	2,676
就労継続支援(A型)		5,310	6,333	6,919	7,517
就労継続支援(B型)	人日分	26,863	29,393	30,711	32,047
就労定着支援	人分	73	77	83	90
療養介護	人分	119	126	128	130
短期入所(福祉型)	人日分	1,023	1,681	1,821	1,979
うち重度障がい者	人分	9	14	17	17
短期入所(医療型)	人日分	129	164	181	192
うち重度障がい者	人分	13	15	18	19
自立生活援助	人分	17	23	28	33
うち精神障がい者		10	15	18	21
共同生活援助	人分	846	908	947	987
うち日中サービス 支援型共同生活援助		20	37	42	47
うち精神障がい者		245	272	286	302
うち重度障がい者	人分	49	57	60	62
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	3	4	4	4
	人数	4	4	4	4
	回数	15	15	15	15
施設入所支援	人分	449	428	419	408
計画相談支援		1,286	1,484	1,631	1,795
地域移行支援		4	9	9	10
うち精神障がい者		4	9	9	10
地域定着支援		16	23	27	30
うち精神障がい者		12	15	18	20
児童発達支援		人日分	3,001	3,402	3,630
放課後等デイサービス	12,563		15,940	17,935	19,987
保育所等訪問支援	43		76	93	104
居宅訪問型児童発達支援	1		14	14	14

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	5	6	7	7
医療型障害児入所施設		17	18	18	18
障害児相談支援		513	559	623	697
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	1	1	2	3
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	3	80	95	96
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	18	18	19
ペアレントメンターの人数(※4)		18	20	20	20
ピアサポート活動への参加人数(※4)	人	126	135	136	148

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	64	66	67	67
自立訓練(機能訓練)		1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)		11	12	13	15
就労選択支援		—	—	2	4
就労移行支援		24	25	25	26
就労継続支援(A型)		21	25	27	29
就労継続支援(B型)		80	87	91	95
就労定着支援		15	15	16	16
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		30	42	43	46
短期入所(医療型)	4	4	4	4	
自立生活援助	5	6	7	8	
共同生活援助	住居数	192	205	215	224
うち日中サービス 支援型共同生活援助	5	5	6	6	
施設入所支援	事業所数	12	11	11	11
特定相談支援		58	63	70	76
一般相談支援 (地域移行支援)		21	22	23	24
一般相談支援 (地域定着支援)		21	22	24	25
児童発達支援		40	46	49	53
放課後等デイサービス		74	92	101	111
保育所等訪問支援		5	6	8	8
居宅訪問型児童発達支援		1	3	3	3
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	2	2
障害児相談支援	46	49	53	57	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

10 北信圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	79,294 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	3,685 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	847 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	1,111 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	257 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	65 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	703 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校) (R5.8 末)	241 人
医療的ケア児数(R5.9)	18 人

小学校	20 校
中学校	10 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	19 人
中学部	16 人
高等部	33 人
うち訪問教育対応者	1 人
うち重度重複学級在学者	5 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

北信圏域は、『障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』の実現のために、次の施策等を積極的に進めていきます。

- 精神科病院から暮らしたい場所で生活するため、地域生活支援の取組として相談体制、就労支援等を進めます。
- 地域で安心して暮らせるために、地域生活支援拠点等の機能の充実を行い、潜在的な要支援者への早期介入に取り組み、生活圏域で安心して暮らせるように地域包括ケアシステムの構築に繋がっていきます。
- 障がい児及び家族の支援のために行政・教育・医療等、他機関との連携体制の強化を行います。
- 基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援体制を構築し人材育成に繋がっていきます。
- 障がい者の差別解消や虐待防止等に積極的に取り組みます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	87 人(R4年度末入所者数)のうち	10.3%	9人移行
施設入所者の減少数	87 人(R4年度末入所者数)のうち	13.8%	12人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	9人(R3年度)の	1.43 倍増	10人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	3人(R3年度)の	1 倍増	3人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	0人(R3年度)		1人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	5人(R3年度)の	0.8 倍増	4人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0%		
就労定着支援事業の利用者数	1 人(R3 年度)の 1.0 倍増 → 1 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0箇所(0%)		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 2 人 運用状況の検証等 年 12 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	自立支援協議会各部会活動等によりニーズを把握し、圏域(各市町村)で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	保育や教育、医療、福祉が、1 つのチームとして機能するように連携体制の強化		
児童発達支援センターの設置	・児童発達支援センターは1か所設置予定 ・保育所等訪問支援の利用、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保は、圏域内の全市町村で利用できる体制を整備済		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	999	978	983	988
重度訪問介護		0	30	30	30
同行援護		39	39	39	39
行動援護		982	952	962	972
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	3,108	3,104	3,110	3,116
うち重度障がい者	人分	67	68	68	68
自立訓練(機能訓練)	人日分	101	62	62	62
自立訓練(生活訓練)	人日分	131	152	152	152
うち精神障がい者	人分	7	7	7	7
就労選択支援	人分	—	—	2	2
就労移行支援	人日分	131	142	142	142
就労継続支援(A型)		628	689	726	843
就労継続支援(B型)	人日分	4,832	5,107	5,107	5,122
就労定着支援	人分	4	3	3	3
療養介護	人分	19	19	19	19
短期入所(福祉型)	人日分	342	361	361	366
うち重度障がい者	人分	5	4	4	4
短期入所(医療型)	人日分	1	1	1	1
うち重度障がい者	人分	1	1	1	1
自立生活援助	人分	0	1	1	1
うち精神障がい者		0	0	0	0
共同生活援助		156	163	165	166
うち日中サービス 支援型共同生活援助	人分	9	11	11	12
うち精神障がい者		63	65	65	66
うち重度障がい者		12	13	13	13
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	2	2	2	2
	回数	12	12	12	12
施設入所支援	人分	94	89	85	84
計画相談支援		245	259	261	263
地域移行支援		0	2	2	2
うち精神障がい者		0	1	1	1
地域定着支援		24	25	25	25
うち精神障がい者		12	12	12	12
児童発達支援		人日分	30	66	70
放課後等デイサービス	986		1,049	1,136	1,198
保育所等訪問支援	19		34	35	35
居宅訪問型児童発達支援	1		1	1	1

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	1	1
障害児相談支援		33	43	45	45
医療的ケア児等コーディネータ ー配置人数	人	2	2	2	2
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	0	0	0
ペアレントメンターの人数(※4)		4	5	5	5
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	8	8	8	8
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		1	1	1	1
就労選択支援		—	—	0	0
就労移行支援		0	0	0	0
就労継続支援(A型)		2	2	2	2
就労継続支援(B型)		7	7	8	8
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		5	5	3	3
短期入所(医療型)	0	0	0	0	
自立生活援助	1	1	1	1	
共同生活援助	住居数	27	28	29	29
うち日中サービス 支援型共同生活援助		0	0	0	0
施設入所支援	事業所数	2	2	2	2
特定相談支援		7	7	7	7
一般相談支援 (地域移行支援)		6	6	6	6
一般相談支援 (地域定着支援)		6	6	6	6
児童発達支援		3	4	4	4
放課後等デイサービス		6	7	7	7
保育所等訪問支援		2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	7	7	7	7	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

巻末資料

- 1 障害福祉サービス等の種類
- 2 数値目標一覧（再掲）
- 3 障がいのある方の実態調査（概要）
- 4 策定体制
- 5 策定経過

1 障害福祉サービス等の種類

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

サービスの名称		内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 (視覚障がい者向けサービス)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援 (令和7年10月から)	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労継続を図るため、就労先の企業や家族等との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	ひとり暮らしなど自立した生活が営めるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報提供や助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの名称		内 容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともにサービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児サービス

サービスの名称		内 容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学する障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援などを行います。
入所系サービス	福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

2 数値目標 項目一覧（再掲）

○ 目標年度 令和 11 年度【中長期的な目標】

No1 ~ No46

○ 目標年度 令和 8 年度

【障害福祉計画・障害児福祉計画を基本とする短期的な目標】

No①~No⑯

施策項目 1 権利擁護の推進

No	施策・事業名（内容）	単位	現状 令和 4 年度	目標 令和 11 年度	施策との関連
1	信州あいサポート運動推進事業 （あいサポーター研修受講者数）	人	71,724	83,000	障がいに対する理解の促進（P44）
2	体験型教育プログラム 「パラ学」（累計）	実施 クラス 数	167 （令和元~4年）	690 （令和元~11年）	障がいに対する理解の促進（P44）
3	ボランティア活動リーダーの養成	人	2,679 （平成 29~令和 4 年）	5,500 （令和 5~11 年）	地域における福祉活・福祉教育の推進（P49）

施策項目 2 地域生活の充実

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和 4 年度	目標 令和 11 年度	施策との関連
4	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成（基礎研修修了者）	人	920 （令和元~4年）	2,995 （令和元~11年）	障がい福祉人材の確保・定着（P52）
5	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成（実践研修修了者）	人	147 （令和 3~4 年）	1,789 （令和 3~11 年）	障がい福祉人材の確保・定着（P52）
6	処遇改善加算取得促進支援	%	77.3	87.1	障がい福祉人材の確保・定着（P52）
7	基幹相談支援センター （カバーしている市町村数）	市町村	49	77	相談支援体制の充実（P66）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和 4 年度	目標 令和 8 年度	施策との関連
①	地域生活支援拠点等の整備 （拠点がカバーしている市町村）	市町村	74	77	障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進（P54）
②	地域生活支援拠点等の整備 （各圏域（地域）のコーディネーターの役割を担う者がカバーしている市町村）	市町村	45	77	障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進（P54）
③	地域生活支援拠点等の整備 （年 1 回以上の運用状況の検証・検討をしている市町村）	市町村	74	77	障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進（P54）
④	地域生活移行（障害者支援施設から地域生活への移行）	人	73 （令和 2~4 年）	166 （令和 5~8 年）	居宅サービスの充実（P57）
⑤	短期入所サービス （サービスを行う事業所）	箇所	164	196	居宅サービスの充実（P57）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度	施策との関連
⑥	精神障がい者の地域移行支援 （精神病床への1年以上入院患者数 65歳以上）	人	1,303	1,190	精神障がい者の地域移行の 支援（P61）
⑦	精神障がい者の地域移行支援 （精神病床への1年以上入院患者数 65歳未満）	人	802	737	精神障がい者の地域移行の 支援（P61）
⑧	精神障がい者の地域移行支援 （入院後3か月時点の退院率）	%	68.6 （令和元年）	68.9以上	精神障がい者の地域移行の 支援（P61）
⑨	精神障がい者の地域移行支援 （入院後6か月時点の退院率）	%	83.4 （令和元年）	84.5以上	精神障がい者の地域移行支 援（P61）
⑩	精神障がい者の地域移行支援 （入院後1年時点の退院率）	%	90.9 （令和元年）	91.0以上	精神障がい者の地域移行支 援（P61）
⑪	地域移行支援 （地域移行支援利用者数）	人	50	77	相談支援体制の充実 （P66）
⑫	地域定着支援 （地域定着支援利用者数）	人	21	65	相談支援体制の充実 （P66）
⑬	自立生活援助 （自立生活援助利用者数）	人	210	299	相談支援体制の充実 （P66）

施策項目3 安全で暮らしやすい地域づくり

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度	施策との関連
8	市町村の個別避難計画策定への支援	市町村	43	77	防災対策・災害発生時の支 援の推進（P69）
9	福祉避難所の設置・運営訓練の実施 の支援	市町村	8	77	防災対策・災害発生時の支 援の推進（P69）
10	多数の者が利用する施設の耐震化 ※長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期） 目標	%	92.5 （令和2年）	95 ※ （令和7年）	防災対策・災害発生時の支 援の推進（P69）
11	都市計画区域マスタープランの圏域 化	区域	29 （8圏域）	39 （10圏域）	福祉のまちづくりの推進 （P72）
12	低床バスの普及 ※長野県新総合交 通ビジョンの目標値	%	66.0 （令和3年）	100 ※	交通バリアフリー化の推 進（P72）
13	交通安全施設等整備 （視覚障がい者用付加装置信号機）	箇所	462	494	交通バリアフリー化の推 進（P72）
14	交通安全施設等整備 （音響式歩行誘導装置信号機）	箇所	388	405	交通バリアフリー化の推 進（P72）
15	交通安全施設等整備 （高齢者等感応化信号機）	箇所	107	121	交通バリアフリー化の推 進（P72）
16	交通安全施設等整備（PICS：歩行 者等支援情報通信システム）	箇所	14	40	交通バリアフリー化の推 進（P72）
17	交通安全施設等整備 （歩者分離式信号機）	基	479	496	交通バリアフリー化の推 進（P72）
18	交通安全施設等整備（歩道設置）	Km	687	750	交通バリアフリー化の推 進（P72）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度	施策との関連
19	無電柱化推進（電線共同溝設置）	Km	42.6	45.5	交通バリアフリー化の推進（P72）
20	歩道リメイク（歩道段差切下げ）	箇所	1,969	2,130	交通バリアフリー化の推進（P72）
21	交通安全対策（視覚障がい者誘導用ブロックの敷設）	Km	31.8	38.7	交通バリアフリー化の推進（P72）
22	県営住宅の建替・改修（バリアフリー化）	戸	2,681	検討中	住宅の整備に対する支援（P74）
23	県営住宅のエレベーター設置（既設5階建）	戸	442	682	住宅の整備に対する支援（P74）

施策項目4 社会参加の促進

No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度	施策との関連
24	法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	7,351	8,455 (令和9年)	一般就労の促進（P76）
25	地域就労支援センター事業による就職者数（就労支援センター利用者の就職決定率） ※令和5年度新規事業	%	—	20	一般就労の促進（P77）
26	福祉就労強化事業（月額平均工賃の向上）	円	16,930	22,000	福祉的就労への支援（P78）
27	農福連携による支援（就労継続支援B型事業所に対する農業分野における就労支援）	農業に取り組む事業所	151	180	農林業分野における就労支援（P80）
28	信州やまなみ全障スポに向けた競技力の向上（ブロック予選を突破して全障スポに出場する団体競技数【障がい種別、男女別全12競技】）	競技数	1	6	スポーツの裾野拡大と競技力向上（P82）
29	障がいのある人のスポーツ参加促進（障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブの割合）	%	31.9	50.0	スポーツの裾野拡大と競技力向上（P82）
30	「デジとしょ信州」を活用した読書バリアフリーにかかる周知・利用促進の場づくり	実施回数	2	40 (累計)	生涯学習の推進（P85）
31	手話通訳者の登録	人	166	173	情報・コミュニケーション支援の充実（P90）
32	要約筆者の登録	人	119	126	情報・コミュニケーション支援の充実（P90）

No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 令和3年度	目標 令和8年度	施策との関連
⑭	福祉施設から一般就労への移行者数	人	314	458	一般就労の促進（P76）

施策項目5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度	施策との関連
33	障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科検診実施率	%	93.8	93.8以上	障がい児（者）の歯科口腔保健医療（P94）
34	障がいのある人への歯科診療に対応する病院数	病院	19	19	障がい児（者）の歯科口腔保健医療（P94）
35	難病患者等からの相談を受ける体制（難病相談支援センター及び保健福祉事務所における難病患者等への相談支援）	箇所	13	現在の水準を維持	難病対策の推進（P98）
36	難病対策連絡協議会と難病対策地域協議会の開催（地域課題の検討）	回	3	11回以上	難病対策の推進（P98）
37	難病患者等の支援者等への研修の開催回数	回	10	現在の水準以上を目指す	難病対策の推進（P98）
38	新生児聴覚検査の検査費用助成を行う市町村数	市町村	72	77	難聴児支援の推進（P100）
39	個々のケースに関して療育支援員とのケース会議の実施回数	件	466	現状を維持	難聴児支援の推進（P100）
40	発達障がい者支援事業（サポーター養成講座の受講者）	人	17,211	20,000	発達障がい者への支援（P102）
41	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（相談窓口設置による支援）	件	2,506	3,000	高次脳機能障害者への支援（P103）
42	強度行動障がい支援者養成研修（実践研修修了者数）	人	1,047	2,097	強度行動障がいへの支援の充実（P106）
43	1歳6か月児健診の受診率	%	97.0 （令和3年）	97.0	障がいの早期発見に向けた支援（P107）
44	3歳児健診の受診率	%	96.4 （令和3年）	97.0	障がいの早期発見に向けた支援（P107）
45	特別支援学校高等部卒業生の就労率	%	23.7	30.3	特別支援教育の充実（P112）
46	特別支援学校高等部卒業生のうち就職希望者の就労率	%	84.7	90.7	特別支援教育の充実（P112）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度	施策との関連
⑮	医療型短期入所事業所	箇所	18	20	医療的ケア児等に対する支援体制の充実（P95）
⑯	機能訓練事業所数	箇所	2	8	中途障がい者等に対する機能訓練の充実（P104）

3 長野県障がいのある方の実態調査（概要）

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある方（難病と診断された方を含む）を対象とし、次期「長野県障がい者プラン」の策定や、障がい者施策を計画的に進めるための基礎資料とすることを目的として実施しています。

(2) 調査の設計

調査対象：長野県在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び特定医療費受給者証をお持ちの方

調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収又はインターネット回答

調査期間：令和4年12月7日～令和4年12月26日

発送数：18歳以上 1,844人

18歳未満 156人

(合計2,000人)

(3) 回収状況

年齢種別	発送数	回収数	有効回収数*	有効回収率
18歳以上	1,844	1,062	1,058	58.3%
18歳未満	156	83	83	55.7%

※有効回収率とは、白票または回答が著しく少ない票を除いた数

(4) 報告書を見る際の注意事項

※基礎となるべき実数は調査数nとして記載しています。

※比率はすべて百分率で表し、小数第二位を四捨五入しています。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しないことがあります。

※複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

※平成29年度調査との比較は、5.0ポイント以上差異のある項目について述べています。

※18歳未満の「精神障害者保健福祉手帳」「特定医療費受給者証」は、回答件数が少なく個人の特定に繋がりにくいことから、グラフ及び集計表の掲載を割愛しています。

※全体の回答者数（件数）が15件未満のものについては、回答の標本誤差が大きくなることから、グラフを割愛し、集計表を掲載しています。

※手帳種別クロス集計の分析軸について、いずれも回答の標本誤差が大きくなることから、各回答者数（件数）が15件未満のものについてはコメントを、5件未満のものについてはコメント及びグラフを割愛しています。

※グラフの分析軸となる「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特定医療費受給者証」の定義付けは、調査票の問5『所持している手帳の種類』（本書7ページ参照）に対する回答をもとに行っており、複数の手帳を所持している方も含まれています。したがって、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特定医療費受給者証」を合計した回答者数と、全体の回答者数は一致するとは限りません。

※選択肢の文言が長い項目については、グラフ・集計表のレイアウトの都合上、省略している場合があります。

主な調査結果

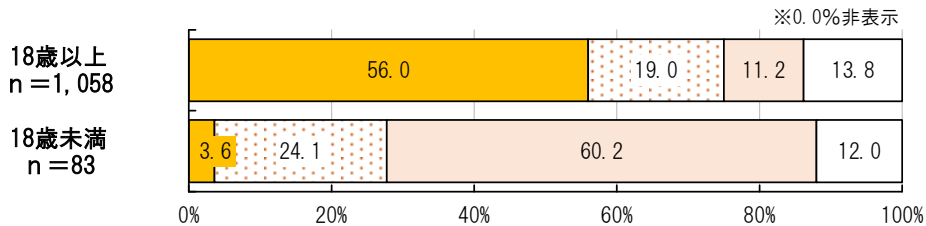
【調査票の記入者について】

調査票の記入者は、18歳以上において「本人が自分で記入」が56.0%、「本人の意思を確認して、家族や介護者（施設職員）等が代筆で記入」が19.0%、「本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が11.2%となっています。

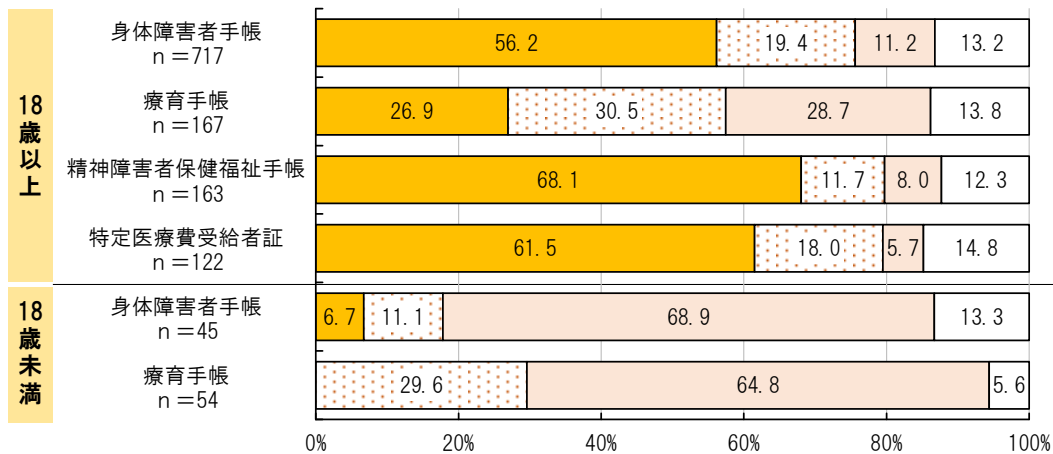
18歳未満においては「本人が自分で記入」が3.6%、「本人の意思を確認して、家族や介護者（施設職員）等が代筆で記入」が24.1%、「本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が60.2%となっています。

手帳種別でみると、18歳以上において、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者は「本人が自分で記入」が最も多くなっています。療育手帳所持者は「本人の意思を確認して、家族や介護者（施設職員）等が代筆で記入」が最も多くなっています。

18歳未満においては、いずれの種別も「本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が最も多くなっています。



【手帳種別】



■ 本人が自分で記入

▨ 本人の意思を確認して、家族や介護者（施設職員）等が代筆で記入

▨ 本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代わりに記入

□ 無回答

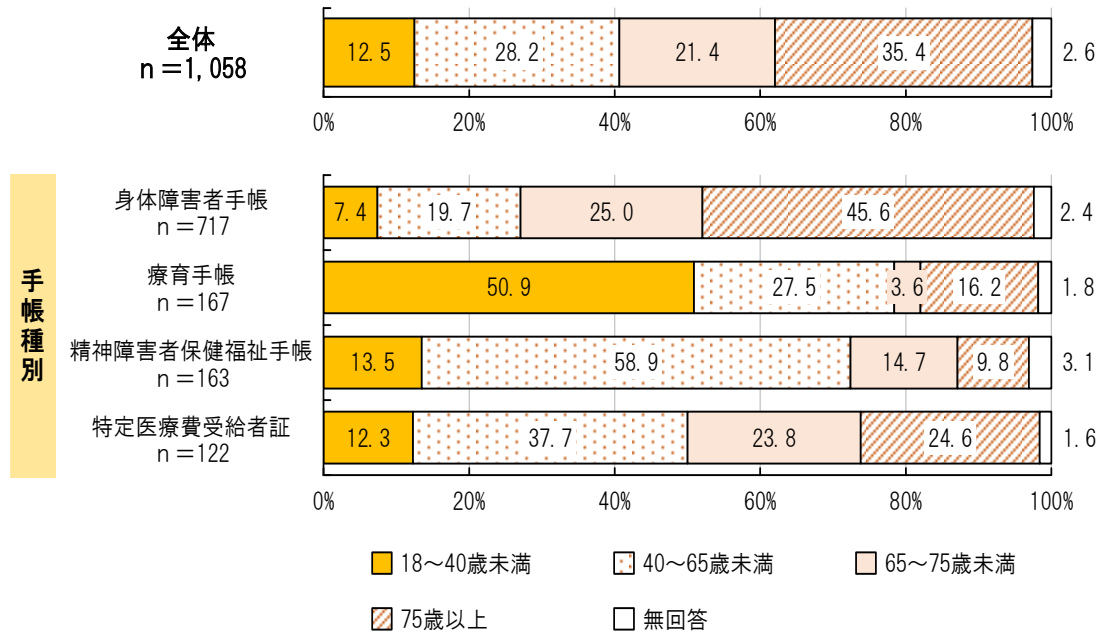
【回答者の年齢について】

(18歳以上)

年齢は、「18～40歳未満」が12.5%、「40～65歳未満」が28.2%、「65～75歳未満」が21.4%、「75歳以上」が35.4%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者において「75歳以上」が最も多くなっています。療育手帳所持者においては「18～40歳未満」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者においては「40～65歳未満」が最も多くなっています。

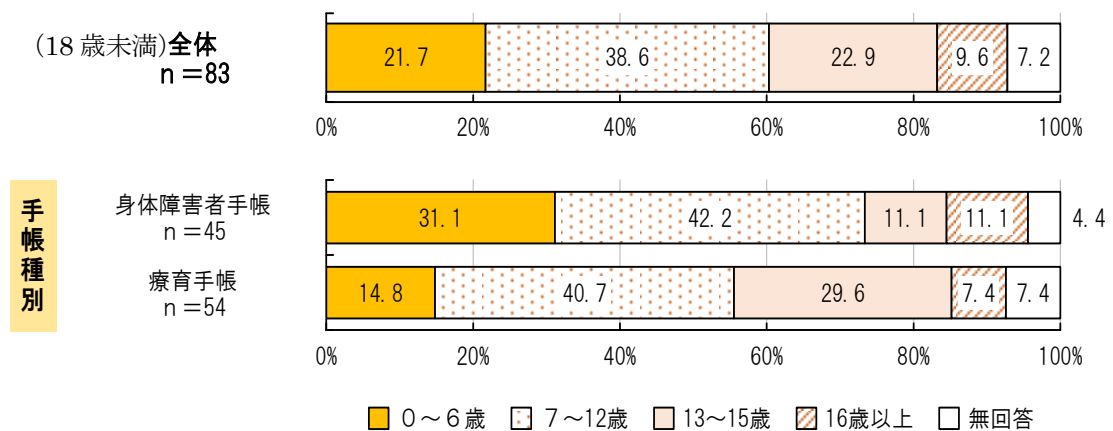
(18歳以上)



(18歳未満)

年齢は、「0～6歳」が21.7%、「7～12歳」が38.6%、「13～15歳」が22.9%、「16歳以上」が9.6%となっています。

手帳種別でみると、いずれの種別においても「7～12歳」が最も多くなっています。

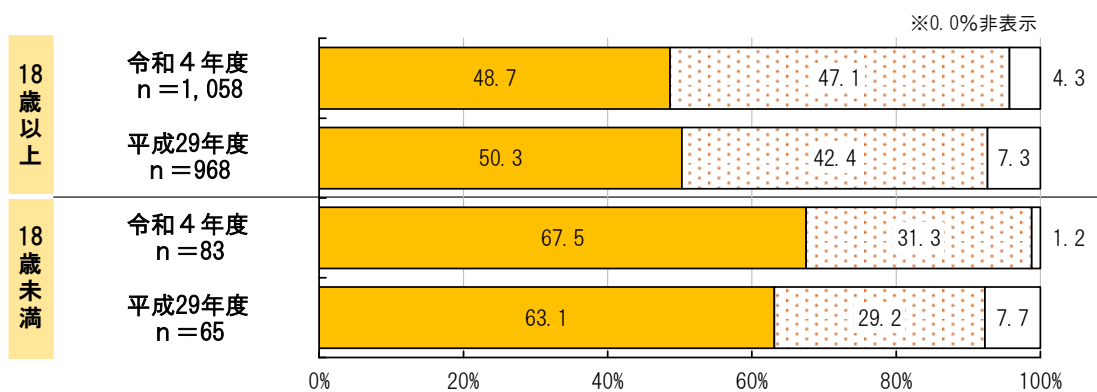


【権利擁護等について】

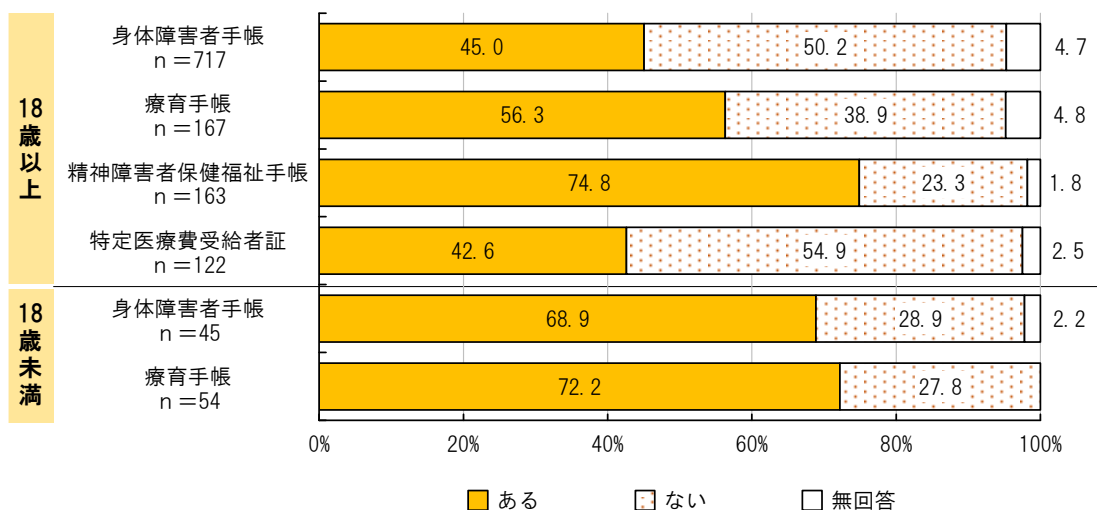
(設問) 「障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験」

(回答) 18歳以上において「ある」が48.7%、「ない」が47.1%となっています。18歳未満においては「ある」が67.5%、「ない」が31.3%となっています。平成29年度と比較すると、いずれも大きな差異はみられません。

手帳種別でみると、18歳以上において、身体障害者手帳・特定医療費受給者証所持者は「ない」の方が多くなっています。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は「ある」の方が多くなっています。18歳未満においては、いずれの種別も「ある」の方が多くなっています。



【手帳種別】



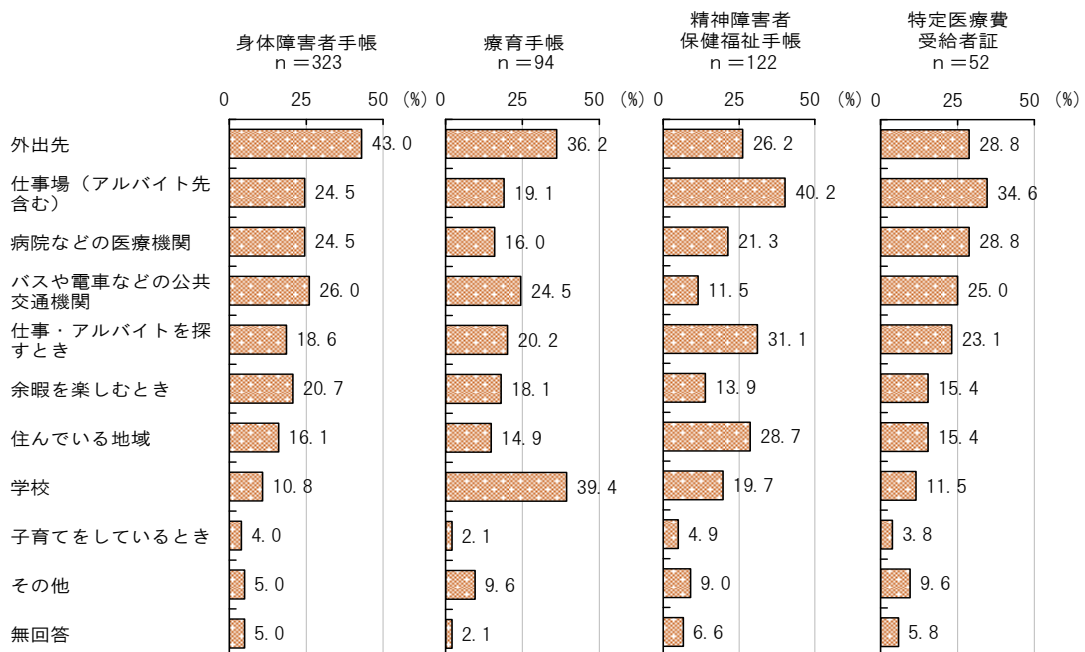
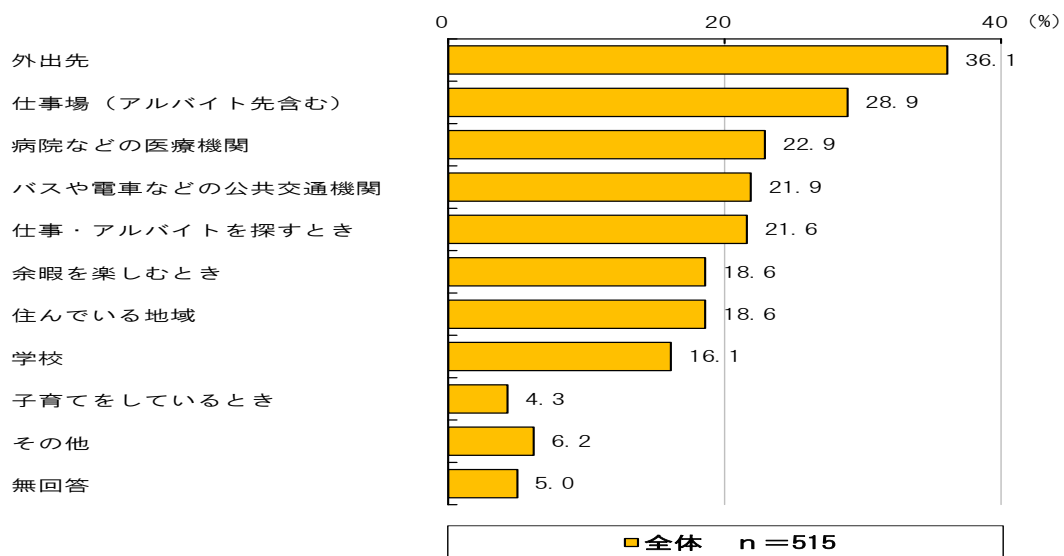
【権利擁護等について（その2）】

（設問） 障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験の間に「ある」を選んだ方に対して「どのような場所で感じましたか。」（3つまで）

（回答） <18歳以上>

障がいがあることにより、困ったり嫌な思いをしたりしたことがある場所は、18歳以上において「外出先」が36.1%と最も多く、次いで「仕事場（アルバイト先含む）」が28.9%などとなっています。

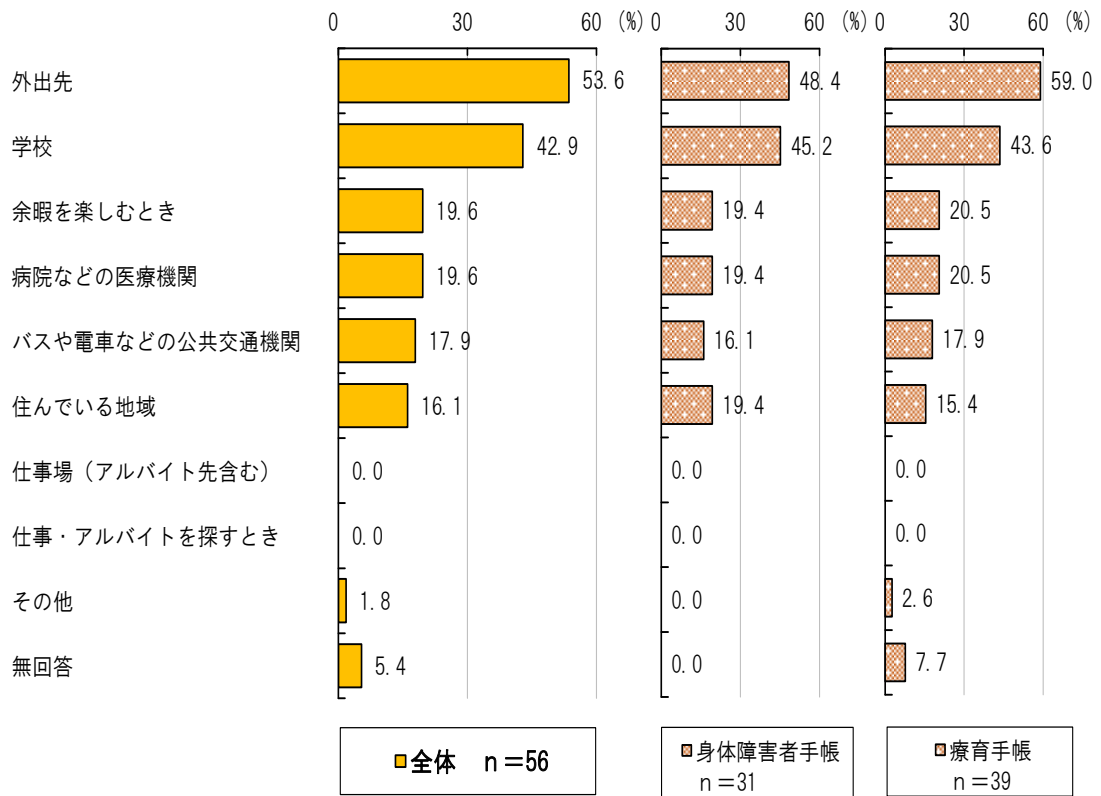
手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者において「外出先」が43.0%と最も多くなっています。療育手帳所持者においては「学校」が39.4%と最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者においては「仕事場（アルバイト先含む）」が最も多くなっています。



(回答) <18歳未満>

手障がいがあることにより、困ったり嫌な思いをしたりしたことがある場所は、18歳未満において「外出先」が53.6%と最も多く、次いで「学校」が42.9%などとなっています。

手帳種別でみると、いずれの種別においても「外出先」が最も多くなっています。



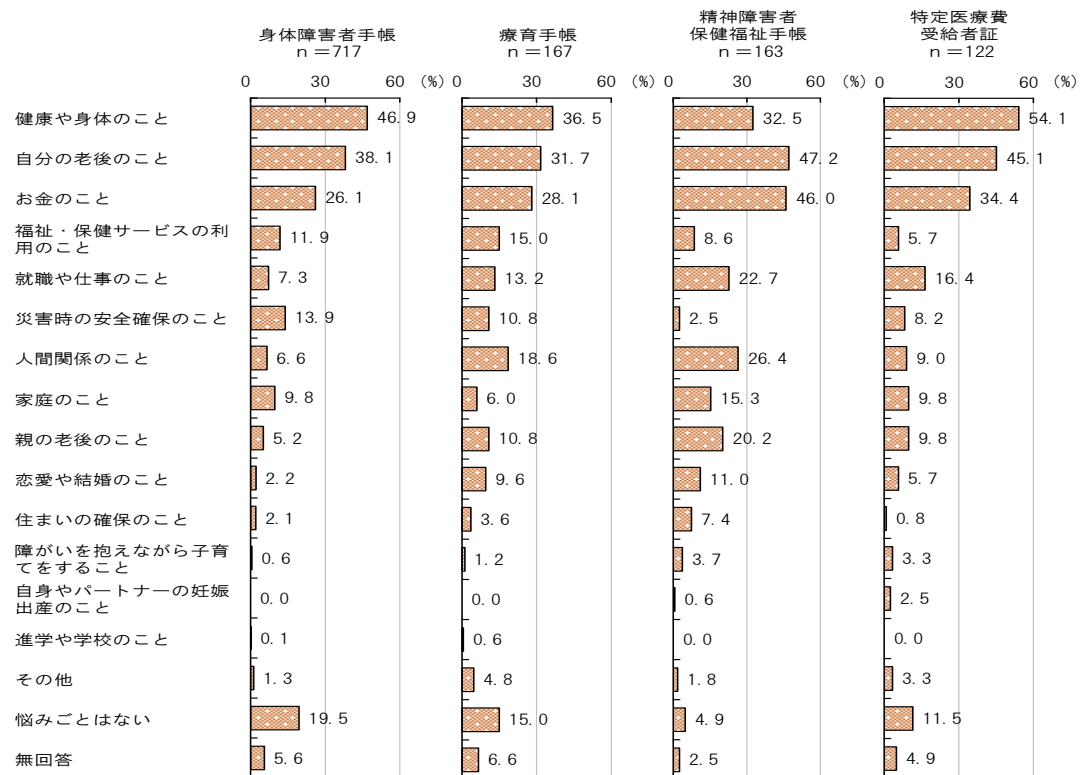
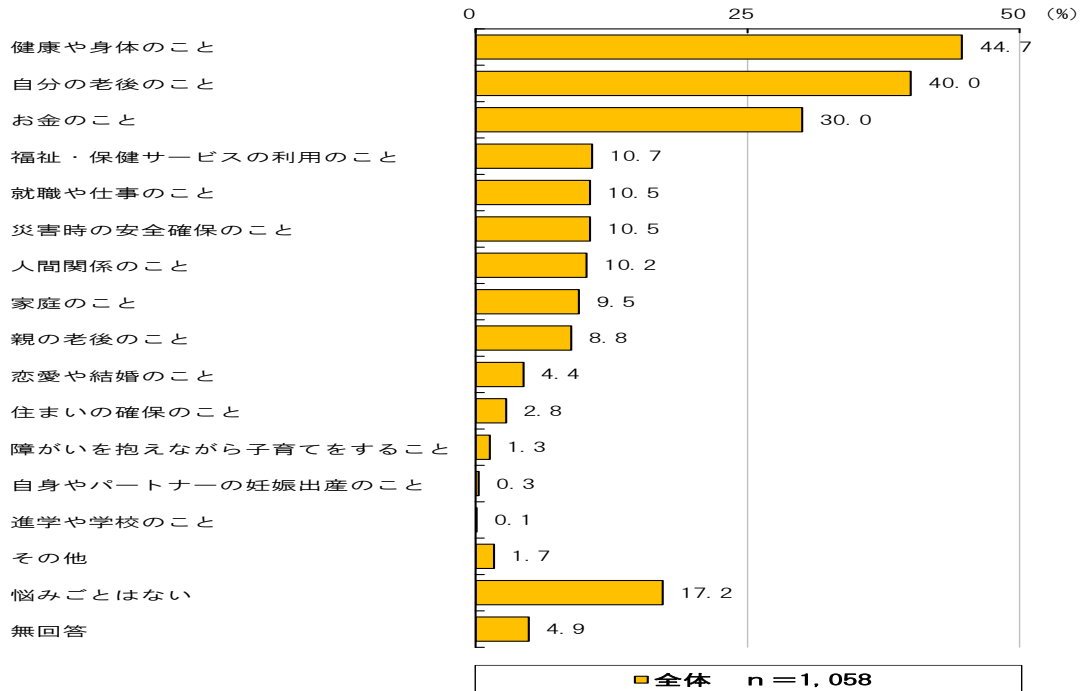
【生活に関する相談について】

(設問) 「悩みごとがありますか。」(3つまで)

(回答) <18歳以上>

現在の悩みごとは、18歳以上において「健康や身体のこと」が44.7%と最も多く、次いで「自分の老後のこと」が40.0%などとなっています。

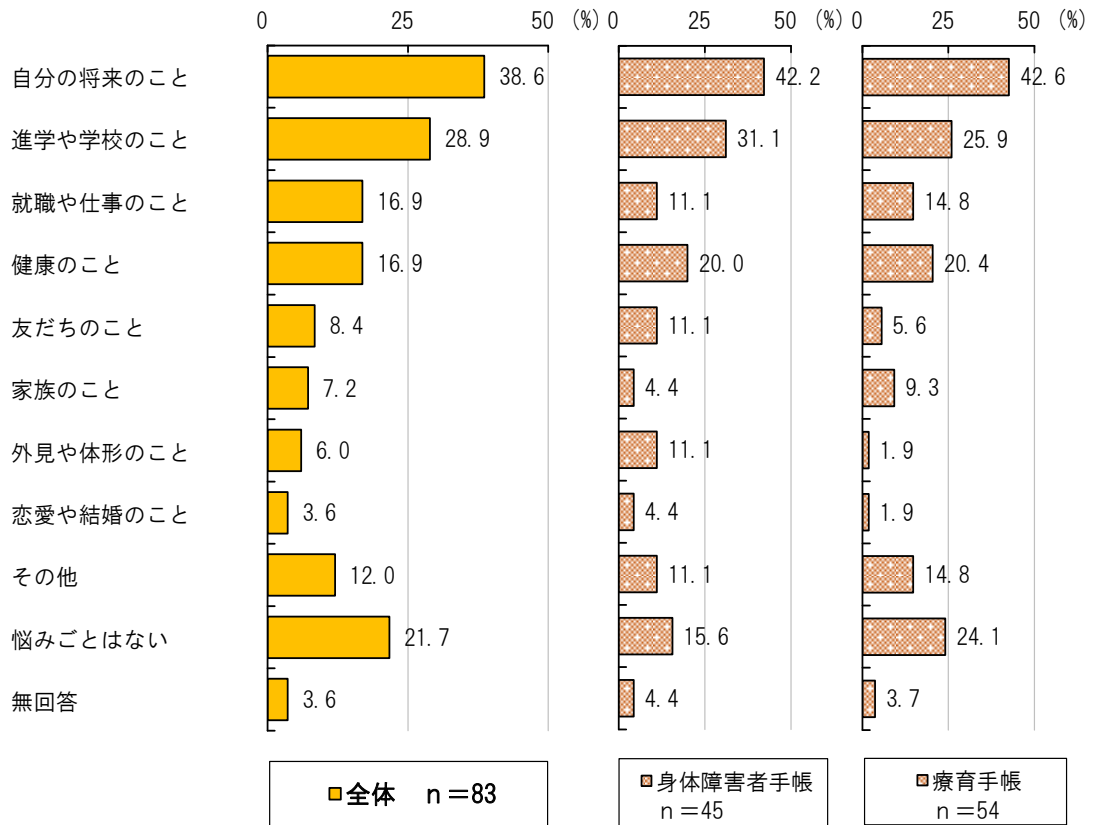
手帳種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費受給者証所持者において「健康や身体のこと」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者においては「自分の老後のこと」が47.2%と最も多くなっています。



(回答) <18歳未満>

現在の悩みごとは、18歳以上において「健康や身体のこと」が44.7%と最も多く、次いで「自分の老後のこと」が40.0%などとなっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費受給者証所持者において「健康や身体のこと」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者においては「自分の老後のこと」が47.2%と最も多くなっています。



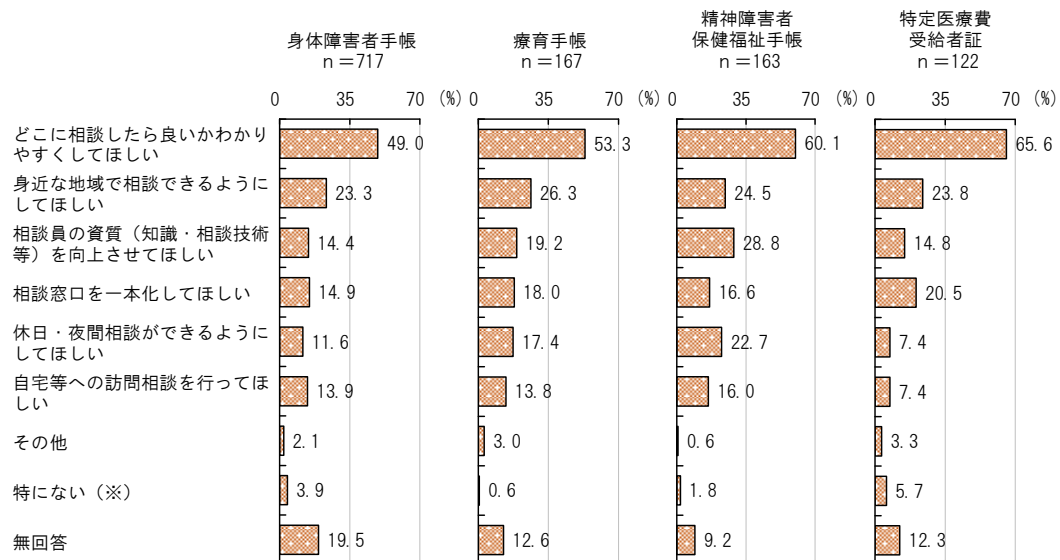
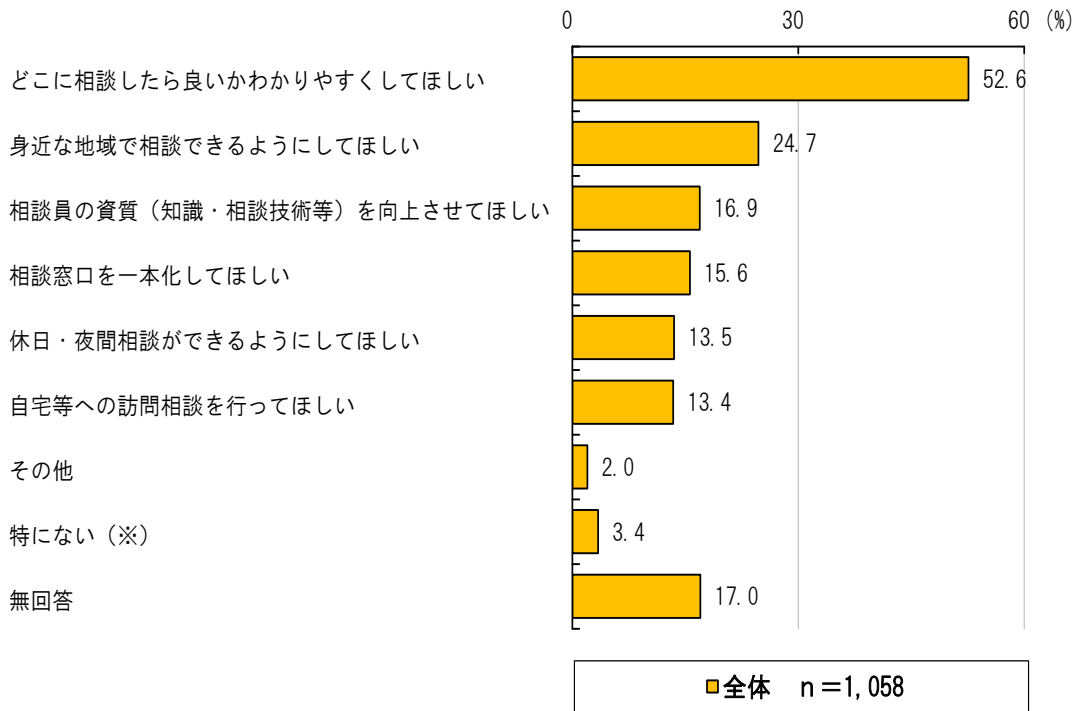
【生活に関する相談について（その2）】

（設問） 「今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。」（3つまで）

（回答） <18歳以上>

福祉や生活に関する相談支援体制で希望することは、18歳以上において「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が52.6%と最も多く、次いで「身近な地域で相談できるようにしてほしい」が24.7%などとなっています。

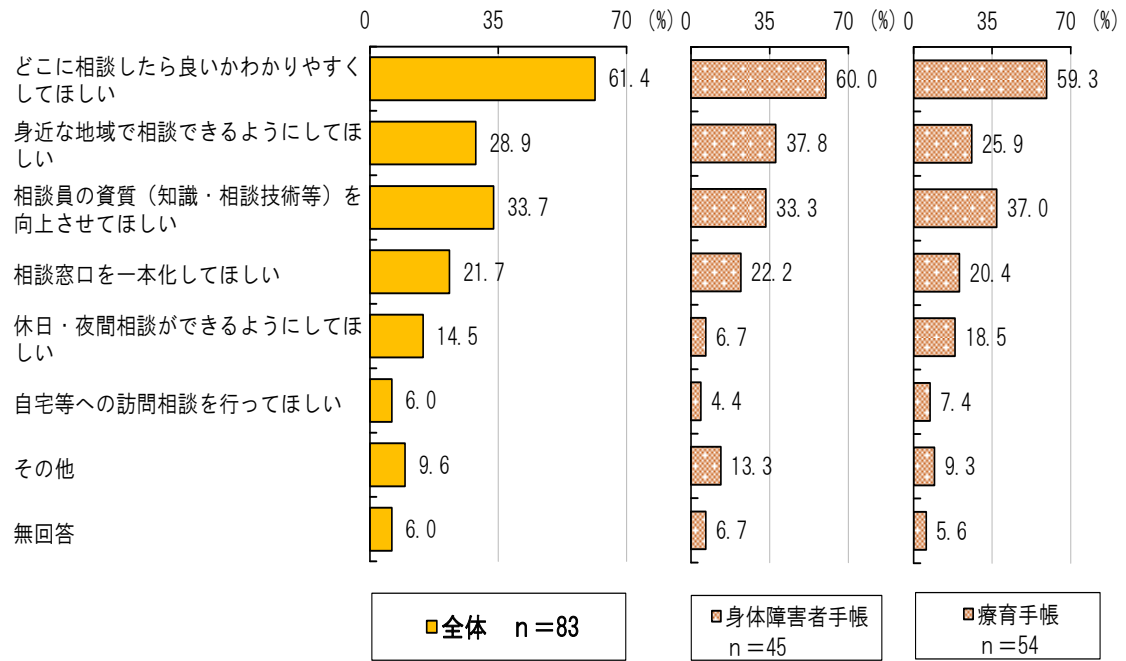
手帳種別でみると、いずれの種別においても「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が最も多くなっています。



(回答) <18歳未満>

福祉や生活に関する相談支援体制で希望することは、18歳未満において「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が61.4%と最も多く、次いで「相談員の資質（知識・相談技術等）を向上させてほしい」が33.7%などとなっています。

手帳種別でみると、いずれの種別においても「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が最も多くなっています。



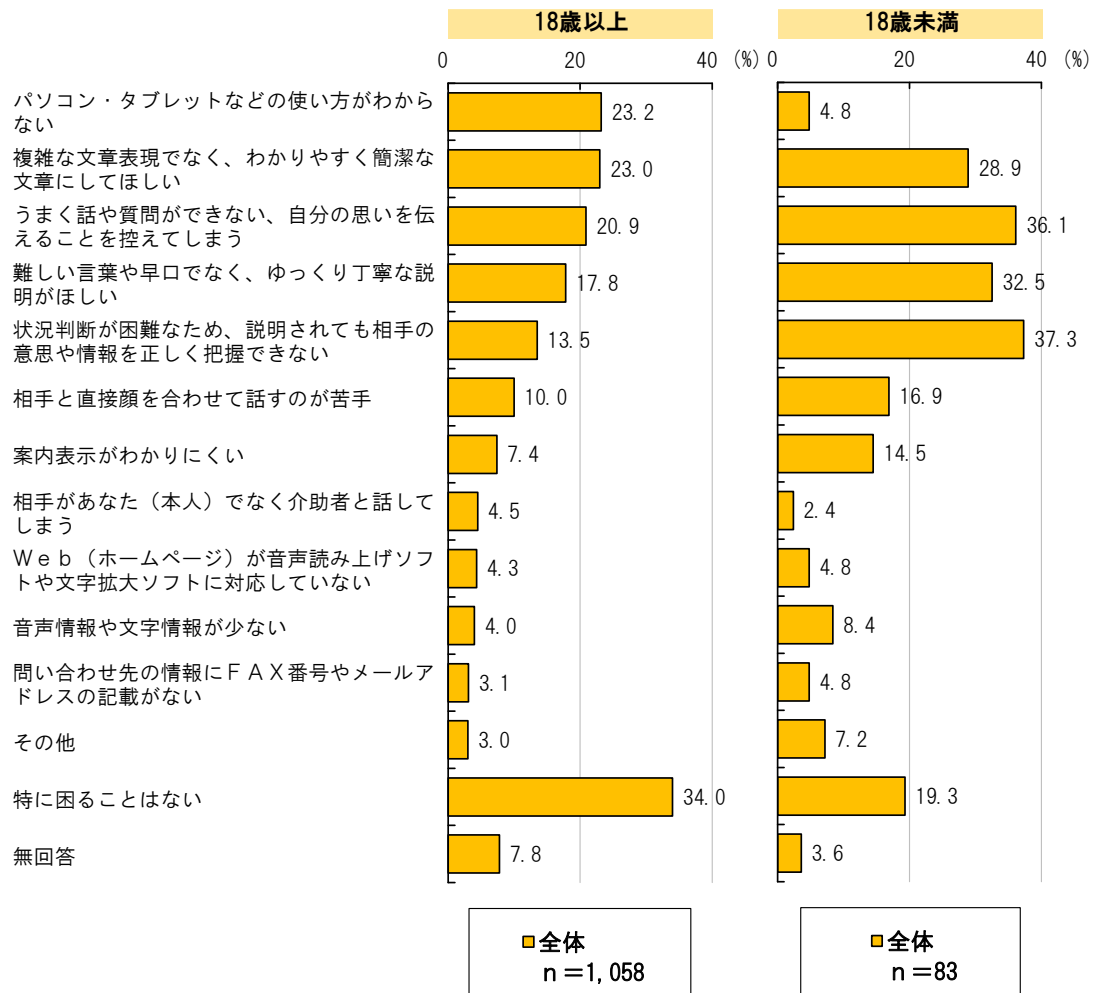
【情報入手について】

(設問) 「情報入手、コミュニケーションをとるうえで困ることはありますか」(当てはまるものすべて)

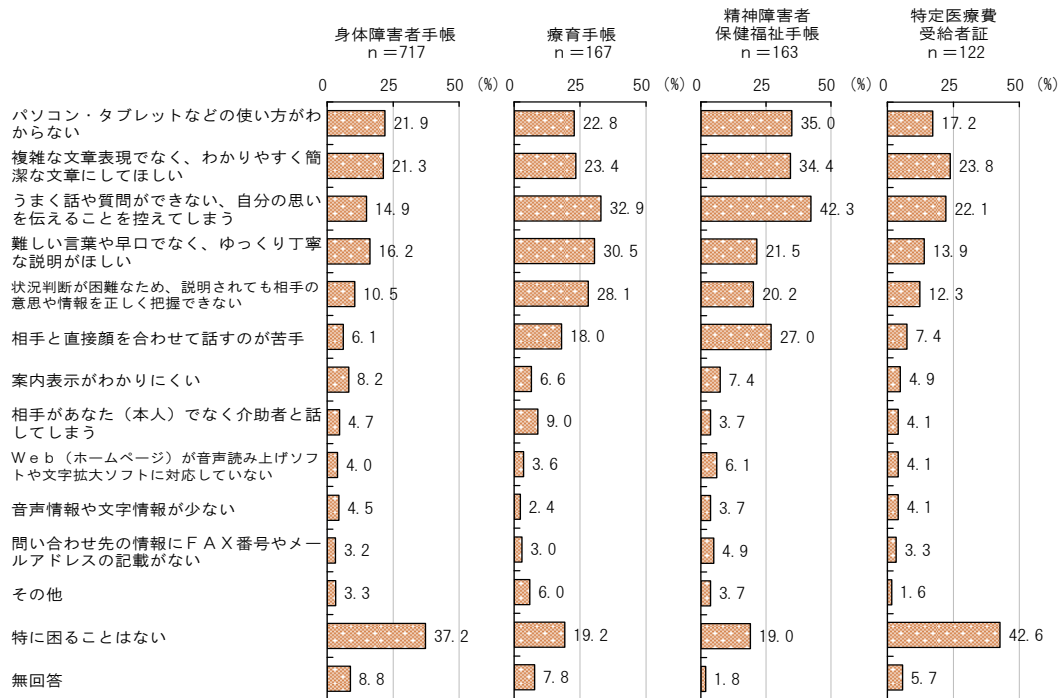
(回答) 18歳以上において「パソコン・タブレットなどの使い方がわからない」が23.2%と最も多く、次いで「複雑な文章表現でなく、わかりやすく簡潔な文章にしてほしい」が23.0%などとなっている一方、「特に困ることはない」が34.0%となっています。

18歳未満においては「状況判断が困難なため、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が37.3%と最も多く、次いで「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が36.1%などとなっています。

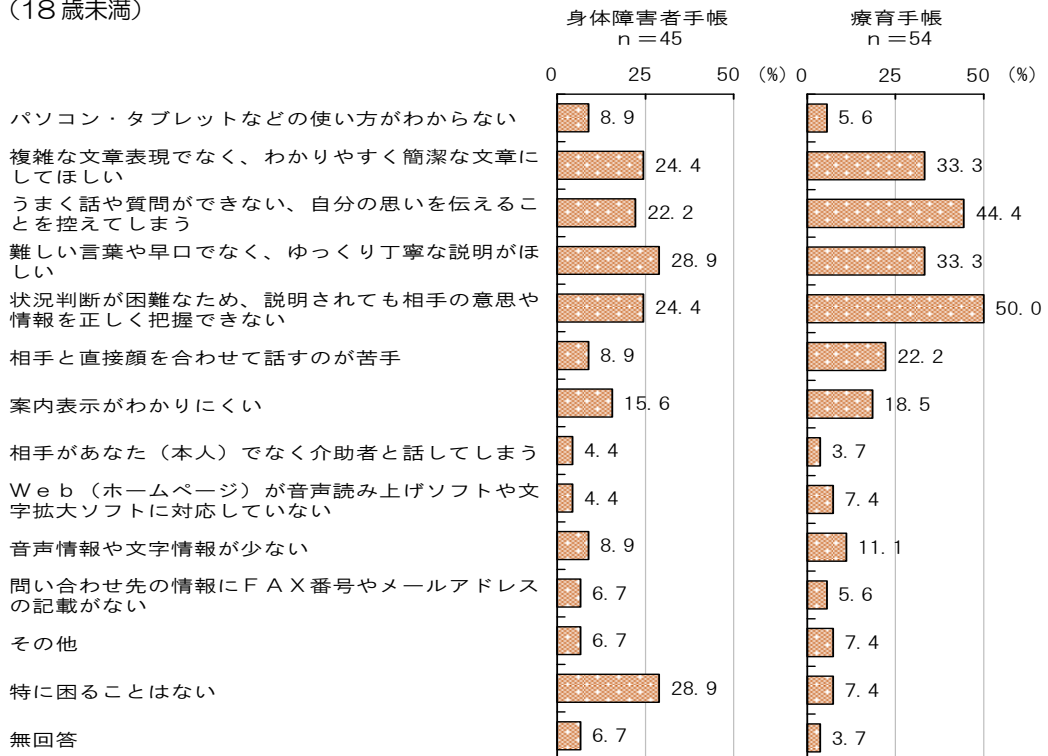
手帳種別でみると、18歳以上において、身体障害者手帳所持者は「パソコン・タブレットなどの使い方がわからない」が21.9%と最も多くなっています。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も多くなっています。特定医療費受給者証所持者は「複雑な文章表現でなく、わかりやすく簡潔な文章にしてほしい」が23.8%と最も多くなっています。一方、「特に困ることはない」が、身体障害者手帳所持者は37.2%、特定医療費受給者証所持者は42.6%となっています。



(18歳以上)



(18歳未満)

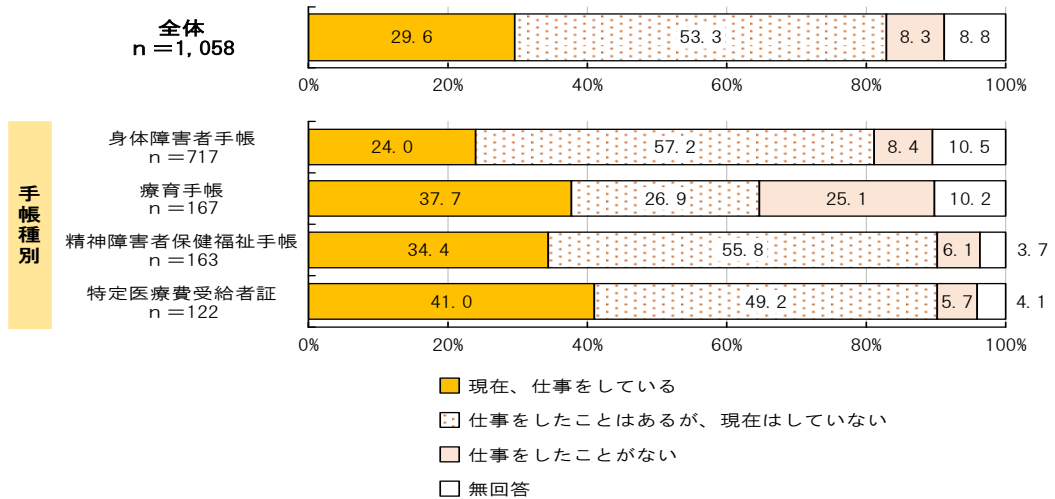


【就労について】（18歳以上のみ）

（設問） 「これまで仕事をしたことがありますか」

（回答） 「仕事をしたことはあるが、現在はしていない」が53.3%と最も多く、次いで「現在、仕事をしている」が29.6%などとなっています。

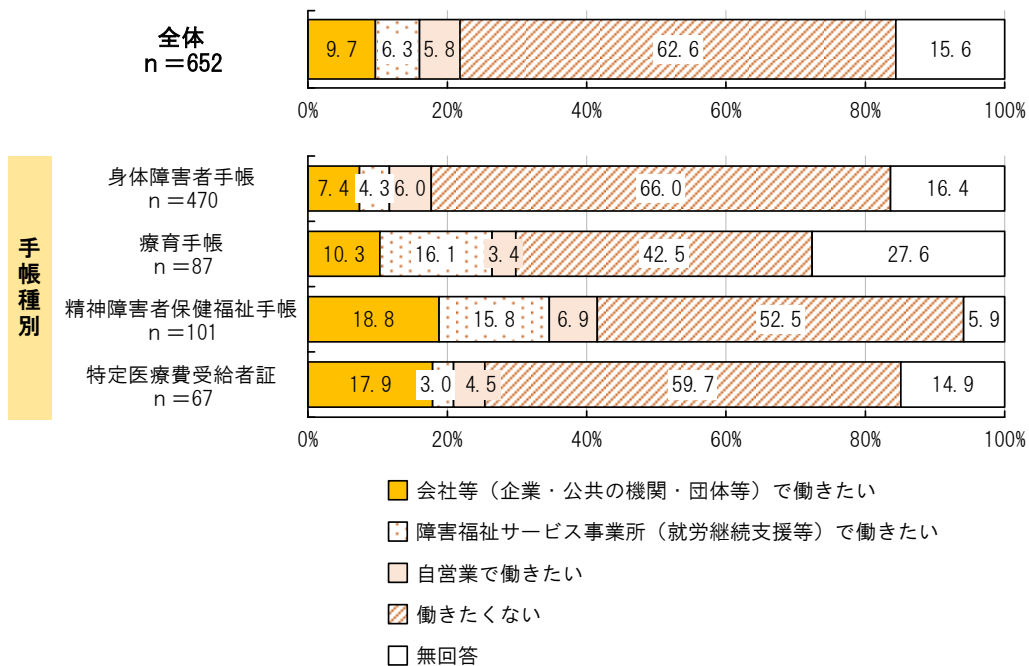
手帳種別でみると、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者は「仕事をしたことはあるが、現在はしていない」が最も多くなっています。療育手帳所持者は「現在、仕事をしている」が37.7%と最も多くなっています。



（設問） 「仕事をしたことがあるが、現在はしていない」又は「仕事をしたことがない」を選んだ方へ「今後、会社等で働きたいですか。」（番号を1つ）

（回答） 今後、会社等で働きたいかについては、「働きたくない」が62.6%と最も多く、次いで「会社等（企業・公共の機関・団体等）で働きたい」が9.7%などとなっています。

手帳種別でみると、いずれの種別においても「働きたくない」が最も多くなっています。

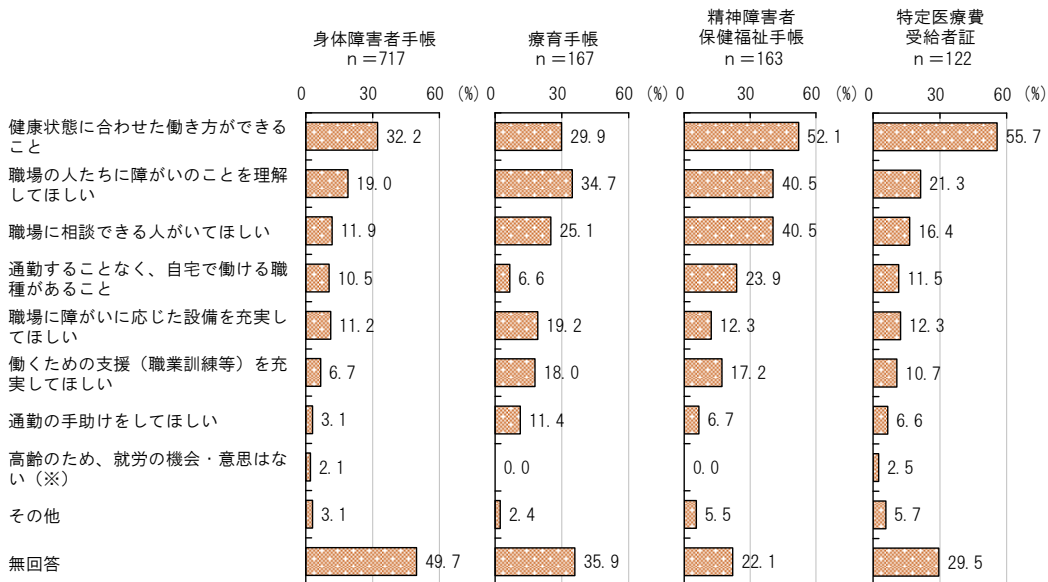
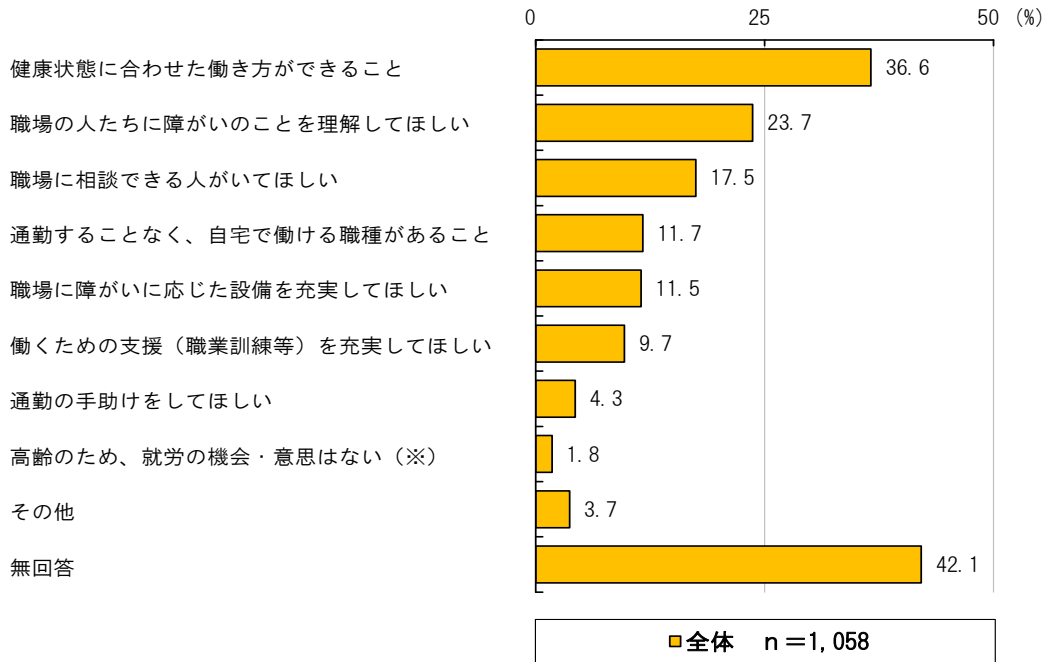


【就労について（その2）】（18歳以上のみ）

（設問） 「仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。」

（回答） 仕事をする又は続けるために必要だと思う配慮は、「健康状態に合わせた働き方ができること」が36.6%と最も多く、次いで「職場の人たちに障がいのことを理解してほしい」が23.7%などとなっています。

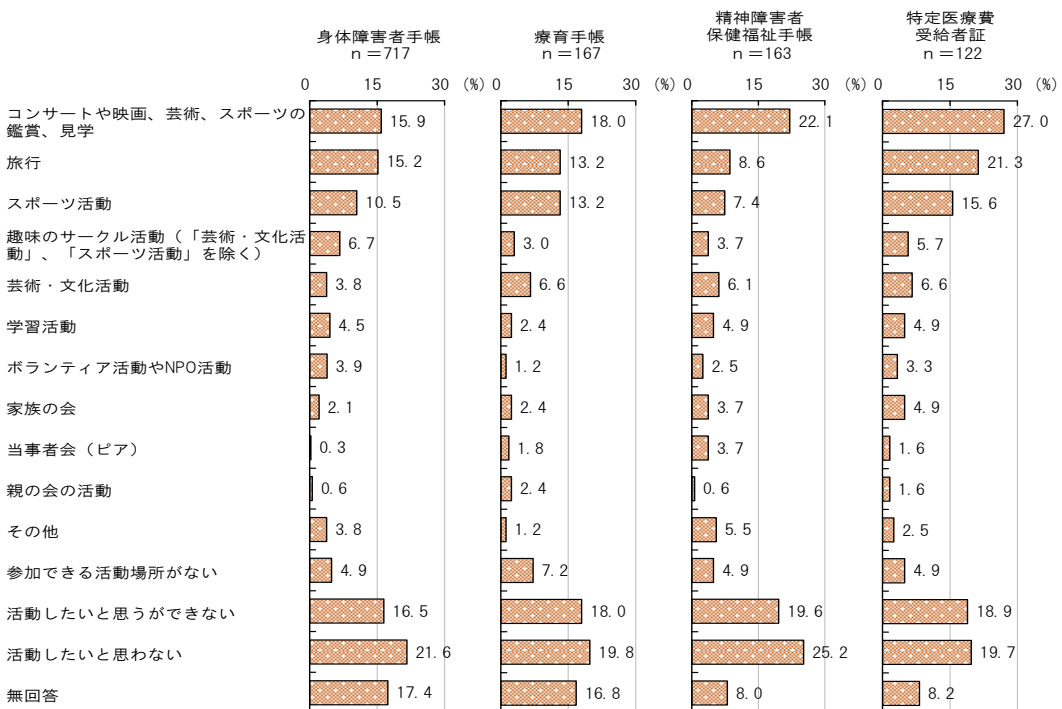
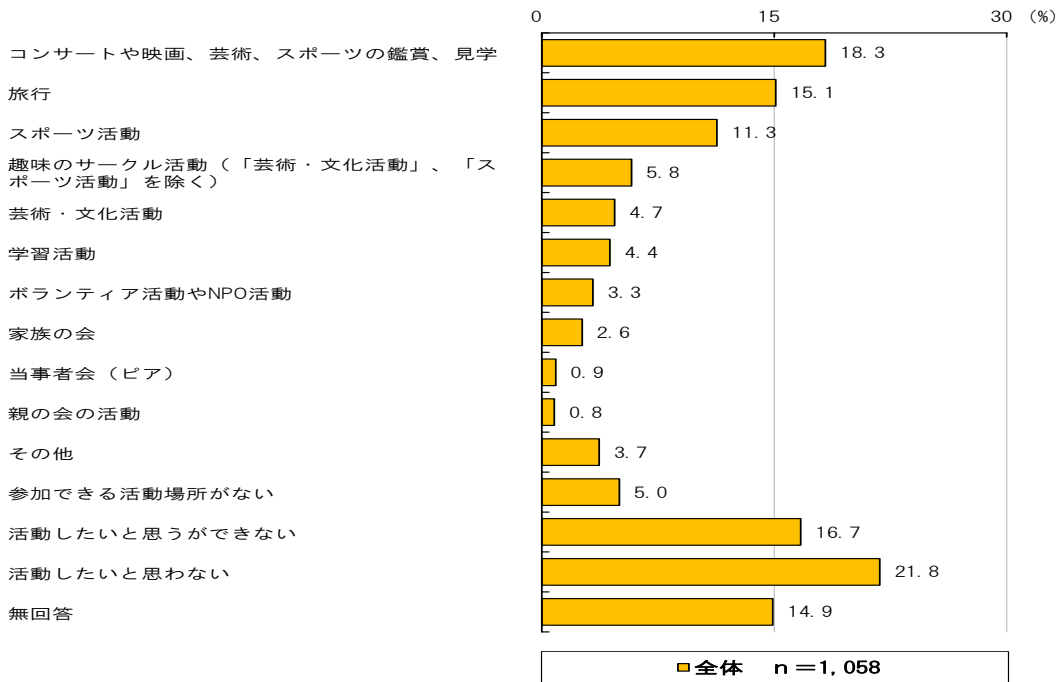
手帳種別でみると、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者において「健康状態に合わせた働き方ができること」が最も多くなっています。療育手帳所持者においては「職場の人たちに障がいのことを理解してほしい」が34.7%と最も多くなっています。



【社会参加等について】（18歳以上のみ）

（設問） 「この1年間に、趣味や学習、スポーツ等の活動をしましたか。」（あてはまるものすべて）

（回答） この1年間で行った趣味や学習、スポーツ、社会活動などの内容は、「コンサートや映画、芸術、スポーツの鑑賞、見学」が18.3%と最も多く、次いで「旅行」が15.1%などとなっています。一方、「活動したいと思うができない」が16.7%、「活動したいと思わない」が21.8%となっています。
手帳種別でみると、いずれの種別においても「コンサートや映画、芸術、スポーツの鑑賞、見学」が最も多くなっています。一方、「活動したいと思うができない」が、身体障害者手帳所持者は16.5%、療育手帳所持者は18.0%となっています。「活動したいと思わない」が、身体障害者手帳所持者は21.6%、療育手帳所持者は19.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者は25.2%となっています。

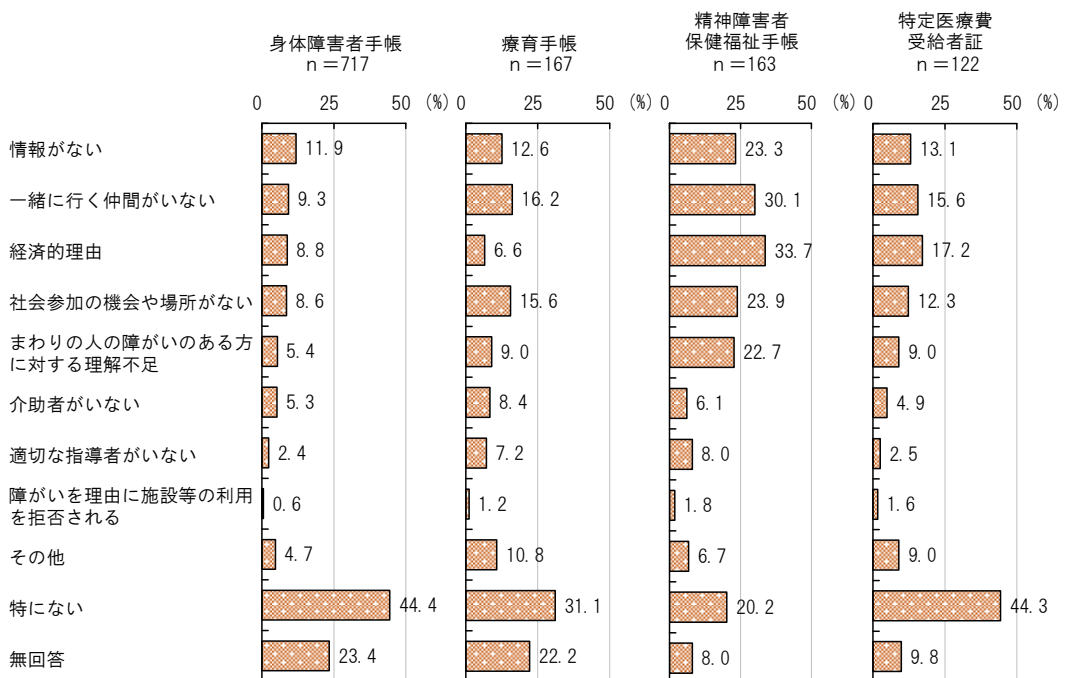
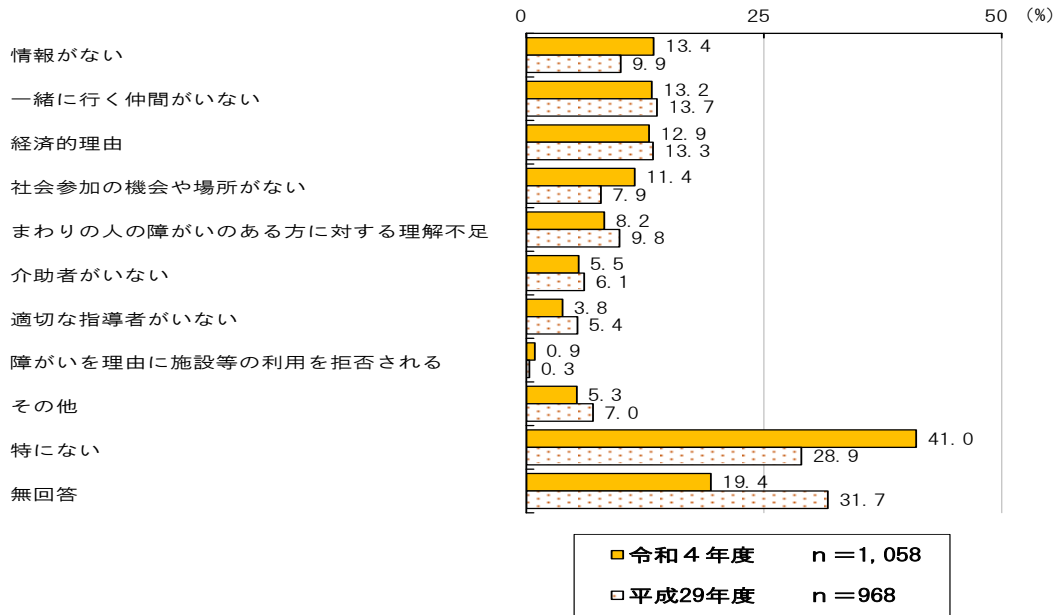


【社会参加等について（その2）】（18歳以上のみ）

（設問） 「社会参加をする上で、妨げになっていることはありますか。」（3つまで）

（回答） 「情報がない」が13.4%と最も多く、次いで「一緒に行く仲間がない」が13.2%などとなっている一方、「特にない」が41.0%となっています。平成29年度と比較すると、「特にない」が12.1ポイント増加しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者において「情報がない」が11.9%と最も多くなっています。療育手帳所持者においては「一緒に行く仲間がない」が16.2%と最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳・特定医療費受給者証所持者は「経済的理由」が最も多くなっています。一方、「特にない」が、身体障害者手帳所持者は44.4%、療育手帳所持者は31.1%、特定医療費受給者証所持者は44.3%となっています。



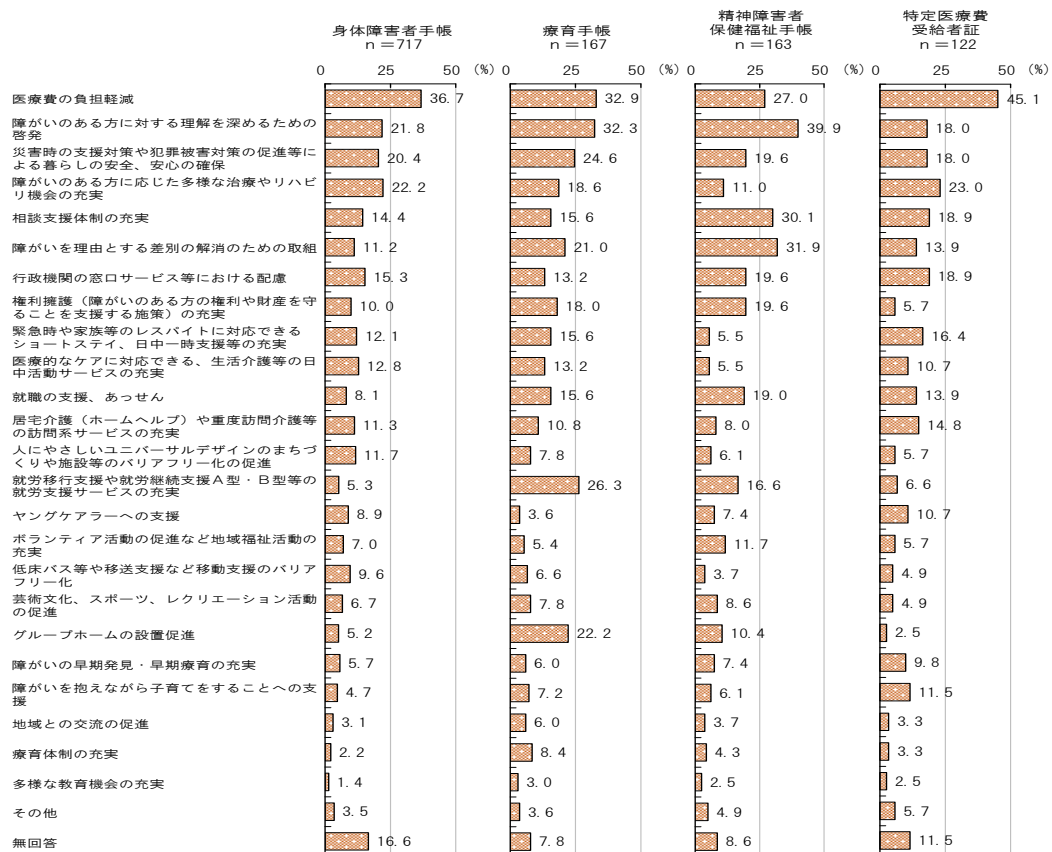
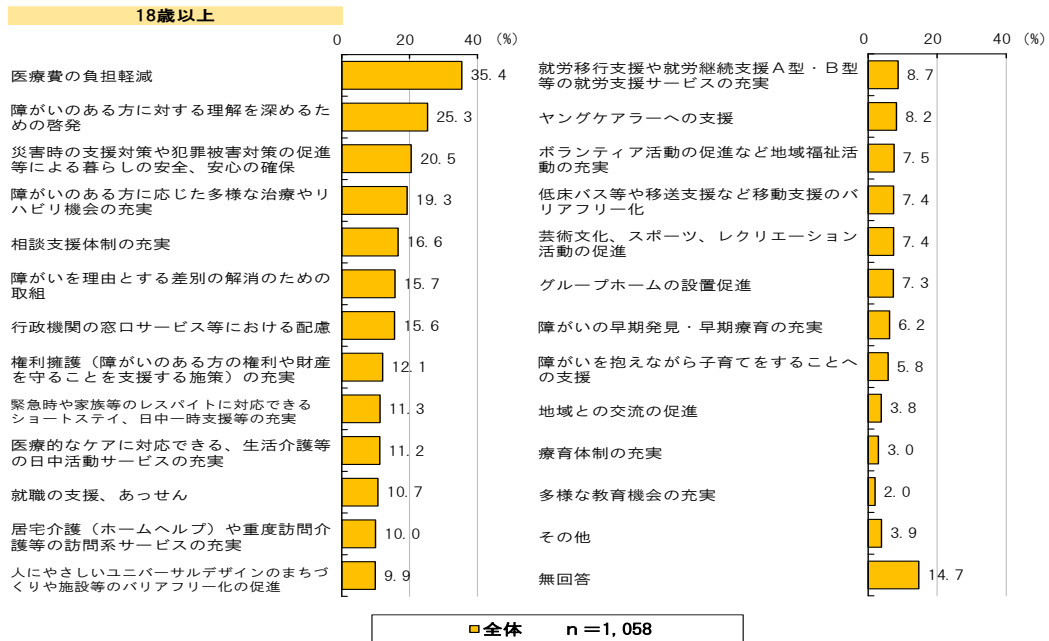
【行政への要望】

(設問) 「行政において力を入れてほしいこと。」(主なものを5つ)

(回答) <18歳以上

「医療費の負担軽減」が35.4%と最も多く、次いで「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が25.3%などとなっています。

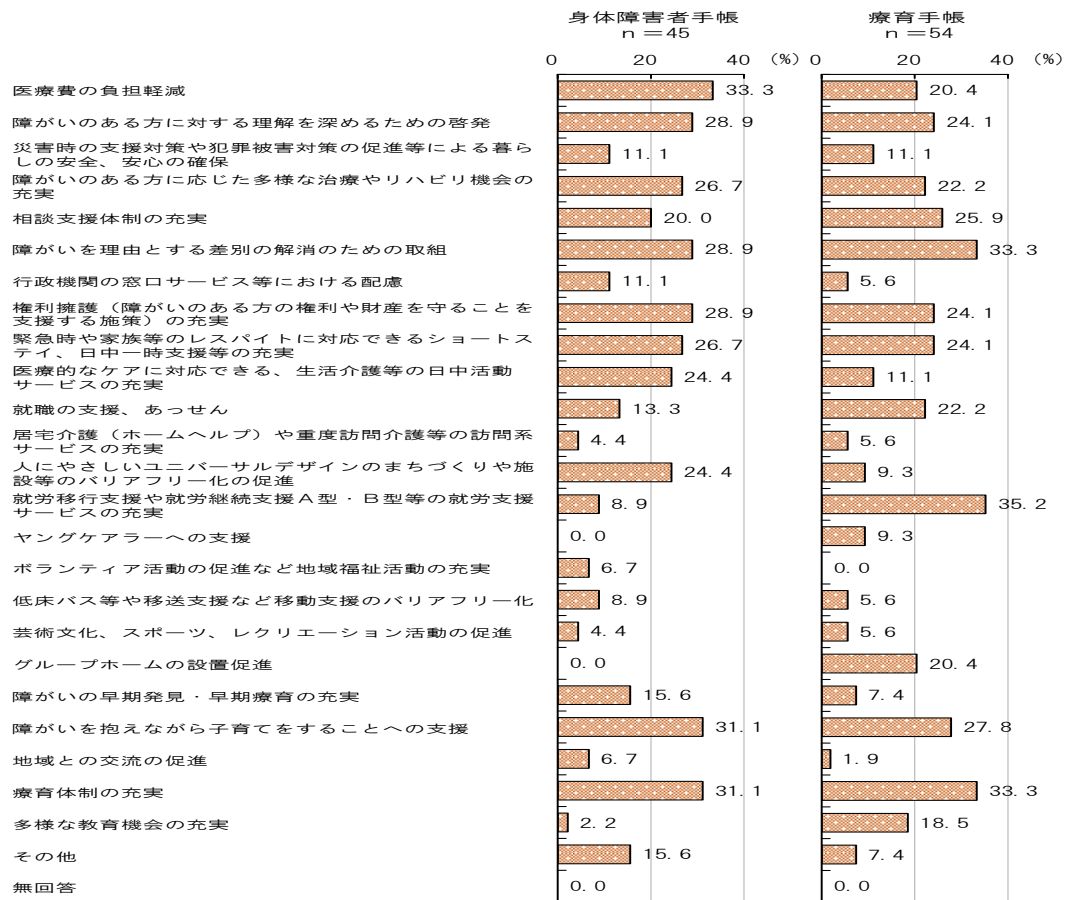
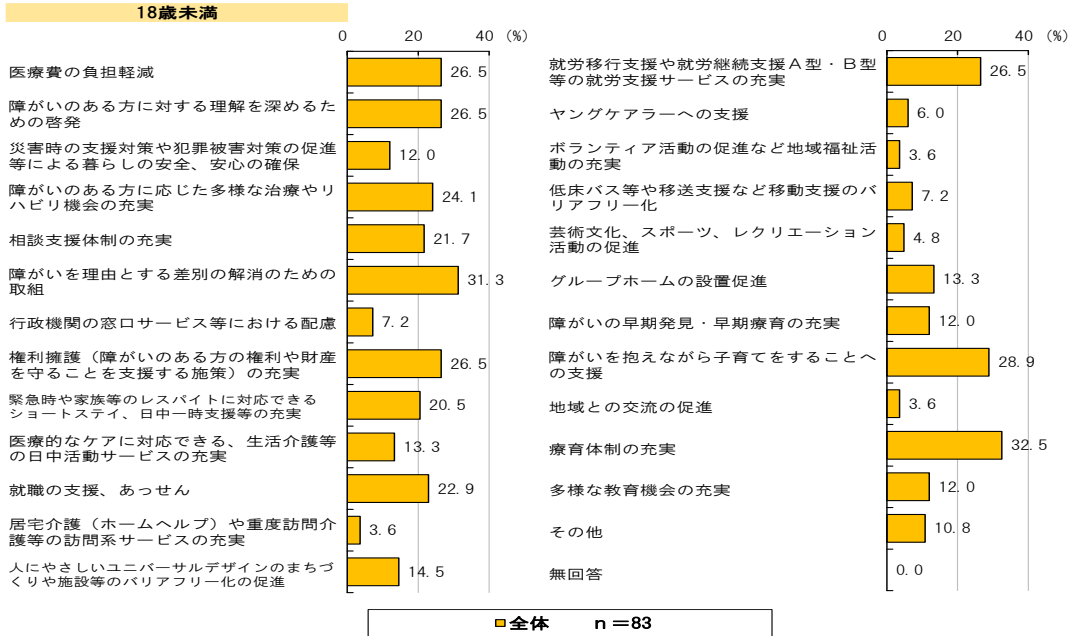
手帳種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費受給者証所持者において「医療費の負担軽減」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者においては「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が39.9%と最も多くなっています。



(回答) <18歳未満>

18歳未満において「療育体制の充実」が32.5%と最も多く、次いで「障がい者を理由とする差別の解消のための取組」が31.3%などとなっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者において「医療費の負担軽減」が33.3%と最も多くなっています。療育手帳所持者においては「就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の就労支援サービスの充実」が35.2%と最も多くなっています。



4 策定体制

長野県障がい者施策推進協議会

長野県障がい者施策推進協議会委員名簿

氏名	役職等
◎ あかほね のぶゆき 赤羽 信行	四賀アイ・アイ管理者（社会福祉法人信濃友愛会） 社会福祉法人信濃友愛会 常務理事
うえはら こういち 上原 孝一	長野労働局職業対策課地方障害者雇用担当官
おおほり なおみ 大堀 尚美	NPO法人ポプラの会副会長 長野県ピアサポートネットワーク代表
こいわ たみこ 小岩 多美子	千曲市健康福祉部福祉課長
さかさばら なおき 榊原 直樹	清泉女学院大学人間学部文化学科専任講師
さとう ちえ 佐藤 千枝	長野県議会議員
たなか ふじこ 田中 富士子	飯伊圏域障がい者総合支援センター相談支援専門員
どい まゆみ 土井 まゆみ	社会福祉法人絆の会理事長
○ とも の たかのり 友野 孝徳	長野県身体障害者施設協議会副会長 社会福祉法人横浜社会福祉協会千曲園施設長
ながぬま くにあき 長沼 邦明	飯田病院附属仲ノ町診療所長
にのみや くにこ 二宮 州子	長野県聴覚障がい情報センター所長 長野県聴覚障害者協会理事
まるやま かおり 丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会長 長野県手をつなぐ育成会副会長
みやじま しづか 宮島 しづか	豊丘村健康福祉課長
むとう ふみこ 武藤 文子	長野県視覚障害者福祉協会長野支部長
むらまつ かずこ 村松 和子	長野市身体障害者福祉協会女性部監事

◎会長、○会長代行

(15名、氏名五十音順、敬称略)

5 策定経過

令和4年	12月	長野県障がいのある方の実態調査
令和5年	5月18日	長野県障がい者プラン策定庁内調整会議 ・新プランの策定スケジュール
	5月31日	現プランの実績・課題、次期プランに対する意見照会 (市町村、圏域自立支援協議会、保健福祉事務所)
	6月14日	第1回長野県自立支援協議会 ・新プランの概要・策定スケジュール
	7月24日	市町村・圏域自立支援協議会・保健福祉事務所担当者会議 ・障害福祉計画の策定について
	8月28日	第1回長野県障がい者施策推進協議会 ・新プランにおける基本方針の検討
	8月～9月	障がい者団体との意見交換 ・新プランにおける基本方針等の意見交換
	11月14日	第2回長野県自立支援協議会 ・障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標等
	11月30日	第2回長野県障がい者施策推進協議会 ・新プランの策定に向けた施策内容の検討
令和6年	1月18日	長野県社会福祉審議会 ・新プランの計画案の検討
	1月26日 ～2月25日	パブリックコメントの実施（1か月間） ・新プランの計画原案